自己点検・評価及び外部検証報告書

学位授与事業に関して

平成14年7月 大学評価・学位授与機構 NIAD

National Institution for Academic Degrees

自己点検・評価及び外部検証報告書 学位授与事業に関して

平成14年7月 大学評価・学位授与機構

まえがき

大学評価・学位授与機構は、平成12年4月の改組により大学評価事業と学位授与事業を行うこととなりましたが、学位授与事業に関しては、平成13年7月に前身である学位授与機構の創設以来10周年を迎えました。これを機に同事業全般に亘り自己点検・評価を行い、平成13年11月に「自己点検・評価報告書学位授与事業に関する自己点検・評価」をまとめました。次いで、この自己点検・評価結果を基に外部の有識者による検証を受けることといたしました。平成13年12月に外部委員による現地調査・ヒアリングを受け、平成14年3月には「外部検証報告書学位授与事業に関する外部検証」をまとめていただきましたので、ここにこれらを合わせて公表することといたしました。

本機構では、平成3年に行われた「学校教育法」及び「国立大学設置法」の改正によって定められた 学位授与機構の任務を達成するべく学位授与事業を鋭意実施してまいりました。自己点検・評価におい ては、当初の目的である「生涯学習体系への移行、および高等教育の多様な発展の観点から、高等教育 の様々な学修の成果を評価し、大学、大学院の修了者と同等の水準にあると認められた者に対して新し く学位への途を開くとともに関連した調査研究および情報提供を行う」という趣旨に照らして達成度の 確認を行うとともに、将来に向けての展望、課題を明らかにすることに努めました。

今回の外部検証においては、本機構の学位授与事業の将来の課題等について、有益な御意見・御提言をいただきました。本機構では、これらの御意見等に対して真摯に取り組んでいく所存であり、平成14年4月に「学位授与事業将来構想検討委員会」を設置し、本機構における学位授与事業の今後のあり方等の検討に着手しております。

なお、本機構では、ホームページ上でも広く一般の皆様からも御意見を募集いたしておりますので、 本事業に関して皆様方の忌憚のない御意見をお寄せくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本事業の推進に関して準備段階から現在に至る十余年の間、直接あるいは間接に御指導、御協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。特に今回の外部検証にあたり、御多用中にもかかわらず、貴重な時間を割いて本機構のため有益な御意見、御助言をいただいた中嶋嶺雄外部検証委員会委員長をはじめ外部検証委員の皆様に衷心より御礼申し上げます。

平成14年7月 大学評価・学位授与機構長 木 村 孟

自己点検・評価報告書 学位授与事業に関する自己点検・評価

平成13年11月 大学評価・学位授与機構

序 文

大学評価・学位授与機構の前身である学位授与機構は、平成3年7月に、生涯学習体系への移行、及 び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学、大学 院の修了者と同等の水準にあると認められた者に対して、新しく学位授与の途を開くとともに、関連し た調査研究及び情報提供等を行うことを目的として創設されました。

具体的には、短期大学及び高等専門学校卒業等を基礎資格とし、更に一定の単位を体系的に修得した 者(単位積み上げ型学修者)を対象に学士の学位を授与すること、また、高等教育段階の教育施設のう ち各省庁が所管する大学校で、大学、大学院と同等の水準の教育を行うと認めた課程の修了者(省庁大 学校の修了者)を対象に学士、修士又は博士の学位を授与することが業務として課せられました。学位 授与機構は、国公私立の大学関係者の参画を得て学位授与等の審査を行うという性格から、大学共同利 用機関と同様の位置付けをもつ、大学の延長線上の機関として設置されたものであります。

その経緯としては、昭和61年4月の内閣総理大臣の諮問機関臨時教育審議会の第2次答申において、 学位授与機関創設の必要性が初めて取り上げられました。そして、文部省の大学審議会においてその具 体化の検討が行われ、平成3年2月の答申「学位授与機関の創設について」を受けて学校教育法及び国 立学校設置法の改正が行われ、本機構が生まれたものです。

学位授与機構は、そのモデルを当時の英国の全国学位授与評議会(CNAA)にとったものとされていま すが、その CNAA は1993年(平成5年)に解散しています。本機構のシステムは、現在では審査を通じ て学位を授与するという、世界的にみても、極めて特色のあるものになっています。

創設後は平成13年4月までの間に、単位積み上げ型学修者については8,028人に学士の学位を、省庁 大学校の修了者については8,887人に学士、860人に修士、152人に博士の学位を授与してきました。ま た、単位累積加算制度に関する調査研究など、学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関す る調査研究を行い、さらには、大学における科目等履修生制度の開設状況など、大学における各種の学 習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行ってきました。

平成12年4月には大学評価という新しい事業の実施が付加されたことによって、学位授与機構から大 学評価・学位授与機構へと改組されましたが、本年の7月で学位授与事業は10周年を迎えました。

そこでこれを機に、学位授与事業全般に関して自己点検・評価を行い、さらには外部の有識者による 検証(評価)を受けることといたしました。学位授与機構の所期の目的に対しての達成度を確認するとと もに、将来に向けての展望・課題等を明らかにすることにより、本格的な生涯学習社会の到来に向けて、 学位授与事業を伸展させようとするものです。

なお、今回の学位授与事業全般に亘る自己点検・評価は、上述のとおり、本機構創設から10年間の活 動状況について自ら点検及び評価を行うものであり、現在、本機構が大学評価事業として実施している 評価とは性格を異にするものです。

これまでの本事業を直接、間接に支えて下さった関係者各位に感謝申し上げますとともに、今回の自 己点検・評価にご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

> 平成13年11月 大学評価・学位授与機構長 村 孟

木

自己点検・評価報告書概要

1. 自己点検・評価の実施

本書は、大学評価・学位授与機構の学位授与事業に関する自己点検及び評価の報告である。

本機構は、本年7月に創設10周年を迎えるにあたり、これまでの学位授与事業全般に関する自己点検及び評価を実施した。

先ず、本機構設置の背景と理念の確認を行って目的及び目標を設定し、それに照らしてこれまでの業務の点検を実施した。本機構設置の基礎となる主要な法令(学校教育法第68条の2第3項、国立学校設置法第9条の4)及びその背景となった大学審議会答申(平成3年2月「学位授与機関の創設について」)等から、学位授与事業の目的は次のようにまとめられる。

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する途を開くために、大学による学位授与という原則を維持しつつ、国公私立の大学関係者の参画を得て運営される大学共同利用機関と同様の位置付け及び運営の仕組みのもとで、専門的な判断に基づき自律的に学位を授与する。また、今後の生涯学習体系の中において本機構に要請される役割を十分果たしていくために必要な調査研究を行うとともに、学習者にとって必要な大学等における学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

ここに掲げる主要業務である(1)学位授与業務、(2)調査研究、(3)学習情報業務、に(4)管理・運営を加え、 夫々についてより具体的な目的及び目標を定め、その取り組み状況及び達成状況を点検・評価するとと もに改善のための方策を点検・評価し、学位授与事業全体の目的からみた総括を行った。

2. 学位授与業務の取り組み状況と達成状況

機構の学位授与は、(1)短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対して学士の学位を授与する「単位積み上げ型による学士の学位授与」、(2)学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者に学士、修士又は博士の学位を授与する「省庁大学校修了者への学位授与」の二つに大別される。

単位積み上げ型による学士の学位授与に関して、①制度の趣旨に沿って学位授与システムを構築したか、②適切な審査システムの確立と運用を行ったか、③制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応を行ったか、を点検・評価した。また、省庁大学校修了者への学位授与に関しても同様の観点から点検・評価した。

本機構は学位授与事業と大学評価事業の2種類の事業を実施しているが、現在、機構長のもと総員136名の教職員からなり、うち9名の学位審査研究部教員及び48名の管理部事務職員が学位授与事業に直接・間接に従事している。学位の審査は学位審査会及びその下に置かれた17の専門委員会、38の専門部会により実施されている。これらにおいては、約300名の国公私立大学教員等の参画を得ている。

単位積み上げ型による学士の学位授与において、申請者に要求される条件の第1は基礎資格(短期大学若しくは高等専門学校卒業等)を満たすこと、第2は基礎資格を満たした後、一定数の単位を修得すること、第3は学修の成果をレポートないし作品として提出すること、である。審査は修得単位の認定と、学修成果並びに小論文試験(もしくは面接試験)の結果とを総合して行われる。本審査システムの

もとでは53の専攻ごとの基準が設定されており、26の専攻分野に亘る学士の学位が授与される。過去10年間の学位授与者数は8,028名であり、毎年増加を続けている。

省庁大学校修了者への学位授与に関しては、申請のあった大学校の教育課程について審査を行い、大学ないし大学院相当の課程であることを認定する。学位の申請者は本機構が認定した大学校の教育課程を修了することが条件となる。平成13年7月現在大学学部相当の教育課程7、大学院修士課程相当の教育課程4、同博士課程相当の教育課程2、を認定している。学士の学位を授与するには、認定された教育課程を修了したこと及び単位修得の証明に基づき審査を行う。修士又は博士の学位の申請者には更に提出論文と口頭試問の審査で合格の判定を得ることが学位を授与する条件となる。創設以来の学位授与者数は学士8,887名、修士860名、博士152名、合計9,899名であり、単位積み上げ型による学士と合わせると、学位授与者数の総計は17,927名に達する。

3.調査研究の取り組み状況と達成状況ならびに学位審査研究部教員の活動

本機構学位審査研究部に属する教員が実施している主要な研究課題としては、(1)現行学位授与制度に関する実情調査(学位取得者の直後調査及び追跡調査(フォローアップ調査))、(2)大学外における高等教育レベルの学習の評価システムに関する欧米諸国との国際比較、(3)単位累積加算制度に関する研究、(4) IT を利用した高等教育の単位累積制度と単位認定に関する研究、等がある。研究の成果の多くは年2回発行している研究紀要「学位研究」に公表されている。専任教員は永年大学において豊富な研究・教育・運営の経験を持つか、あるいは大学行政または高等教育学の専門家である。上記の研究の多くは客員教員や外部の専門家との密接な協力によって実施され、また、一部の研究課題は学位審査課の協力のもとで行われている。

なお、自己点検・評価の一環として個人業績評価書を各教員より提出させ、別にとりまとめ外部検証 委員会の審議に付すこととしている。

4.学習情報業務の取り組み状況と達成状況

次の方法で多様な学習機会に関する情報を広く提供している:(1)「科目等履修生制度の開設大学一覧」を毎年発行、(2)「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を毎年発行、(3)「新しい学士への途」(本機構が行う学士の学位授与に対する申請の手引き書)を毎年発行。また、本機構による学位授与制度を普及するための説明会、広報冊子の配布などを行っている。さらに、大学評価に関する情報とリンクさせ、汎用性の高い大学情報データベースの企画等を進めている。その第一歩として、本機構が公開しているインターネットホームページの充実を図り、各種の情報の掲載を進めている。

5.管理・運営の取り組み状況と達成状況

本機構の趣旨・目的・業務にかんがみ、基本的に大学共同利用機関と同様の組織、運営とすることとされ、国公私立大学関係者の参画を得て運営する、評議員会、運営委員会が置かれている。両委員会は国公私立大学の管理運営責任者、教育専門家、産業界等各方面を代表する有識者等から構成され、本機構が公正な運営を行うのに必要な助言等を与えている。

また、本機構の運営・管理に必要とされる庶務・会計及び施設その他等を行うために、管理部を置いている。課程認定を申請する教育施設及び学位授与申請者数の増加に対応して、本機構学位授与業務関係の教職員数は平成11年度まで増員が図られてきた。業務場所は東京工業大学すずかけ台キャンパス内、学術総合センタービル内及び筑波大学大塚キャンパス内に分散しているが、平成15年度には一橋大学小平キャンパス内に本機構の本館が建設される。

6. 自己点検・評価の総括

- (1) 学位授与申請者(学位授与者)数が増加していること(累積約1万8千名)及び教育課程の認定を申請する教育施設数が増加していることは、本機構の制度及びその運営が順調であることの証左となっていると判断する。単位積み上げ型学位取得者に対して取得直後及びその後の追跡調査(フォローアップ調査)においても、80%を超える高い満足度の回答が得られた等のことから、本事業が相当の成果をあげていると判断できる。
- (2) 一方、短期大学及び高等専門学校関係者からは、試験制度のよりきめ細かい運用を望む声が聞かれた。また、本制度が一般社会において未だ十分良く知られているに至っていない、という批判もある。
 広報活動を強めることは今後の課題の一つである。
- (3) 認定専攻科を経由しない申請者は看護学や保健衛生学分野では着実な伸びを示しているものの、その他の分野では相対的に少なく、増加率も顕著とは言えない。これら自らの計画で単位修得を行っている学習者への支援強化を図るための方策として、情報の積極的な提供と対象者把握のための予備審査制度も検討すべき課題であると考える。
- (4) 認定専攻科の数は増加を続け、その修了者による学位取得の数も増加しており、また合格率も安定している。これは短期大学及び高等専門学校の認定専攻科での指導の向上に帰するところが大きい。一方で、現行では専攻科教育の品質保証の手続きとしては認定申請の際の審査及び教育の実施状況の審査が制度として組み込まれているが、最近の高等教育機関の品質保証、アクレディテーションの手法と比べると十分とはいえない。これらの教育施設における教育の実施状況等をより詳細に把握できるように整備することが今後の課題の一つである。
- (5) 省庁大学校修了者への学位授与については、全般的には大学校から肯定的な評価を得ている。一方、 審査期間の短縮、審査手順の緻密化など改善の検討を行うべき課題も少なくない。これらについて専 門委員会の機能強化、審査手順の合理化を含め、継続して検討し、実現を図っていくべきである。
- (6) 審査プロセスの迅速化と審査内容の充実を同時に進めて申請者へのサービス水準の向上を限られた 陣容で実現するには、情報化による合理化が欠かせない。科目情報の公開、電子申請、審査過程への ネットワーク技法導入(高セキュリティ化と平行して)などを主要な課題として検討を進めているが、 その具体化が課題である。
- (7) 審査システムの短期的な改良では解決できない点については、中・長期的視点から検討を続ける必要がある。このために機構内で長期的将来構想を検討する機会を増やすことが必要と考えられる。
- (8) 単位累積加算制度については、現行の機構における学位規則第6条第1項による学士の学位授与制度を一歩進めるものという認識のもとに調査研究を重ね、平成11年度に文部省に報告書を提出し、その効能及び問題点を指摘したが、今後も継続して研究を重ね、多様な学習機会の拡大の展望を開くべきである。
- (9) 調査研究業務は、学位審査研究部教員が推進してきた。自然科学から人文・社会科学系に至る多様な専門家からなる教員団の構成は学位審査のみならず、調査研究でも活かされてきたと判断できる。
- (10) 過去10年の間に学位制度に関わる研究は、研究紀要『学位研究』に掲載された75編の論文を始めとして広く公開され、相当の蓄積を持つに至った。今後は海外の事例研究からさらに歩を進めて、海外の研究者との共同研究・情報交換を推進してゆくべきである。グローバル化した環境の中で我が国の学位と単位制度、その互換性に関わる問題を探求することは本機構の学位授与業務に有益であるばかりでなく、日本の高等教育に資することが出来るもので、一層の展開が必要である。
- (11) 情報提供の業務については、本機構の学位授与システムに直接関係する資料は充実しており、今後、インターネット上での利用を広げる方向に進む予定である。大学等における多様な学習機会に関する情報の提供は現在企画中のものが多いが、新設の管理部情報課との密接な協力のもとに、電子化され

たデータの早期供給が必要とされる。

(12) 管理・運営の業務は、本機構が行う学位授与業務の円滑な実施、外部有識者の参画を得た管理体制による公正さの堅持、教職員が集中して業務に励むことのできる環境の設営の諸観点から、概ね順調に発展してきたと総括する。平成12年度に大学評価事業が任務として加わったことにより組織が拡大し、円滑な運営には管理運営面で一層の努力が必要になっている。機構長のリーダーシップが発揮され、効率良く目的を達成できるよう努力の継続が必要とされる。

本学位授与制度を改良し、我が国における高等教育段階での学習機会の多様化に貢献するよう一層努力をすることは、我が国の知的社会構築に貢献するための我々の責務であると考える。

目 次

序 文 自己点検・評価報告書概要 機構長 木村 孟

本文目次

はじめに	1
第1章 自己点検・評価の実施	
1.1 自己点検・評価の進め方	3
1.2 学位授与機構発足の背景と理念の確認	3
1.3 学位授与事業の目的及び目標	5
1.4 学位授与業務の実施組織	7
第2章 学位授与業務に係る自己点検・評価	
2.1 目的と目標	9
2.1.1 目的	9
2.1.2 目標	9
2.2 学位授与業務を遂行する組織の構築状況	10
2.3 単位積み上げ型による学士の学位授与	12
2.3.1 取り組み状況	13
2.3.2 達成状況	19
2.3.3 改善のための方策	26
2.4 省庁大学校修了者への学位授与	27
2.4.1 取り組み状況	28
2.4.2 達成状況 2	29
2.4.3 改善のための方策	32
2.5 学位授与業務に関する総括 3	32
第3章 調査研究に係る自己点検・評価	
3.1 目的と目標 (34
3.1.1 目的	34
3.1.2 目標	34
3.2 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進 🤇	34
3.2.1 取り組み状況 (34
3.2.2 達成状況 (36
3.3 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施 3	37
3.3.1 取り組み状況 (37
3.3.2 達成状況 (38
3.4 調査研究成果の取りまとめと公表4	40
3.4.1 取り組み状況 / 達成状況 4	40
3.5 改善のための方策 4	44

3.6 部	査研究に関する総括	46
第4章	学習情報業務に係る自己点検・評価	
4.1 目	的と目標	47
4.1.	1 目的	47
4.1.	2 目標	47
4.2 ા	ス様な学習機会を求める者への効果的な情報提供	47
4.2.	1 取り組み状況	47
	2 達成状況	
4.2.	3 改善のための方策	50
	マングライン マイス	
	1 取り組み状況	
	2 達成状況	
	- 〜〜〜〜〜〜 3 改善のための方策	
	空間情報業務に関する総括	
7.7		02
笙 5 音	管理運営に係る自己点検・評価	
	白生星日に成る日も本族・肝臓 的と目標	5 4
	7員組織の適切な配置	
	務組織の適切な配置	
_		
**-	織としての円滑な業務運営	
	、部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持	
	と好かつ効率的な業務環境の整備・確保	
5.7 管	理運営に関する総括	61
	£11.1=	
第6草	総括	63
資料編		
	学位授与事業に係る主要法令条文等	69
資料 2	平成13年度に実施する大学評価・学位授与機構における	
211-	学位授与事業に関する自己点検及び評価等に係る実施要項	82
資料 3	大学評価・学位授与機構における学位授与事業に関する外部検証実施要項	
資料4	学位授与事業の自己点検及び評価における目的及び目標の設定と評価項目(大綱)	
資料 5	評議員会、運営委員会及び(学位)審査会開催状況	
資料 6	創設~平成6年5月17日までの審査会専門委員会	
資料7	学位授与機構組織図(創設~平成11年度)	
質料 8	学 位 15 号 機構組織図 (創設 * 十成 11 年度)	
資料 9	(学位)審査研究部及び管理部定員充足状況	
資料10	(学位)審査研究部教員一覧	
資料11	管理部の整備及び定員の推移状況	
資料12	機構内主要会議及び委員会一覧	
資料13	教授会、運営会議及び学位審査連絡会議開催状況	
資料14	国立学校設置法機関における管理運営等の比較	
資料15	機構の施設状況等	100

はじめに

大学評価・学位授与機構は、平成3年7月の学位授与機構としての創設以来の学位授与事業と、平成12年4月の現機構への改組に伴って加えられた大学評価事業の2種類の事業を遂行している。本書は、機構における前者、すなわち学位授与事業に関する、自己点検及び評価の報告書である。

学位授与機構では、平成7年度に機構内に「自己点検・評価委員会」を設置し、内部的な自己点検を行うとともに、その結果を外部に公開し外部者の検証を仰ぐ本格的な自己点検及び評価活動の実施を検討してきた。そして、平成11年度に至り、平成13年7月の機構創設10周年を節目にそれを実施することが適当との判断を固め、準備を開始した。

その後、上記の様に、平成12年度には機構は大学評価・学位授与機構に改組され、それを機に機構の組織運営規則に、「第8条 機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。2 機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。」(大学評価・学位授与機構組織運営規則(文部科学省令))の条項が加えられ、機構における自己点検・評価活動は、法的な根拠を持つものとなった。

改組後の検討では、機構のもう一つの事業である大学評価事業については事業の開始から日も浅く、事業確立の途上にあることから、今回の自己点検・評価は、学位授与事業に対象を絞って実施することとした。そして、自己点検・評価委員会において、対象期間を創設の平成3年7月から平成13年3月までとして、平成13年度中に活動として実施したものである。

本報告書は6章から構成されており、第1章で自己点検・評価の方針及び点検・評価の基準となる事業の目的及び目標を示し、第2章~第5章では、それぞれ学位授与事業を構成する学位授与、調査研究、学習情報、管理運営の業務ごとに点検及び評価を行い、第6章で全体の総括を行っている。

なお、本自己点検・評価報告書は、学位審査会及び運営委員会に報告された後、機構外の有識者によって構成される外部検証委員会に提出される。本機構においては、これを、外部検証の結果と合わせて評議員会に提出するとともに、一般に公表することとしている。

第1章 自己点検・評価の実施

1.1 自己点検・評価の進め方

自己点検・評価委員会では、自己点検及び評価を実施するにあたり、本機構の実施する学位授与事業の目的及び目標に即した評価を実施することとし、その実施方法、実施時期及び対象時期等を次のとおり決定した上で、自己点検及び評価等の実施要項(資料2、3(p.82~84)参照)を定めた。

1 実施方法

- ①機構が設定する学位授与事業に関する目的及び目標に即して点検及び評価を行う。
- ②学位授与事業に関する目的及び目標の設定方法
 - ・目的…事業全体について設定した上で、学位授与業務、調査研究、学習情報業務及び管理運営の業務区分ごとにそれぞれ設定。
 - ・目標…業務区分ごと(学位授与業務については学位授与の方式に応じてさらに2つに区分) に、機構の設置目的及び趣旨、経緯、規模や資源などの諸条件、将来計画などを考慮 して、明確かつ具体的に設定。
- ③区分された業務ごとに点検及び評価を行うとともに、事業全体について総括的な評価を行う。
- 4)評価項目
 - ・取り組み状況
 - ・目的及び目標の達成状況
 - ・質の向上及び改善のための方策
 - ・各項目を通じた総合的な点検・評価

2 実施時期

平成13年度中

3 対象時期

創設(平成3年7月)から平成12年度までに実施された各区分ごとの業務を対象とする。

4 点検及び評価結果の取扱い

- ①運営委員会に報告。なお、学位授与業務に関する点検及び評価の結果については、学位審査会 にも報告。
- ②外部検証委員による検証を実施。
- ③外部検証結果を含め、評議員会に報告。
- ④最終的に外部検証結果を含めた自己点検・評価報告書(印刷物)としてとりまとめ、関係者に 配布するとともにホームページ等を通じて広く公表。

具体的な自己点検及び評価の作業は、自己点検・評価委員会の基にワーキンググループを設置し、自己点検・評価委員会において設定した目的と目標の大綱を、さらにワーキンググループで具体的に検討しながら目的と目標を設定し、評価項目別に点検及び評価を実施し本報告書として取りまとめた。

その際、基礎資料として、創設から現在に至るまでの経緯及び関係法規・規程等参考資料を網羅した 10年誌「学位授与 10年のあゆみ 」を主に活用した。

1.2 学位授与機構発足の背景と理念の確認

目的及び目標を設定するに当たっては、まず、学位授与機構の背景と理念の確認を行った。

・背景と創設の経緯 平成元年に文部大臣は大学審議会に対して、学位授与機関の具体的な構想につい

て重点的な審議を要請した。

生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度(複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の称号を付与するという制度)を設けるとともに、大学や大学院と実質的に同程度の教育研究が行われている高等教育機関について、その修了者に対し、学士の称号を付与、学位の授与を行い得るようにする必要があると考えております。このため、イギリスの全国学位授与評議会、いわゆる CNAA のような、大学と同様の権限を有する学位授与機関を我が国にも創設いたしたいと考えておりますので、その具体的な構想について、国際的な通用性にも配慮しつつ、ご検討頂きたいと存じます。

(平成元年3月14日大学審議会総会における文部大臣の審議要請より。)

これを受けて大学審議会は、大学院部会及び大学教育部会での調査を実施し、それに基づいて平成3年2月「学位授与機関の創設について」と題する答申をまとめた。これをもとに平成3年4月2日に「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」が制定・公布され、さらに同年6月3日に文部省令「学位規則の一部を改正する省令」が制定・公布された。これらにより、学位授与機構の使命が規定された。

なお、法律改正の審議を行った衆参両議院の文教委員会では附帯決議がなされており、

学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準維持に努めること。また、学位認定に当たる教授には常に学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。

とされている。

平成3年7月1日に学位授与機構が発足し、東京工業大学長津田キャンパス(後にすずかけ台キャンパスと改称)を設置場所とした。

・理念 上記の大学審議会答申によれば、本機構の創設理念は次のようにまとめられる。

今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、 急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形 成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制(特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)やコース登録制(コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。(中略)

また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

すなわち、本機構創設の趣旨は、従来、大学の外にあって、学位取得の機会を得ていなかった学習者に対して、一定の条件を満たせば学位を得ることができる制度を新設しようとするものである。当然このような新制度は学位の水準を低下させるものであってはならず、その実現には学位の水準を自律的に維持発展してきている大学教員の全面的な参画が必要であり、科目等履修生制度を各大学が取り入れることも必要であるとされている。

また、大学以外にも他省庁が管轄し、他の法令によって特定の目的のために設置されている高等教育 段階の教育施設があり、その修了者には従来、学位取得の機会が開かれていなかった。このため、適切 な審査を経て学位を授与する対象とすることを考えるべきであるとしている。

1.3 学位授与事業の目的及び目標

・機構の設置を定めた法律等 国立学校設置法第9条の4は、学位授与機構の設置目的を上記のような 背景と理念のもとで、平成3年当時、次のように規定された。

第9条の4 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

- (1) 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。
- (2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- (3) 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

また、学位授与の対象者は学校教育法第68条の2第3項で、平成3年当時、次のように規定された。

第68条の2

- 3 国立学校設置法(昭和24年法律第 150号)第3章の5に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。
- (1) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- (2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士
- 学位授与事業の目的 これらを踏まえて本機構の学位授与に関わる組織が形作られ、運営されてきた。 学位授与事業の目的をまとめると次のようになる。

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する途を開くために、大学による学位授与という原則を維持しつつ、国公私立の大学関係者の参画を得て運営される大学共同利用機関と同様の位置付け及び運営の仕組みのもとで、専門的な判断に基づき自律的に学位を授与する。また、今後の生涯学習体系の中において本機構に要請される役割を十分果たしていくために必要な調査研究を行うとともに、学習者にとって必要な大学等における学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

これらをさらに整理すれば、(1)学位授与業務、(2)調査研究、(3)学習情報業務の項目に分類できる。こ

れに加えて(4)機構の管理・運営を司る業務、を第4の柱として自己点検及び評価を行うこととし、業務 ごとの目的と目標の大綱を次のように設定した。(資料4(p.85)参照)

(1) 学位授与業務

(目 的)

- ① 短期大学、高等専門学校の卒業者等が大学等で単位を修得する等、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して学士の学位を授与する。(短期大学・高等専門学校卒業者等単位積み上げ学士)
- ② 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行ういわゆる省庁大学校に置かれる課程で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを修了した者に対して、学士、修士、博士の学位を授与する。(大学校修了者への学士、修士、博士)

(目標)

短期大学・高等専門学校卒業者等単位積み上げ学士

- ①制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築
- ②適切な審査システムの確立と運用
- ・専攻分野の学士としての学位の水準及び履修形態の体系性の維持
- ・審査の方法、基準、体制についての厳格性、公平性の維持と合理化
- ③制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応
- ・申請者数、認定専攻科の量的拡大への対応
- ・申請希望者、学位取得者の多様化への対応
- ・基礎資格や単位修得先の拡大への対応

大学校修了者への学士、修士、博士

- ①制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築
- ②適切な審査システムの確立と運用
- ・大学又は大学院に相当する教育研究を実施している課程の認定
- ・修得単位、研究成果について厳正かつ適正な評価
- ・審査の方法、基準、体制についての厳格性、公平性の維持と合理化

(2) 調査研究

(目 的)

- ① 学位の授与を行うための必要な学習の成果の評価に関する調査研究及びその基礎となる分野の研究を推進する。
- ② 学位制度を中心とした高等教育研究の国内外における研究の中心的役割を果たすための基礎となる調査研究を行う。

(目標)

- ① 学位の体系性に関する研究
- ② 大学外における高等教育レベルの学習の評価
- ③ 単位累積加算制度に関する研究
- ④ 現行学位授与制度に関する実状調査
- ⑤ 海外制度の調査及び国際協力

- ⑥ 高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の推進と人的組織の構築
- ⑦ 学位審査研究部教員の専門性の維持・発展
- ⑧ 調査研究成果の取りまとめと公表

(3) 学習情報業務

(目的)

- ① 大学等における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。
- ② 大学評価に関する情報とリンクさせ、汎用性の高い大学情報データベースを構築する。

(目標)

- ① 科目等履修生制度の開設状況の把握と情報提供
- ② 認定専攻科に係る情報の整理及び提供
- ③ 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供
- ④ 大学等における多様な学習機会についての情報収集、整理、提供
- ⑤ 大学情報データベースの企画
- ⑥ 情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画

(4) 管理運営

(目 的)

① 学位授与事業の円滑な遂行を実現するための組織体制の整備と管理運営を行う。

(目 標)

- ① 教員組織、事務組織の適切な配置と円滑な業務運営
- ② 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持
- ③ 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保

1.4 学位授与業務の実施組織

以上で今回実施した自己点検及び評価の意義と方法について説明したが、ここでは点検及び評価結果 を記述する上で必要な機構の学位授与業務遂行上の組織について概説しておく。

本機構の組織は創設以来発展、拡充を遂げてきた。平成13年度当初における機構組織を図1 - 1に示す。

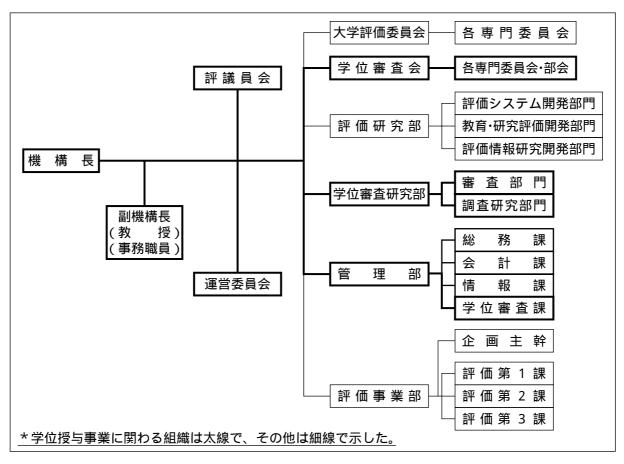
機構を統括する機構長、機構長を補佐する2名の副機構長のもとに4部が置かれている(評価研究部、 学位審査研究部、管理部、評価事業部)。また、委員会組織として、評議員会、運営委員会、大学評価 委員会、学位審査会が置かれている。

評議員会の機能は、「機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について審議し、機構長に 助言又は勧告する」ことである。

運営委員会の機能は、「機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、 機構長の諮問に応じる」ことである。具体的には教官人事、年次毎の事業計画、予算案などが諮問され てきた。

学位審査会の任務は、「機構長の定めるところにより、学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2 第3項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う」ことである。

図1 1 平成13年度大学評価・学位授与機構組織図



学位審査研究部は学位審査研究部長を含む教員9名で構成され、次の3つの項目を担当する。

- ① 学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
- ② 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
- ③ 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究

管理部は管理部長を含む事務職員48名で構成され、総務課、会計課、情報課、学位審査課が置かれている。学位授与に直接関わる事務は学位審査課が担当する。

学位審査課は課長、課長補佐を含む13名よりなり、認定審査係、学修審査第1係、学修審査第2係及び認定課程係から構成されている。

今回の自己点検及び評価は、学位授与事業を対象としているため、大学評価委員会、評価研究部及び評価事業部についての詳細な記述は省略する。

第2章 学位授与業務に係る自己点検・評価

2.1 目的と目標

学位授与業務に係る目的及び目標は、第1章で述べたとおり、設定された目的及び目標の大綱を具体的に検討し、次のとおり設定した。

学位授与業務に関する自己点検・評価は、ここで示す目的及び目標に即して、まず、学位授与業務を遂行する組織の構築状況 (2.2) を点検した上で、単位積み上げ型による学士の学位授与 (2.3) 省庁大学校修了者への学位授与 (2.4) ごとに、その「取組状況」、「達成状況」、「改善のための方策」を点検・評価し、最後に業務全体の点検・評価の総括 (2.5) を行うという形で行った。

2.1.1 目的

- ① 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位 の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同 等以上の学力を有すると認める者に対して学士の学位を授与する(以下「単位積み上げ型による 学士の学位授与」という。)。
- ② 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者に学士、修士又は博士の学位を授与する(具体的には各省庁に設置されている大学校の修了者を対象とする(以下「省庁大学校修了者への学位授与」という。))。

2.1.2 目標

- (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与に関して
 - ①制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築
 - ②適切な審査システムの確立と運用
 - ・専攻分野の学士としての学位の水準及び履修形態の体系性の維持に努める。
 - ・審査の方法、基準、体制についての厳格性、公平性の維持と合理化に努める。
 - ・短期大学及び高等専門学校が設置する専攻科について、適正な認定に努める。
 - ③制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応
 - ・申請者数の増加への対応に努める。
 - ・申請希望者及び学位取得者の多様化への適切な対応に努める。
 - ・認定専攻科の増加への対応に努める。
 - ・科目等履修生制度の周知に努める。
- (2) 省庁大学校修了者への学位授与に関して
 - ①制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築
 - ②適切な審査システムの確立と運用
 - ・大学又は大学院に相当する教育研究を行っている省庁大学校の教育課程について適正な認定に 努める(学位の水準及び体系性の維持)。
 - ・審査の方法、基準、体制についての厳格性、公平性の維持及び効率化に努める(修得単位、研

2.2 学位授与業務を遂行する組織の構築状況

第1章で述べたように、学位授与業務を遂行する上での柱は学位審査会に置かれている。学位審査会は、学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う他、学位の授与に係る要件や審査の方法等学位に関し必要な事項について審議する。

学位審査会は、大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成3年文部省令第38号)により、審査委員 (機構の教授及び大学の教員等で高度の学識を有する者)20人以内で組織され、さらに、専門の事項を 調査するために専門委員(機構の教授、審査委員及び大学の教員等で当該専門の事項に関し学識経験の ある者)が置かれている。

また、学位審査会には学位の授与の審査等に関し専門の事項を調査するために専門委員会(部会を含む。)が置かれ、専門委員により構成され、具体的には学位審査会からの付託された事項を審査する。

学位審査会は、創設後平成13年8月までに56回開催され、審査基準や審査方法がひととおり確立され、 一段落した平成6年度以降は、審査スケジュールに併せて年度に5回適切に開催されている。(資料5 (p.86)参照)

また、創設当初は学位審査会のもとに、専門委員会(省庁大学校関係の課程認定と学位授与審査)特別専門委員会(専攻科認定関係)及び学士専門委員会(専攻科等の修了者に対する学士の学位の授与)の3つの専門委員会(資料6(p.87)参照)が設けられたが、平成6年5月に専攻分野毎に1つの専門委員会に統合され、必要に応じて複数の部会を置き、部会の決定をもって専門委員会の決定とすることができることとした。

当時、16の専門委員会と34の部会が設置され、その後、いくつか専門委員会の改編が行われ、現在では、17の専門委員会が設置され、そのうちの8つの専門委員会は複数の部会から構成され、合わせて38の部会が置かれている。専門委員会及び部会の名称を表2 - 1に示す。

ちなみに平成12年度の専門委員会の総開催数は、91回であった。

現在、機構の教授以外の審査委員については大学教授15名、専門委員については大学の教員等約 300 名であり、国公私立大学の教員等の協力を得て、適切な審査等を行っている。

学位審査研究部は、平成3年度の創設時に審査研究部として設置され、その定員は教授2名であった。 平成4年度には審査研究部に審査部門及び調査研究部門が置かれ、定員も増員された。平成12年度に大 学評価・学位授与機構への改組を機に名称を学位審査研究部と改めた。現在の定員は教授7名、助教授 2名、客員教授4名、計13名で構成されている(資料7(p. 88~90)、資料8(p. 91)を参照)。現員 は教授4名、助教授4名、助手1名、客員教授3名、客員助教授1名である。その任務は、学校教育法 第68条の2第3項の規定による学位授与に関する調査研究及び審査の企画、学位の授与を行うために必 要な学習の成果の評価に関する調査研究、大学における学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供 である。審査の企画の業務は学位審査の全てにわたっている。すべての学位審査会、専門委員会、部会 会合に出席するほか、単位積み上げ型による学士に対する小論文試験、面接試験、省庁大学校修了者の 修士及び博士論文審査に立会い、これらの円滑な進行を図るよう努めている。

学位授与に関する事務を直接担う管理部学位審査課は、平成3年度本機構創設時には総務課学務係として発足した。平成4年度に学務課となり、その後、業務の拡大に伴い平成11年度まで順次拡充された。平成12年度に大学評価・学位授与機構への改組を機に学位審査課と改称した(資料7(p. 88~90)資料11(p. 95)を参照)。現在では、学位審査課長を含め13名で構成され、さらにその職務によって認定審査係、学修審査第1係、学修審査第2係及び認定課程係の4係で構成されている。単位積み上げ型に

表 2 - 1 学位審査会に属する専門委員会・部会一覧

(平成13年4月現在)

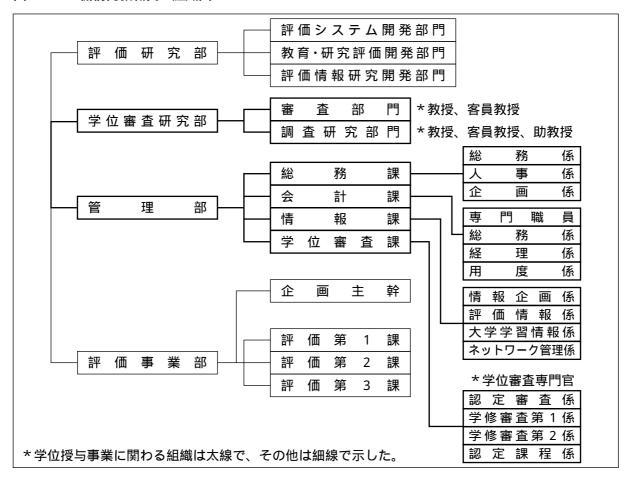
		(平成13年4月現在)
(設置年月日)	部 会	(設置年月日)
(平成6年5月17日)	国語国文学部会 英語・英米文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 ロシア語・ロシア文学部会 中国語・中国文学部会 歴史学部会 哲学部会 心理学部会 宗教学部会	(平成6年5月17日) (") (") (平成10年5月12日) (") (平成6年5月17日) (") (")
(平成6年5月17日)		
(平成6年5月17日)	社会学部会 社会福祉学部会	(平成6年5月17日) (")
(平成6年5月17日)		
平成 6 年11月15日設置、		
	W W It to	.
(平成6年5月17日)	数学・情報系部会 物理学・地学系部会 化学系部会 生物学系部会	(平成6年5月17日) (") (") (")
-	医学部会 薬学部会	(平成7年5月17日) (")
	検査技術科学部会 放射線技術科学部会 理学・作業療法学部会 鍼灸学部会 *保健衛生学部会(平成6年5月	(平成6年5月17日) (") (") (") (平成7年5月17日) 17日設置、平成10年5
(平成6年5月17日)	家政学部会 栄養学部会	(平成6年5月17日) (")
(平成7年5月17日)	機械工学部会 電気電子工学部会 情報工学部会 応用化学部会 材料工学部会 土木工学部会 建築学部会 応用物理学部会 航空工学部会 1000000000000000000000000000000000000	(平成6年5月17日) (") (") (") (") (") (") (") (平成7年5月17日)
7日設置)を改称	*造形工学部会(平成6年5月17月 福祉工学部会	日設置)を改称 (平成6年5月17日)
(平成6年5月17日)		
(平成6年5月17日)		
(平成6年5月17日)	音楽部会 美術部会	(平成6年5月17日) (")
(平成6年5月17日)		
-		
	(平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成11年3月16日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) (平成6年5月17日)	(平成6年5月17日) 国語国文学部会 英語・英文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 仏語・仏文学部会 旧ッア文学部会 中国語学部会 哲学部会 会 哲学部会 会 哲学部会 会 社会福祉学部会 (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成7年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成7年5月17日) (平成6年5月17日) (平成6年5月17日) (平成7年5月17日) (平成6年5月17日) (平成7年5月17日) 機械工学学部会 (平成7年5月17日) (平成7年5月17日) 機械工学部会会 (平成7年5月17日) (平成6年5月17日)

^{*}平成6年5月17日当時 16専門委員会、34部会/平成13年4月1日現在 17専門委員会、38部会

よる学士の学位授与の申請は年2回実施していることから、半年毎に申請の受付、問題の作成、試験の 実施、審査資料の作成、判定結果の通知及び学位記の発送作業等が繰り返される。ピーク時には特に多 忙を極めることになる。

管理部の総務課、会計課、情報課は学位授与業務に関し職掌に応じた支援を行っている。 現在の機構内教職員の組織を図2-1に示す。

図2 1 機構内教職員の組織図



2.3 単位積み上げ型による学士の学位授与

本機構が行う学位授与のうち、短期大学若しくは高等専門学校卒業者等を対象とした単位積み上げ型による学士の学位授与の要件については、学位規則(文部省令)第6条第1項により、平成3年当時、次のとおり定められた。

第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- (1) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者

機構では、これを受けて単位積み上げ型による学士の学位授与に係る学位授与システム及び審査システム等について、創設後直ちに「学士の学位授与(学位規則第6条第1項関係等)の在り方に関する調査研究会」を設置し、その結果を受けて、学位審査会(当時審査会)において「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(平成4年1月14日施行)及び「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」(平成3年12月25日施行)を制定した。その後も、以降の大学審議会の審議状況等を踏まえ、必要に応じシステムの改革に取り組んできた。

2.3.1 単位積み上げ型による学士の学位授与:取り組み状況

制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築の取り組み状況

機構では、学士の学位授与の要件、学位授与の申請、審査及び学位の授与等並びに短期大学若しくは 高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすもの(以下「機構認定専攻科」 という。)の認定等について、具体の学位授与システムの構築に取り組んできた。

・学士の学位授与の要件

基礎資格 学士の学位の授与要件については、前述の学位規則第6条第1項に、その基本が定められている。これによると、この制度の対象者は、まず、「短期大学若しくは高等専門学校の卒業者」、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」、「外国において学校教育における14年の課程を修了した者」、「その他前2号に掲げる者と同等の学力がある者と文部大臣が別に定める者」であることが必要である。また、最後の「文部大臣が定める者」には、平成3年当時から旧国立工業教員養成所及び国立養護教員養成所の卒業者が指定されていた。機構では、これらの要件は学士の学位の取得に必要な単位を積み上げる前提として課されるとされるものであることから、一括して「基礎資格」と命名して運用することとした。(なお、平成10年の法令改正で一定の要件を満たす専修学校の卒業者も基礎資格を有する者となっている。)

申請に必要な「積み上げ単位」の修得先と単位数 さらに、基礎資格を有する者が学士の学位の審査を申請する上では、「大学設置基準第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める一定の要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修(大学専攻科の単位)を行う」必要がある。ここで大学設置基準第31条の規定による単位とは科目等履修生として修得した単位を指すが、それ以外の大学における単位については何が該当するのか、機構において検討する必要があった。そして、検討の上、大学の学生として修得した単位(大学通信教育(放送大学含む。)の単位も該当)及び大学院の学生として修得した単位を該当単位として定めた。

そして学位授与申請者が基礎資格取得後に申請に必要な修得単位を、「積み上げ単位」と命名して 運用することとした。

また、学校教育法及び大学設置基準が大学の修業年限を標準4年とし、卒業に要する最低単位数を 124単位としていることから、基礎資格を有するまでと、その後の学修の状況を合わせて必要な年限 と修得単位数について、基礎資格の内容に即し、表2 - 2 のように定めた。

体系的な単位の積み上げ 以上の外形的な要件に加え、学士の学位の取得要件としては、大学卒業者が学部の教育課程で課されていると同等の、学修上の体系性が要請される。平成3年の大学設置基準の改正で、学部の教育課程の編成に当たっては「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」としており、学位授与機構が行う審査においては、この課程の修了者と同等の体系的な学修が確認できる要件を設定する必要があった。

表2-2 申請区分(基礎資格)別学修年限及び修得単位数

区分	該当する基礎資格要件	基礎資格該当後の 学修年限と修得す べき積み上げ単位
第1申請区分*	修業年限2年の短期大学を卒業した者 高等専門学校を卒業した者 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数 が1,700時間以上の専門学校を修了した者(第2申請区分に 該当する者を除く。)	2年以上にわたり 62単位以上
第2申請区分	修業年限3年の短期大学***を卒業した者 修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数 が2,550時間以上の専門学校を修了した者	1 年以上にわたり 31単位以上
第3申請区分	大学に 2 年以上在学し62単位以上を修得した者	左の大学に在学した期間及び修得した単位を含めて4年以上にわたり124単位以上

- * 外国において学校教育における14年の課程を修了した者を含む。
- ** 旧国立工業教員養成所及び国立養護教諭養成所を卒業した者並びに外国において学校教育における15年の課程を修了した者を含む。
- *** 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が3年の短期大学は、第1申請区分に該当する。

そのため、機構では、学士の学位の申請者に「専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修する」ことを求め、具体的には単位修得にあたって専攻に係る専門の体系的な履修を審査する上での「専攻基準」を専門分野と、そのもとでの専攻の区分ごとに設け、また幅広い履修や全体としての必要要件を満たしていることを審査するための「基本基準」を設定した。

学修成果・試験 さらに、上記の基準は生涯学習体系の一環という制度の趣旨から必要最低限の規定にとどめ、学士の学位の水準の確保の観点からは、審査において修得単位の審査に加え、申請者の学修成果の評価を行うという仕組みとした。具体的には、申請者は申請時に学修成果として専攻に係る特定の課題(テーマ)についてのレポート(芸術系では作品も可)を提出し、提出したレポートに即して出題される試験を受験し、審査では、学習成果の内容と試験の結果を合わせて判定する方式を取った。

・学士の学位授与の申請 学士の学位の授与を受けようとする者の申請書類は、①基礎資格を証明する 書類、②単位修得状況に関する書類、③学修成果とし、申請の受付は年2回(4月期及び10月期)及 び学位審査手数料を定めた。

また、短期大学若しくは高等専門学校に置かれる機構認定専攻科を当該年度内に修了する見込みの者であって、かつ、修得単位に関する審査の基準を満たす見込みのものは、当該年度の10月期に見込み申請を認めることとした(平成5年度10月期から)。

なお、身体障害者については、受験に必要とされる特別な配慮をしている。

・学士の学位授与の審査 学位の授与の審査については、2.2で述べたように学位審査会(専門委員会

を含む。)が機構長の付託を受けて修得単位及び学修成果についての審査並びに試験(小論文試験又は面接試験)を行うことを定めた。

・学士の学位の授与等 審査の結果の通知及び学位に付記する専攻分野の名称及び学位授与の取り消し について明確な規定を定めた。なお、合格者には、合格通知後1か月程度で、専攻に応じて専攻分野 の名称を付記した学士の「学位記」を授与している。

また、併せて、直後調査(アンケート)を実施し、学位授与制度に関する意見、印象、要望を回答 してもらい、今後の審査システム改善のためのフィードバックの情報源としている。

• 短期大学若しくは高等専門学校に置かれる機構認定専攻科等 短期大学若しくは高等専門学校に置かれる機構認定専攻科で修得した単位を積み上げ単位の対象としているため、機構では、その専攻科の認定の要件等(表 2-3)を定め、短期大学又は高等専門学校の設置者の申し出(表 2-4)に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等と授業を担当する教員の資格の審査について、大学設置基準に準じて実施することとし、専門分野に応じて、学位審査会から指定された専門委員会が、審査し認定している。

また、認定を受けた専攻科に対しては、原則として5年毎に教育の実施状況についての審査を実施 している。審査の対象となる事項は認定の際と同様である。

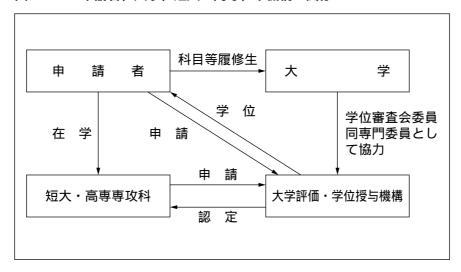
表2-3 専攻科認定の要件

- 1)教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 2)授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 3)授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 4)授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、助教授又は講師の資格を有する者であること。
- 5)学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されている こと。

表2-4 専攻科認定申出の提出書類

- 1) 専攻科認定申出書
- 2) 専攻科等の概要を記載した書類
- 3)学則及び専攻科に関する規則
- 4)学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- 5) 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書、教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目
- ・申請者、大学、短期大学・高等専門学校と本機構の関係 以上のように構築した学位授与システムについて、学位申請者、大学、短期大学・高等専門学校及び本機構の関係を模式的に示したものが図2 - 2 である。
- ・学位授与システムの流れ 学位授与システムは、学位授与機構が創設して約1年後の平成4年度10月期に最初の申請受付を行った者を審査することによりほぼ確立されたが、その後法令等の改正、大学審議会の答申等を受けて、制度の完成度を高める改訂が行われた。現行の学位授与システムの流れを示したものが図2-3である。

図2 2 申請者、大学、短大・高専、本機構の関係



審査システムの確立と運用の取り組み状況

学位の授与の審査については、前述のとおり学位審査会(専門委員会を含む。)が機構長の付託を受けて修得単位及び学修成果についての審査並びに試験(小論文試験又は面接試験)を行うこととしている。ここでは、さらに審査システムの具体的な取り組みについて述べる。

・「専攻基準」の整備 専攻に係る修得単位の体系性の確保の上で重要な「専攻基準」については、機構の授与する学士の学位が大学の4年制の学部での履修と同等の専攻に係る専門の体系性のある履修を要件とするという趣旨から、平成3年までの大学設置基準で例示されていた学部名の内、6年制の医学、歯学、獣医学を除く、文学、教育学、神学、社会学、教養、学芸、社会科学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、薬学、看護学、保健衛生学、鍼灸学、栄養学、工学、芸術工学、商船学、農学、水産学、家政学、芸術学、体育学の26の基本的な専攻分野分類を基礎に、より細目の区分が必要な専攻については専攻分野の内に「専攻の区分」を設定する形で整備を進めてきた。以下(表2-5)は、現在までに設定をすませた専攻分野及び専攻区分の一覧である。

学部の名称については、平成3年以前にも上記の26以外にも存在していたし、平成3年以降は学際的な名称のものを中心に、多種多様なものが生まれている。しかし、機構の専攻分野設定は、当面は26の専攻分野名を用いて専攻基準を可能な限り幅広いものにしておくことによって多様な体系性のある履修状況に対応する、特に学際的な専攻分野については教養及び学芸並びに社会科学で対応できる専攻基準を設定するという方針をとってきた。

専攻基準の設定は、対応する専門委員会あるいは部会を立ち上げ、あるいは改組する必要があることから、需要が切迫する専攻分野を優先してその整備を図ってきており、自己点検・評価期間の平成13年3月までに整備できたのが、上記の一覧に掲載の専攻分野及び専攻区分である。26の専攻分野のうち、唯一未設定の商船学については、現在、設定の方向で検討が進められている。

- ・修得単位の審査 修得単位の審査については、提出された申請書類から、①基礎資格の取得、②積み上げ単位の修得、③単位修得要件の充足等を確認の上、専門委員会の合議により判定案を作成することとした。
- ・学修成果と試験 当該申請者が学士の水準の学力を有しているか、学習の達成度を確認する方法として学修成果の提出を課しているが、専門委員会は提出された学修成果の内容に関連する事項について、申請者毎に試験問題を作成し、試験(小論文又は面接)を実施することとした。試験は、4月期及び10月期の申請者に対してそれぞれ、6月及び12月に東京と大阪で実施している。なお、面接試験は、

図2 3 単位積み上げ型による学士の学位授与システムの流れ

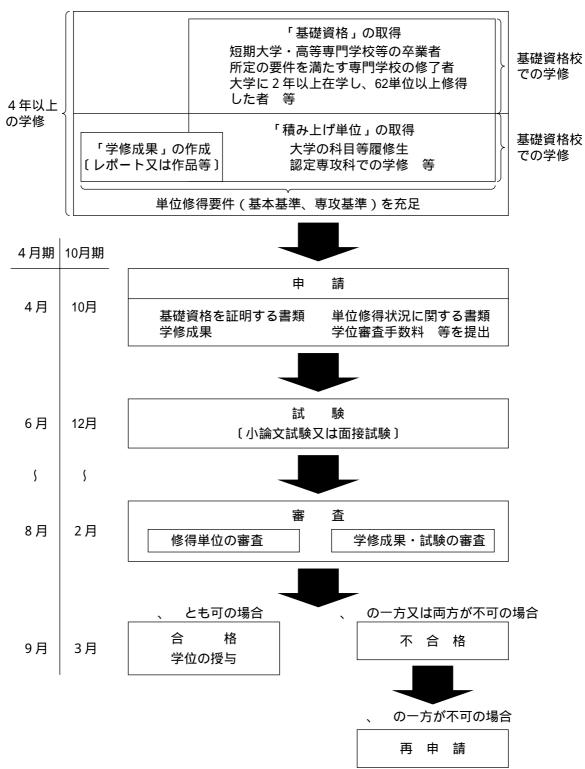


表 2 - 5 専攻分野、専攻区分一覧

専攻分野	専 攻 区 分	専攻分野 専 攻 区 分	専攻分野 専 攻 区 分
文 学	国語国文学	社会科学 社会科学	鍼灸学鍼灸学
文 学	英語・英米文学	法 学 法 学	栄 養 学 栄 養 学
文 学	独語・独文学	政治学 政治学	工 学機械工学
文 学	仏語・仏文学	経済学経済学	工 学 電気電子工学
文 学	中国語・中国文学	商 学 商 学	工 学情報工学
文 学	ロシア語・ロシア文学	経 営 学 経 営 学	工 学 応用化学
文 学	歴 史 学	理 学 数学・情報系	工 学 生物工学
文 学	哲 学	理 学 物理学・地学系	工 学 材料工学
文 学	心 理 学	理 学 化 学 系	工 学 土木工学
文 学	宗 教 学	理 学 生物学系	工 学 建 築 学
教 育 学	教 育 学	理 学 総合理学	芸術工学 芸術工学
神 学	神 学	薬 学 薬 学	農学農学
社 会 学	社 会 学	看 護 学 看 護 学	水 産 学 水 産 学
社 会 学	社会福祉学	保健衛生学 検査技術科学	家 政 学 家 政 学
教 養	比較文化	保健衛生学 臨床工学	芸 術 学 音 楽
又は	地域研究	保健衛生学 放射線技術科学	芸 術 学 美 術
\ \Z\Id	国際関係	保健衛生学 理学療法学	体 育 学 体 育 学
学 芸	科学技術研究	保健衛生学 作業療法学	

東京のみで実施している。

判定は、学修成果と試験を合わせて行うこととし、当該審査を行うために推薦された委員が作成した判定原案に基づき専門委員会の合議による判定案を作成することとした。

- ・合否の判定 合否の判定は専門委員会及び学位審査会による「修得単位の審査」及び「学修成果・試験の審査」の結果に基づいて総合的に行っている。両方が「可」と判定された場合に「合格」となり、いずれか一方または両方が「不可」と判定された場合は不合格としている。具体的には、複数の専門委員が作成した学修成果・試験の判定案を専門委員会で審議の上、修得単位の審査と合わせて、合否の総合判定案を作成し、学位審査会で学士の学位授与の可否について決定することとした。
- ・再申請の場合の審査の免除 不合格者で「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」のいずれかが 「可」と判定された者が、3年以内に同じ専攻区分に再申請する場合は、「可」と判定された部分の 審査を免除することとした。

制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応の取り組み状況

制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応の具体的な取り組みについて述べる。

・社会的ニーズへの対応 専門委員会に置かれる部会の数は発足当時22部会であったが、申請者のニーズに応えるべく順次整備され、平成13年度には38まで増加した。今後とも社会のニーズに対応して部会数を増やしていく予定である。申請に当たって重要な基礎資格や単位修得基準については、申請者が申請しやすいように基礎資格該当範囲の拡大、単位修得基準の多様化を図り、以下のとおり緩和した。(a)平成5年度に専攻科修了見込み者の見込み申請を認めた。(b)平成11年度に大学への編入学の条件を満たす専修学校専門課程の修了を基礎資格と認めた。(c)平成12年度に、修得した単位数のうち16

単位以上は、大学において修得することとする条件を廃止した。(d)申請者の中には基礎資格レベルの教育を外国で受ける者がいるため、外国における教育課程を審査する必要が生じ、当該国の教育に造詣の深い大学教員に本機構の協力教員として委嘱することで対応した。

- ・申請者の増加への対応 発足後10年間に最も大きな変化を遂げたのは申請者数の増加である。量的拡大への対応として組織の拡大が段階的になされてきたが、学位授与業務に直接関係した人員の規模の拡大は平成11年度までとなっている。作業の合理化、情報化技術の積極的導入によって質を落とさずに、拡大する申請者数に応えるべく努力を続けているが、学位審査課の事務作業は常時多忙を極めている。
- 学位授与制度を説明する印刷物 これから学士取得を準備しようとする場合には、単位修得の機会に関する情報及び申請の手続きと申請書類の内容に関する知識が必要であり、これらに応えるべく主要な3種類の印刷物を発行することとした。
 - 1)「大学評価・学位授与機構認定 短期大学・高等専門学校専攻科一覧」
 - 2)「科目等履修生制度の開設大学一覧」
 - 3)「新しい学士への途」(大学評価・学位授与機構が行う学士の学位授与制度の解説書であり、申請要項に相当)
- ・広報委員会の設置と活動 機構の活動を広く知ってもらうために広報委員会を設置し、まず、機構の設置目的、沿革、組織・運営及び業務を解説した「機構概要」(和文、英文)を平成4年7月から毎年発行している。次いで機構の最新のタイムリーな情報を定期的に提供する「学位授与機構ニュース (現在は大学評価・学位授与機構ニュース)」を平成6年7月から発行している。後述のように広報活動はホームページ(http://www.niad.ac.jp)の開設によって広く開かれたものとなり、また発信する情報も豊富になりつつある。

2.3.2 単位積み上げ型による学士の学位授与:達成状況

制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築の達成状況

制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築に取り組んだ結果、特に大きな見直し等もなく、次のとおり学位授与申請者、学位授与者及び機構認定専攻科数は増加しており、学位授与システムが浸透したと判断する。

・申請者数と学位授与者数の年次推移 専攻分野別の申請者数及び学位授与者数の推移を表2 - 6 及び 図2 - 4(a)に、また、学位授与者の専攻別分布、基礎資格別分布を図2 - 4(b)、(c)に示す。

学位授与者数は平成5年度に116名であったものが毎年度増加し、平成12年度には1,770名まで増加した。分野別に最も多いのは工学で、保健衛生学、芸術学、看護学、栄養学、教育学がこれに続いている。学位授与申請者数に対する学位の授与率は約88%である。平成12年度10月期の合格者数は1,432名であり、前年度同期より6.7%の増加である。

また、平成5年10月期から短期大学・高等専門学校認定専攻科修了見込み者に申請の機会が与えられたが、図2-4(a)に見るように年々増加しており、平成12年度には学位授与総数の約60%を占めている。

基礎資格別に見ると、最も多いグループは2年制短期大学及び高等専門学校を卒業後、専攻科を修了した者で、それぞれ、約36%、30%を占めている。3年制の短期大学の卒業者も約21%と割合が高い。2年制短期大学及び高等専門学校の卒業者の中では、専攻科修了者が圧倒的に多いが、3年制短期大学卒業者の中では専攻科修了者の割合は比較的少ない。また、現時点では、専門学校修了者は基礎資格として認められてから間もないこともあり、学位授与者数は比較的少ない。

表2-6 単位積み上げ型による学士の学位授与者数の推移

平成13年7月現在

学位規則第6条第1項関係(短期大学・高等専門学校卒業者等)

上段:申請者数、下段:授与者数

				リ (利利)	短期 入	デ・尚寺:	専門学校	·	Ŧ)							-	上段:申	請百数、	卜段: }	 安与百数
	立(学 享攻分 3称	士) (野	H4.10	H5.4	H5.10	H6.4	H6.10	H7.4	H7.10	H8.4	H8.10	H9.4	H9.10	H10.4	H10.10	H11.4	H11.10	H12.4	H12.10	計
ا رو	-110						(9)		(13)		(38)		(27)		(24)		(12)		(19)	(142)
文		学			1		10 (5)	10	18 (8)	12	46 (22)	12	38 (22)	24	35 (18)	16	(10)	10	29 (19)	293 (104)
					1		5	9	10	7	29	11	30	19	26	15	27	10	25	224
					1	1	2	8	(5) 9	12	(10) 12	15	(28) 36	36	(77) 84	21	(97) 106	18	(110) 116	(327) 477
教	育	学				·······	<u></u>		(5)	12	(8)	13	(26)		(75)	21	(97)	10	(110)	(321)
					1	1	1	6	9	11	10	13	34	34	81	19	105	18	116	459
		224						1		1		3	1	1			2	2		(0) 11
神		学						_												(0)
								0	(3)	1		3	0 (2)	1			2	1		(5)
社	会	学				1		2	3	7	4	6	8	2	4	2	1	4	2	46
-	_	,				1		2	(3) 3	6	2	5	(1) 7	1	4	2	1	3	2	(4) 39
									-		(3)		(7)		(18)		(18)		(8)	(54)
教		養		1			1	1	3		4	1	11	6	22	1	24 (15)	3	12	90
				1			0	0	2		(2) 2	1	(6) 7	6	(9) 13	1	21	2	(7) 10	(39) 66
															(3)		(1)			(4)
学		芸				1						2	1		(3)	11	(1)			11 (4)
						1						2	1		4	1	2			11
							1		1		1		1	2	2	1	2	1	2	(0) 14
社	会 科	字																		(0)
							0		0		0		0	0	1	0	1	0	0	(0)
法		学	4				1	3		2	1	2	6	1	5	1	2	2	1	31
_		,	2				1	3		2	0	1	5	1	5	1	2	2	1	(0) 26
																				(0)
政	治	学							2	2	1				1		2	2	1	11 (0)
									1	2	0				1		1	2	1	8
				1	1	1		3	1	2		7	2	6		,	,	2	3	(0)
経	済	学						<u>s</u>	!	4			<u>4</u>	<u>0</u>		4	3	3	3	37 (0)
				0	1	0	(7)	2	1	1	(5)	4	2	3	(0)	3	3	2	2	24
<u></u>		224	1				(7) 7	1	(5) 5	1	(5) 7	2	(4) 4		(6) 8	7	(4) 8	7	2	(31) 60
商		学					(6)		(3)	_	(3)		(2)		(1)		(2)	_		(17)
			1				6	1	3	0	(4)	0	(5)		(1)	4	(5)	6	(5)	(20)
経	営	学			1		2	1	2	1	7	1	7	3	2		6	1	8	42
		•			1		1	0	2	1	(4) 7	1	(4) 6	3	(1)		(5) 6	0	(5) 7	(19) 37
																				(0)
理		学		ļ	1	3	2	1	4	4	3	3	2	3	3	5	9	2	5	50 (0)
					1	3	1	1	4	2	3	3	2	3	1	4	8	2	4	42
										1				1						(0) 2
薬		学		·····																(0)
					(10)		(11)		(12)	0	(10)		(21)	0	(16)		(14)		(23)	(117)
寿	護	学		30	15	35	33	65	(12) 47	66	(10) 71	89	77	103	96	104	99	124	117	1,171
	岐	4		40	(6)	20	(8) 19	FO	(10)	40	(10)	74	(18)	00	(13) 71	90	(6)	100	(17)	(88)
				13	8	20	19	50	34	48	56 (8)	74	57 (8)	82	(14)	80	75 (22)	100	91 (23)	878 (75)
保保	建衛生	E学		ļ	4	15	26	42	56	78	95	109	193	132	127	158	175	156	154	1,520
		-			4	13	26	40	55	73	(8) 94	108	(8) 186	130	(13) 124	152	(22) 172	152	(23) 152	(74) 1,481
									- 55								(1)			(1)
鍼	灸	学		ļ							1	1	2	11	1	9	8 (1)	4	3	30 (1)
											1	1	2	1	1	8	8	4	3	29
							(4)	2	(7)		(36)		(86)	-	(107)	10	(172)	40	(178) 185	(590)
栄	養	学					(4)	3	7 (4)		37 (34)	5	88 (72)	6	113 (97)	10	180 (151)	10	(158)	648 (520)
							4	3	4		35	5	74	4	102	7	157	7	165	567

					(47)		(404)		(400)		(074)		(200)		(400)		(500)		(040)	(0. 540)
					(47)	_	(121)	_	(188)		(271)		(366)		(423)		(506)			(2,540)
II		学			49	3	128	6	195	11	282	12	378	16	435	30	526	26	637	2,734
-		1			(44)		(116)		(186)		(261)		(344)		(387)		(471)		' '	(2,383)
					46	3	123	5	192	10	271	12	354	12	397	25	488	13	589	2,540
											(2)		(22)		(24)		(21)		(34)	(103)
#	術工	当							1		2		23	1	24		22	1	34	108
	141.1	-									(2)		(22)		(23)		(21)		(33)	(101)
									1		2		23	1	23		22	1	33	106
																	(16)		(13)	(29)
農		学								1							17	2	13	33
辰		7															(16)		(13)	(29)
										1							17	2	13	33
							(2)		(3)		(7)		(8)		(2)		(4)		(1)	(27)
家	政	学					2	2	4	5	9	5	11	4	3	6	9	3	5	68
3	ILX	7					(0)		(0)		(3)		(6)		(2)		(1)		(0)	(12)
							0	2	0	5	5	4	7	4	3	3	3	2	1	39
					(33)		(115)		(170)		(186)		(227)		(207)		(229)		(241)	(1,408)
	/±-	224		1	44	9	126	9	181	8	193	6	238	15	224	20	246	9	259	1,588
芸	桁	学			(28)		(95)		(148)		(158)		(191)		(178)		(202)		(203)	(1,203)
				1	38	9	105	8	157	6	164	6	199	15	194	18	216	6	216	1,358
											(1)		(3)		(5)		(1)			(10)
4	7.	学									1		3	1	6	1	2	3		17
体	育	子									(1)		(3)		(5)		(1)			(10)
											1		3	1	6	1	2	3		17
					(90)		(269)		(406)		(581)		(814)		(927)		(1,123)		(1,273)	(5,483)
		_,	5	33	117	69	345	158	539	214	777	281	1,130	364	1,199	397	1,483	393	1,588	9,092
合		計			(78)		(234)		(367)		(516)		(725)		(825)		(1,022)		(1,162)	(4,929)
			3	15	101	51	292	132	478	176	686	254	1,001	321	1,062	344	1,342	338	1,432	8,028

^{*()}内は認定専攻科修了見込者数を内数で示す。なお、認定専攻科修了見込者の申請は平成5年10月から開始し、毎年度10月期申請のみ。

図 2 4(a) 各年度における申請者数、授与者数及び授与者のうち 認定専攻科修了見込み申請者の数

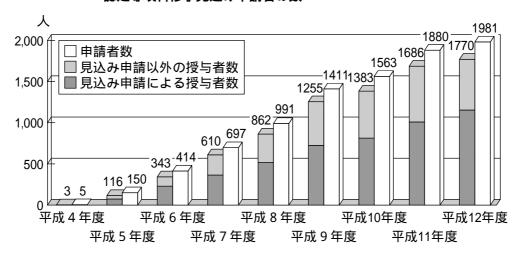


図2 4(b) 学位授与者の専攻分野別分布

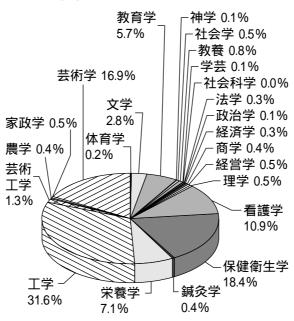
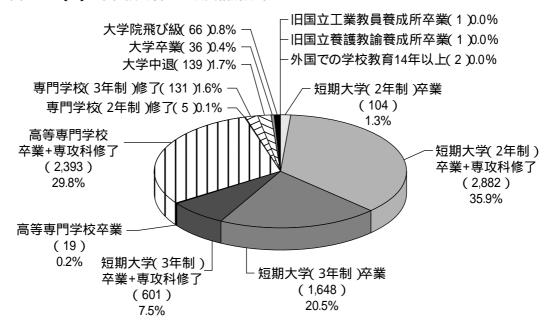


図2 4(c) 学位授与者の基礎資格別分布



•量的拡大 前述のように申請者数は毎年増加の一途をたどり、9年間の累積で8,028名に学位を授与した。これは本学位授与制度の必要性が認められている明確な証左といえる。分野別に見ると、芸術学、保健衛生学、看護学、教育学等の短期大学卒業者、理工系の高等専門学校卒業者が大きな比率を占めている。

社会全体が高学歴化するなかで、短期大学、高等専門学校の学生にも学士を志すものが増加している。また、従来は短期大学卒業者が主であった看護婦(士)、保健衛生技術者に大学卒業者が増え始めた社会状況は、短期大学・高等専門学校卒業者が単位履修によって学位を取得し、キャリアアップを図る動機づけとなっている。これら学習意欲を持ったものに本学位授与制度が適切な機会を提供していることが量的拡大の主たる根拠と解釈できる。

また、機構認定専攻科についても平成 4 年度は22校34専攻だったものが、平成13年度現在では143校254専攻と増加している(表 2 - 7)。

					年月	き 別	認気	臣 専	攻利	斗 数			平成13年度
X	. 3	分	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	現 在 認 定 専 攻 科 数
短:	期大	学	20	29	15	21	22	12	17	11	10	7	105校
専	攻	科	29	40	20	28	24	12	19	11	16	8	164専攻
高等	専門等	学校	2	4	3	3	5	3	4	3	7	5	38校
専	攻	科	5	8	8	7	11	7	8	7	17	12	90専攻
	^ -	±1	22	33	18	24	27	15	21	14	17	12	143校
合		計	34	48	28	35	35	19	27	18	33	20	254専攻

注)平成13年度現在認定専攻科数・学校数と年度別認定専攻科数・学校数の総数が一致しないのは、 専攻科を廃止したこと及び同一の学校が年度を変えて複数の専攻科の認定を受けたこと等による。

・学位取得者の声 フォローアップ調査の分析 先に述べたように学位授与を行うごとに、授与者に対する学位取得直後調査(以下「直後調査」という。)を行うとともに、その後の追跡調査(以下「フォローアップ調査」という。)を行い、本制度による学位に関するアンケート調査を定期的に実施している。表2 - 8に示すように、学位の取得に関して満足と回答するものは直後調査時で約96%、フォローアップ調査時でも約83%となっており、大部分が本制度を積極的に受け止めている。その理由として、1)自分への自信がついた、2)人生の励みになった、3)幅広い教養や知識が得られた、4)将来の進路に選択の幅が増えた、といった項目には6割以上が肯定的な回答を寄せた。ただし、5)就職や転職に有利だった、6)職場での評価・地位・給料が上昇した、7)資格試験が受験できるようになった、の項目には肯定的な回答は40%以下であり、過半数が否定的な回答であった(表2-9)。

このことは、本学位授与制度による学士の存在が未だ社会的に十分広くは知られていないことを示すものと考えられ、今後の課題を提供している。自由記述の回答では、申請手続きについて現行の方式で良いとするものが多い半面、「科目申請区分をもっとわかりやすく」、「履修上のアドバイスを」という要望もあった。

表2-8 単位積み上げ学士の満足度調査結果

	X	分		大変満足し ている	まあ満足し ている	どちらとも いえない	やや不満で ある	かなり不満 である	合 計
直	後	調	查	66.2%	29.5%	3.2%	0.8%	0.3%	100%
フォ	7	アップ	調査	32.7%	50.4%	12.1%	3.8%	1.0%	100%

適切な審査システムの確立と運用の達成状況

審査システムの確立と運用に取り組んできた結果、次の根拠により基本的に適切に運用されている と判断する。

表2-9 単位積み上げ学士のフォローアップ調査結果

自分自身への自信がついた

おおいに当てはまる 34.7% やや当てはまる 48.1% あまり当てはまらない 13.2% 全く当てはまらない 2.5% 無回答 1.5% 合計 100.0%

その後の人生の励みになった

C 07 (X 07 / (
おおいに当てはまる	23.3%								
やや当てはまる	48.8%								
あまり当てはまらない	21.8%								
全く当てはまらない	4.2%								
無回答	1.9%								
合 計	100.0%								

就職や転職に有利だった

おおいに当てはまる	16.0%				
やや当てはまる	21.3%				
あまり当てはまらない	37.5%				
全く当てはまらない	23.6%				
無回答	1.6%				
合 計	100.0%				

職場での評価・地位・給料が上昇

おおいに当てはまる	13.2%		
やや当てはまる	19.2%		
あまり当てはまらない	26.4%		
全く当てはまらない	39.6%		
無回答	1.6%		
合 計	100.0%		

幅広い教養や知識が得られた

相以い 教員 下加明の ほうれん		
おおいに当てはまる	24.9%	
やや当てはまる	52.8%	
あまり当てはまらない	18.2%	
全く当てはまらない	2.9%	
無回答	1.2%	
合 計	100.0%	

将来の進路に選択の幅が増えた

O'O'C CIMP CONTESS OF THE STATE		
おおいに当てはまる	31.4%	
やや当てはまる	33.3%	
あまり当てはまらない	25.5%	
全く当てはまらない	7.7%	
無回答	2.1%	
合 計	100.0%	

資格試験が受験できるようになった

見行 叫歌が文献 くらるみ	JEGJE	
おおいに当てはまる	12.5%	
やや当てはまる	19.4%	
あまり当てはまらない	34.3%	
全く当てはまらない	30.6%	
無回答	3.2%	
合 計	100.0%	

学位授与機構の学位の社会的扱い

他の大学卒業生以上	1.5%	
他の大学卒業生と同等	36.6%	
大卒と高専・短大卒との中間	40.6%	
高専・短大と同等	9.1%	
その他	11.8%	
無回答	0.4%	
合 計	100.0%	

- ・修得単位の体系性 大学卒業者と同水準の学修を積んだ者に学士の学位を授与するという趣旨を満たすために、基礎資格として、短期大学又は高等専門学校の卒業若しくは大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得した者等を申請の条件とし、さらに、修得単位に関して専門分野毎に専門科目、関連科目、その他科目の単位取得の基本基準、専攻基準を定めることで、特定の専門を中心としつつ一定の広がりを持った素養を身につけるといった意味での、修得単位の体系性はほぼ確保されていると考える。
- ・大学水準の学力の獲得 学修成果の内容と、それに沿った事項についての小論文試験又は面接試験の 結果を専門委員会で審査することで、学んだことが自らの学力として身についているか否かの確認が なされていると考える。
- 学修成果に基づく判定の特質と課題 専門科目全てに関する知識を問う試験と異なり、比較的に短い 試験時間で、個々の主体的な知的能力を審査することが特質である。ただし、この方式が実効をあげ るためには専門委員による慎重かつ適切な学修成果のチェック、問題の作成、判定原案の作成及び専 門委員会における合議による審査が欠かせない。広く行われている資格認定の一斉試験と比べると、 審査する側の大きな労力を必要とする方式となっている。
- ・短期大学・高等専門学校教務担当者の声 学位授与説明会などの交流 本制度についてはそれぞれ の学校内において学生への配布物や入学案内の中で本機構の学位授与制度に関する詳しい紹介をして いるところが多く、この学位授与制度の意義を積極的に評価していると解釈できる。

機構が創設以来ほぼ毎年、認定専攻科を有する短期大学、高等専門学校の教務担当者を対象に説明会を開催してきた。その際に担当者から質問、要望を受け付けたところ、学修成果の性格についての説明を求める声が多かったほか、合否の判定をなるべく早く通知して欲しい旨要望があった。

また、高等専門学校専攻科担当者からの主要な要望としては、1)試験会場の増設、2)大学における16単位以上の修得要件の廃止、3)履修者が多い放送大学の開設科目について専門、関連、その他科目の区分明示、4)天候、交通事情のために受験不可能な場合の追試験の実施、5)申請手続きがわかりにくいこと、6)小論文試験問題の公表、などがあった。これらのうち1)については九州会場の追加を検討中、2)は平成12年度に規定を改定済み、3)については大学における科目のこれまでの科目区分判定のデータ公開を準備中である。4)については現時点では時間的、人的制約から困難である、5)については申請の手引きを分かりやすく改める、6)については小論文試験が個々の申請者の学修成果に関わる出題がなされていることから問題の公表は困難と判断した。

・専門委員の声 国、公、私立大学教員(教授)に委嘱している専門委員は、個別申請者に対する審査 及び専攻科の教育課程の認定審査を担当する学位授与業務の実施者でもあるが、同時に本機構外部の 有識者として、機構の在り方に関する有益な意見を専門委員会の席上等で表明いただいている。年々 増加する申請者数のために審査の作業量も漸増しているが、各専門委員は機構の意義をよく理解し、 遅滞なく作業を進めていただいており、学位制度の存在意義を高く評価しておられる、と判断した。

審査及び専攻科の教育課程の認定審査を担当する専門委員からの主要な意見としては、1)試験問題の作成への十分な時間の確保、2)申請者数増に応じた専門委員会委員の増員、3)不備の多い学修成果や小論文試験の答案に対する教育的コメントの申請者への還元、4)単位修得の専攻基準の改訂、などが多かった。1)に関しては申請受け付け作業の合理化で時間を確保、2)については申請者の多い専門部会では臨時委員を委嘱することで、作業量の平準化を図っている、3)については本機構の学位授与に係る審査と教育的助言とは性格が異なるため、現在の制度では実現が困難であり、別の形で学修成果と回答の望ましいまとめ方を知らせる努力をすることとしたい。4)については基準設定から相当の時間が経過しているため、現在の大学のカリキュラムの動向を調査し、科目名の例示を豊富にする作業を進めているが、より本格的な見直しを行う必要がある。

また、専攻科認定のための審査に関する主要な意見としては、1)現在、大学設置基準等に準じて 教員の資格審査を行っているが、短期大学、高等専門学校における教育の業績評価の重視、専攻科認 定後5年毎に行う教育の実施状況等の審査についても実質審理のレベルを上げること、等が寄せられ ている。

制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応の達成状況

制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応に取り組んできた結果、次に示すように、概ね達成できたと判断する。

・社会的ニーズへの対応 前小節「取り組み状況」において記述したように個別のニーズへの対応、すなわち、認定専攻科在学中の見込み申請、所定の基準を満たす専門学校への基礎資格要件の拡大、大学における16単位以上修得要件の廃止、外国における教育課程修了者等の審査、等を実行することによって門戸を広げつつあり、制度としての成熟度は増している、と自己評価する。

ただし、学位取得者のフォロ - アップ調査、短期大学・高等専門学校関係者との懇談、専門委員の 意見のなかには実現できていない部分もあり、現在の機構の制度、規模において実施可能なものから 対応することが必要と考えている。問題によっては制度変更、人員増、予算措置を必要とするものも ある。これらについては長期的、将来的に取り組むことが必要である。

・申請者の増加への対応 前述のように申請者数は毎年増加の一途を辿っている。その合格率を申請者 の多い分野について見ると、比較的に安定している(85%ないし95%)。このことは本学位授与制度 が申請者、申請者を指導する教育機関、審査する専門委員のいずれにおいても定着し、合否の目安が 明確化してきたことをあらわしている、と解釈できる。いいかえれば、これまでのところ量的な拡大 に対応しつつ、同時に審査の品質は維持することができている、と判断する。

今後とも申請者が増加すると予想される根拠としては、国立高等専門学校について、新たに認定される専攻科数が多いことが挙げられる。一方、いくつかの短期大学は4年制大学に移行している。これは申請者数の減少要因となる。これらのバランスは専攻分野毎に異なり、定量的な予測は困難である。

世界的に見ると、先進国では高校レベルまでの実質全入は既に達成され、高等教育を受けるものが増えてきた。知的職業の相対比が今後とも増すと仮定すれば、短期高等教育を受けている者が大学への編入学や継続教育の制度によって学士を目指す傾向が確実に強まると予想される。

・学位授与制度を説明する印刷物 先に述べた「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校 専攻科一覧」、「科目等履修生制度の開設大学一覧」、「新しい学士への途」は毎年度更新して印刷配布 を行っている。本年度の主要な配布先を表 2 - 10に示す。

公的な機関への送付としては一応網羅的であるといえる。これに加え、個別の問い合わせに対して申請要項に相当する「新しい学士への途」を随時郵送している。近年本機構のインターネットホームページへのアクセス頻度が急増しており、これをきっかけに本機構による学位授与制度のことを知る人が多くなっているものと思われる。

配 付 先	部	数
1)国公私立大学(教務担当)		650
2)放送大学(本部10+地域学習センター52)		62
3)国公私立短期大学		553
4)国公私立高等専門学枚		62
5)都道府県・指定都市 教育委員会		59
6)都道府県・指定都市 学習センター		44
7)都道府県立図書館		58
8)国立大学協会等		12
9)大学評価・学位授与機構関係委員等	然	300
計	約1	,800

表2-10 「新しい学士への途」主要配布先

ただし、一般への働きかけはこれまで積極的には取り組んでおらず、また学位取得者が勤務する会 社等雇用者側への働きかけは殆ど行ってきていない。今後検討するべき課題である。

・広報委員会の設置と活動 前小節において述べたように広報委員会を設け、本機構の広報、制度普及の努力を続けている。

全般的に、申請者数の確実な増加傾向が続いており、このことは本制度の重要性を認識している分野、教育機関(短期大学・高等専門学校の専攻科等)の増加を反映しており、少なからず広報活動による本制度普及の成果はあがっているものと思慮する。

一方で、学位授与制度による学位取得者を対象として行ったフォローアップ調査の結果では、社会のなかでの本制度の認知度が低いことを嘆く意見が多く寄せられている。社会における認知度の向上は有能な学位取得者が社会の各方面で活躍することを通じて徐々に確立していくことが正道であるが、既取得者のためにも本制度の普及に関する広報活動は粘り強く進める必要がある。

このような問題意識をもって広報委員会では情報提供の拡充を計画し、順次実行している(第4章 参照)。

2.3.3 単位積み上げ型による学士の学位授与:改善のための方策

本機構が発足して以来、学位授与システムの構築は学位審査会のもとに置かれた専門委員会が本機構 教職員の支援のもとで進めてきた。機構内の組織でいえば機構長 - 学位審査研究部長 - 学位審査研究部 教員と機構長 - 管理部長 - 学位審査課事務職員のラインがそれぞれの役割を踏まえつつ、一体となって 審査システムの維持発展、合否の判定、学位の授与等を進めてきた。

審査システムの改善に関し短期的に解決が可能と思われる課題については、両者の連絡会議で取り上げ、実行に移している。

長期的な課題の検討は第3章で述べる調査研究との関わりが深いため、主として学位審査研究部が担当している。単位累積加算制度の導入をはじめ将来に向けての提案・検討を必要とするものは、客員教授、研究協力者との共同研究、外部研究分担者を含む科学研究費補助金による研究での討議などにより広く衆知を集めて解決の道を探ることも実施している。

大学評価・学位授与機構全体に関わる問題を内部的に検討するために運営会議を年数回開催している。 そこでは各部局の問題を討議し、全体のコンセンサスとしている。これらを原案として外部委員を含む 上部組織である運営委員会、評議員会に諮り、機構の意思を決定している。

さらに平成13年度が本機構創設10周年にあたることから、前年度の平成12年度に「学位授与事業10周年記念事業実行委員会」を機構内部の公式組織として発足させ、特に学位授与事業を中心に資料の整理・分析を進めてきた。平成13年9月27日に開催された「記念式典」に合わせて出版された十年誌「学位授与 10年のあゆみ」は、5周年に刊行した「学位授与機構5年間の歩み」に続くもので、これまでの学位授与事業を総括する最も網羅性の高い文書となった。これと呼応して進めている自己点検・評価委員会の活動自身が審査制度の到達点を確認し、改善すべき点を明らかにする働きを持つ。自己点検によって明らかにされ、さらに外部検証委員会で指摘される課題については今後、自己点検・評価委員会によって継続的に審議していく。

上記の取り組み状況 達成状況のまとめから浮かび上がってきた主要な検討課題として特に次の3点が重要である。

- 1)情報化による合理化:科目情報の公開、電子申請、審査業務全般にわたる電子化(高セキュリティ 化と平行して)。
- 2) 学位審査事業の将来構想検討会議(仮称): 単位累積加算制度の導入の可能性も含めた将来構想の 検討と提案。
- 3)科目等履修生制度を利用した申請者(本来的な生涯学習志向の申請者)への支援強化:対象者把握のための予備審査制等の検討。

2.4 省庁大学校修了者への学位授与

本機構が行う学位授与のうち、省庁大学校修了者への学位授与の要件については、学位規則(文部省令)第6条第2項により、平成3年当時、次のとおり定められた。

2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の 授与は、学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で学位授 与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと 認めるものを修了し、かつ、学位授与機構の行う審査に合格した者に対して行うものとする。

機構では、これを受けて、学校教育法によらない高等教育段階の教育施設として各省庁が独自に設けた大学校の修了者(省庁大学校修了者)への学位授与に係る学位授与システム及び審査システム等について、創設後、直ちに学位審査会(当時審査会)において「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」(平成3年8月6日施行)及び「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」(平成3年8月6日施行)を制定するなど、システムの構築に取り組んできた。

2.4.1 省庁大学校修了者への学位授与:取り組み状況

学位授与システムの構築の取り組み状況

機構では、学位の授与の要件、学位授与の申請、審査及び学位の授与等並びに省庁大学校に置かれる 課程で学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を 行うもの(以下「省庁大学校認定課程」という。)の認定等について、具体の学位授与システムの構築 に取り組んだ。

- ・学士の学位授与の要件 省庁大学校認定課程(大学の学部に相当)を修了し、機構の行う審査に合格 した者に学士の学位を授与することを定めた。
- ・修士の学位授与の要件 省庁大学校認定課程(大学院の修士課程相当)を修了し、機構の行う論文の 審査及び試験に合格した者に修士の学位を授与することを定めた。
- ・博士の学位授与の要件 省庁大学校認定課程(大学院の博士課程相当)を修了し、機構の行う論文の 審査及び試験に合格した者に博士の学位を授与することを定めた。
- ・学位授与の申請 学位の授与を受けようとする者の申請書類 (表 2 11)の提出期限及び学位審査手数料を定めた。

表 2 - 11 学位授与申請に係る提出書類

- 1)大学学部相当:学位授与申請書、課程修了証明書、単位修得証明書
- 2)大学院修士課程相当:学位授与申請書、課程修了証明書、単位修得証明書、論文(特定の課題についての研究、制作等の結果も可)論文の内容の要旨、論文目録、履歴書
- 3)大学院博士課程相当:学位授与申請書、課程修了証明書、単位修得証明書、論文、論文の内容の 要旨、論文目録、履歴書
- ・学位授与の審査 学位の授与の審査については、2.2で述べたように学位審査会(専門委員会を含む。) が機構長の付託を受けて、学士については単位修得及び課程修了に係る証明に基づき審査、修士又は 博士については当該論文の審査及び試験を行うこと等を定めた。
- ・審査期間 審査は学位授与申請書の提出があったときから、学士の学位については1月以内、修士又は博士の学位については6月以内に終了すること等を定めた。
- ・学位の授与等 審査の結果の通知及び学位に付記する専攻分野の名称、論文要旨等の公表及び学位授 与の取り消し等について定めた。
- ・省庁大学校認定課程 教育施設の長の申し出に基づき、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等の項目にわたって学位審査会と専門委員会が審査し、大学・大学院の課程と同等の水準にある課程を認定するものとした。申出書は大学設置基準、大学院設置基準等に基づいて表2 12に示すもの、と定めた。

これらの書類を精査して判定を行う。なお、専門委員会において疑義が生じたり、一部の教員の資格が不十分であると認められる場合には、教育施設に確認し、追加資料等の提出がある場合には再度審査するよう、審査に柔軟性を持たせることとしている。

・認定後の再審査・教育の実施状況等の審査 いったん認定を受けた大学校が、その内容について重要な変更を行おうとする場合には課程の認定への再審査を行うほか、重要な変更がない場合でも認定後5年を経過する毎に教育の実施状況について審査し、認定の継続の可否を判断することとした。この場合の提出書類としては、表2-13に示すもの、と定めた。

表2-12 課程認定申出の提出書類

- 1)課程認定申出書
- 2)教育施設等の概要を記載した書類
- 3)教育施設の規則
- 4)教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- 5)教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目
- 6)設備の概要を記載した書類
- 7)校地等の概要を記載した書類
- 8)校舎その他の建物の概要を記載した書類
- 9) 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類

表2-13 再審査・教育の実施状況の審査に係る提出書類

- 1)教育施設等の概要を記載した書類
- 2)教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- 3)教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- 4)教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目

審査システムの確立と運用の取り組み状況

学位の授与の審査については、前述のとおり学位審査会(専門委員会を含む。)が機構長の付託を受けて審査及び試験を行うこととしている。ここでは、さらに審査システムの具体的な取り組みについて述べる。

- ・学士の学位授与の審査 提出された申請書類から、教育施設長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づき学位審査会で判定することとした。
- ・修士及び博士の学位授与の審査 専門委員会において、修士相当と博士相当の修了者に関しては3名以上の担当専門委員により当該論文の審査及び試験(口頭試問)を行い、担当専門委員はその結果の要旨を専門委員会に文書で報告し、専門委員会は、その結果に基づいて論文の審査及び試験の結果を学位審査会に文書で報告し、学位審査会はその報告に基づいて修士又は博士の学位授与の可否について審査をすることとした。

なお、修士と博士の学位授与の可否に関して審査を留保し、継続して審査することが適当と認められるときは、論文の補正及び関係資料の提出を求め、再度、口頭試問を行うことができることとした。

2.4.2 省庁大学校修了者への学位授与:達成状況

制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築の達成状況

省庁大学校認定課程の修了者に対して学位を与える本制度は、次の根拠により良く効果を挙げていると判断する。修了者の大部分が本制度の適用による学位授与を申請している事実、また、創設以来10年間に本制度から離脱する大学校の認定課程が無かったこと、新たに設置された大学校の相当課程が相次いで認定の申し出を行っていることが、本制度が大学校及びその修了者に受け入れられていることの証左である。

・大学・大学院の水準を有する省庁大学校の認定 これまでに認定を受けた大学校は防衛大学校(防衛 庁) 防衛医科大学校(防衛庁) 水産大学校(農林水産省) 海上保安大学校(運輸省、現国土交通 省) 気象大学校(運輸省、現国土交通省) 職業能力開発総合大学校(労働省、現厚生労働省) 国立看護大学校(厚生労働省)の7校であり、課程別には大学の学部に相当するもの7、大学院の修士課程に相当するもの4、大学院の博士課程に相当するもの2の計13課程である。そのうち9課程は平成3年に認定され、その後4課程が加わった。

・学位授与の状況 認定を受けた課程を修了した者の大部分が学位授与の申請を行っている。平成3年 以降の学位授与の推移を表2-14に示す。

学位授与者数は平成12年度に学士816名、修士111名、博士20名であり、創設以来、平成12年度までの累計では学士8,887名、修士860名、博士152名の合計9,899名に達する。

表 2 - 14 省庁大学校修了者への学位授与の推移

(1)大学の学部に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業	課程の					学士の	学位授	与者数	ζ			
施 佐 袜 佳 白	年限	認定時期	平3	平 4	平 5	平 6	平7	平 8	平 9	平10	平11	平12	計
防衛大学校本科	4年	平成 3 年12月18日	358	388	343	361	393	415	417	431	389	357	3,852
防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	平成3年8月30日	68	70	64	64	61	61	66	67	68	53	642
水産大学校本科	4年	平成 3 年12月18日	154	185	161	187	175	152	169	180	158	160	1,681
海上保安大学校本科	4年	平成 3 年12月18日	39	45	41	40	37	40	45	42	42	39	410
気象大学校大学部	4年	平成 3 年12月18日	11	14	16	15	12	14	13	14	13	17	139
職業能力開発総合大学校長期課程	4年	平成 3 年12月18日	209	171	221	221	256	263	217	208	207	190	2,163
国立看護大学校看護学部看護学科	4年	平成13年3月26日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	i	†	839	873	846	888	934	945	927	942	877	816	8,887

(2) 大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業	課程の	修士の学位授与者数										
166	年限	認定時期	平4	平 5	平 6	平7	平 8	平 9	平10	平11	平12	計	
防衛大学校理工学研究科(前期課程)	2年	平成 3 年12月18日	65	62	66	70	75	61	65	65	64	593	
防衛大学校総合安全保障研究科	2年	平成9年3月11日	-	-	-	-	-	-	-	21	19	40	
職業能力開発総合大学校研究課程	2年	平成 3 年12月18日	16	13	20	20	25	28	17	21	21	181	
水産大学校水産学研究科	2年	平成6年6月23日	-	-	-	-	8	10	8	13	7	46	
合	i	†	81	75	86	90	108	99	90	120	111	860	

(3) 大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業	課程の					博士の	学位授	与者数	ζ			
就 足 袜 往 右	年限	認定時期	平3	平 4	平 5	平6	平7	平 8	平 9	平10	平11	平12	計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4年	平成3年8月30日	10	13	13	14	14	15	16	17	20	20	152
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3年	平成13年3月12日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ・新規の申請及び課程の増設 平成3年の認定後に追加して認定された大学校、教育課程には、平成13年度開設の国立看護大学校看護学部看護学科(学部相当) 平成6年設置の水産大学校水産学研究科(修士課程相当) 平成9年設置の防衛大学校総合安全保障研究科(修士課程相当) 及び平成13年設置の防衛大学校理工学研究科後期課程(博士課程相当)がある。学位授与機構の審査システムが確立し、学位の水準に関する情報が容易に得られたため、新設される課程は、本機構のシステムとの整合性を概ねよく勘案したものとなっている。
- ・学位の授与 学士及び修士に対する学位授与はそれぞれの教育施設の代表者に伝達し、大学校を通じて本人に渡される。博士に対する学位授与については、本機構において学位記授与式を催し、機構長から直接授与者に学位記が手渡しされる。これらの機会等を通じて、大学校関係者と懇談し、審査の経過、問題点などを説明し、大学校における今後の指導に資するよう努めている。

適切な審査システムの確立と運用の達成状況

学士については、提出書類に基づいて単位の修得状況を確認し、学位を授与している。

さらに、修士及び博士の審査に当たっては論文及び関係資料を提出させ、各申請者毎に1時間程度の面接による口頭試問を実施し、修士ないし博士相当としての達成度を専門委員が確認している。年間130名以上の申請者に対し、全国から、専門委員に延べ400回出席を依頼しており、学修の体系性、成果の水準を判定していただいている。若干の提出論文にはコメントが出され、論文補正後に書類審査ないし再度、口頭試問を行うなど、論文のまとめ方の不備についてはフィードバックの機会を与えている。実績として申請者のほぼ全員が合格しているが、審査が形式的に流れていることを表しているものではなく、高い合格率は本制度と判定水準を良く理解した各大学校指導者の功に帰すべきものと考える。

・大学・大学院の水準を有する省庁大学校の課程認定 省庁大学校の修了者に対して学位取得の途を開 くという本機構の目的は十分達成されていると判断する。認定手続きも概ね妥当と考える。

高等教育の時代的な課題として、先端的な研究の重視とともに、創意工夫のある教育法の開発、実践が求められており、大学設置・学校法人審議会でも教員の教育貢献の評価を詳細化する方向性と聞いている。課程認定の中で教育に関する評価を強めていくことは今後の課題である。

・学位の申請及び審査の手順(修得単位、研究成果について厳正かつ適正な評価)

修得単位、研究成果について厳正かつ適正な評価を行う手順は良く確立し、機能していると判断する。極めて稀な場合を除いて、学位の水準から著しく隔たっている申請者が申し出るケースは無く、 部分的な不備はフィードバックすることで補正する道も開かれている。

一方、問題点の第一としては、現行のシステムでは修士の学位授与は、3月の大学校の課程修了後 1ヶ月以内に申請、5月ないし7月に審査、10月初めに学位授与となり、また、博士の学位授与は10月申請、3月授与、と半年の審査期間を要していることが挙げられる。審査はすでに申請者が当該の教育機関から離れ、就業している時期に行われる。このため、審査期間の短縮を要望する声も強い。ただ、現行の規定では大学校を修了することが学位の申請の要件となっており、短期間で審査を終了することは困難が多い。

問題点の第二として、本年度より設置された防衛大学校の理工学研究科後期課程は博士(理学)及び博士(工学)を目指す教育、研究を行うものであるが、理工系の分野では従来行ってきた博士(医学)とは異なる審査の慣行があり、それを考慮する必要がある。すなわち、一般に理工系大学院では審査過程で発生する教育的な助言の効果を高めるために、正規の審査に先立って非公式な予備審査を行い、進捗状況の確認、研究内容に関する批評、助言を行う場合が多い。このような慣行を本学位授与制度においても適用することは大学校内における指導の効果を高め、また、博士の学位授与の審査の緻密さを増すために望ましいと思われる。3年後に予定される第1回申請者に対して適用可能な審査システムの構築に関して検討を開始している。

・学位授与の状況 単位積み上げ型の学位取得者の伸張状況に比べると省庁大学校修了者の学位取得者数の増加は緩やかである。その増加分の主要なものは新設の認定課程の修了者に対応しており、その範囲は限られている。したがって、量的拡大という客観的な数値は本制度の状況を計る指標にはならないが、認定課程の修了者に対して適切に学位を授与しており、本制度による学位授与の状況は順調であったと総括できる。

省庁再編、一部大学校の独立行政法人化の動きがあるが、現在までのところ、本制度との関係で大きな変更を迫られるものはない。今後とも大学・大学院と同水準とみなせる教育施設の申請があれば、 積極的に対応して行く方針である。

2.4.3 省庁大学校修了者への学位授与: 改善のための方策

創設当初は本機構に係る学位授与の審査システム等を構築するための専門委員会と学位を審査する専門委員会が分かれて設置されていたが、平成6年度に整理統合が行われ、現在は17の専門委員会(うち8つの委員会では複数の部会に分かれ、部会数は38)が学位審査業務と審査システムに関する検討の双方に責任を持っている。前項の達成状況で述べたように、本制度は概ね順調に機能し、大学校から肯定的な評価を得ているが、審査期間の短縮、審査手順の緻密化など、改善の検討を行うべき課題も少なくない。

学位審査研究部の教員会議においてこれらの問題点を整理し、管理部学位審査課との密接な協力のもと専門委員会・部会に検討を依頼し、検討結果を学位審査会に付議することとなろう。

2.5 学位授与業務に関する総括

以上、学位授与機構が取り組んできた2つの学位授与事業(単位積み上げ型による学士の学位授与及び省庁大学校修了者への学位授与)について取り組み状況、達成状況及び改善のための方策に関する報告を行った。ここでは審査システム全体に関する自己評価を行う。

- ・本機構発足の使命 第1章の理念の項目にあるとおり、本機構発足の使命は平成3年2月の大学審議会答申「学位授与機関の創設について」によれば、『今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。(中略)大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。(中略)大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公私立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。(以下略)』と要約されている。はたして創設時の期待に応える業務の遂行ができたであろうか。
- ・本機構の実績 大学以外で学ぶ短期大学・高等専門学校専攻科修了者、大学の科目等履修生、省庁大学校修了者を対象として10年間にわたり学位審査授与業務を実施し、累計約18,000名に学士、修士、博士の学位を授与してきた。この間それぞれの学位毎に申請者の増加が見られているという事実から、大学審議会から与えられた学位授与制度の弾力化のミッションを第一義的には果たしたものと判断できる。
- ・生涯継続高等教育の波 近年高等教育の改革が叫ばれる中で特に、継続的、自律的に高等教育レベル の学習を続ける者に対する積極的支援が世界各国政府の教育関係者に共通の傾向となっているが、上 記の平成3年大学審議会の答申はいち早くこの方向性を明確に打ち出したものといえ、その意義はま すます高まっている。
- ・科目等履修生制度型学習者(生涯学習者)への対応 本機構の制度による学位授与者のうち短期大学・高等専門学校の認定専攻科を経由せず、基礎資格該当後、科目等履修生制度のみにより単位を修得する者(以下「科目等履修生制度型学習者」という。)の数は限られている。多くの分野では認定専攻科修了者に比し、相対的に少なく、増加率も顕著とは言えない。これら自らの計画で単位修得を行っている学習者への支援強化を図るための方策として、情報の積極的な提供及び対象者把握のための予備審査制度の導入も検討すべき課題であろう。

ただし、看護学や保健衛生学の分野では科目等履修生制度型学習者は学位を授与される者の90%以上を占めている。これらの分野では3年制の短期大学が多く、1年分の単位累積を行えば済むという

事情もあるが、そればかりでなく看護学・保健衛生学に関わる職業分野では本機構による学位授与の制度が良く認知され、情報の交換が容易であることが要因となっており、また、保健衛生学の分野のほとんどで専攻科が存在しないこと等と考えられる。

- ・認定専攻科修了者への対応 認定専攻科の数が単調増加する結果として、このカテゴリーの学士の学位の授与者数が増加しており、また、合格率も安定している。これは短期大学・高等専門学校の認定専攻科での指導の向上に帰するところが大きい。一方で、現行では専攻科教育の品質保証の手続きとしては認定申請の際の審査及び教育の実施状況等の審査が制度として組み込まれているが、最近の高等教育機関の品質保証、アクレディテーションの手法と比べると十分とはいえない。これらの教育施設における教育の実施状況等を学位審査会、専門委員会・部会がより詳細に把握できるように整備することが今後の検討課題の一つである。
- ・省庁大学校修了者への対応 省庁大学校修了者への学位授与については全般的には大学校から肯定的 な評価を得ているが、審査期間の短縮、審査手順の緻密化など改善の検討を行うべき課題は少なくな い。これらについて専門委員会の機能強化、審査手順の合理化を含め、継続して検討し、実現を図っていくべきである。
- ・情報化 審査プロセスの迅速化と審査内容の充実を同時に進めて申請者へのサービス水準の向上を限られた陣容で実現するには、情報化による合理化が欠かせない。科目情報の公開、電子申請、審査過程へのネットワーク技法導入(高セキュリティ化と平行して)などを主要な課題として検討を進めているが、その具体化が課題である(第4章情報提供も参照)。
- ・将来構想 第3章で述べる調査研究の成果を踏まえた新しい審査手法を導入してサービスを向上させ、 また継続して国公私立の大学からの専門委員の親身な協力を仰ぐために、審査方法、組織、設備等を 含めた将来構想を検討することが極めて重要である。

自己点検・評価活動に接続して長期的将来構想の検討を継続し、可能なものから実現を図っていきたい。

・「単位累積加算制度」の検討 第3章で詳述するように我が国の学位制度の進展にとって、機構における現行の単位積み上げ型による学士の学位授与が短期大学・高等専門学校卒業等の基礎資格を課すものであるのに対して、高等学校卒業者が参加できるよう一般的な学士の学位取得制度としての「単位累積加算制度」の可能性の検討が課題とされており、機構ではこれに関する継続的な調査研究を行ってきた。平成12年3月には『「単位累積加算制度」に関する調査研究報告書』をまとめて文部省に提出した。報告書では「現行の機構における学位規則第6条第1項による学士の学位授与制度を一歩進めるもの」ととらえて、諸外国における類似制度の調査を行い、我が国における実現に向けた検討課題を示した。

文部省では報告を受けて大学審議会で検討を進め、平成12年11月に出された大学審議会から文部大臣への答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中で、『今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から①どのような専攻分野を学位の対象とするのか、②学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、③学位に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、④単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、⑤学位授与を行う体制をどのように整備していくか、などの組織体制の在り方について更に検討する必要がある』と指摘している。

今後これまでの検討を踏まえ、さらに煮詰めた調査研究を行うことにより、より柔軟かつ信頼のおける学位授与制度の改革へ結びつけていくことが必要である。

第3章 調査研究に係る自己点検・評価

3.1 目的と目標

調査研究は、大学評価・学位授与機構に課せられた主たる業務の一つであり(国立学校設置法第9条の4第1項第3号)、学位審査研究部では、学位審査課と協力しながら調査研究活動を進めている。

調査研究の目的及び目標は、第1章で述べたとおり、設定された目的及び目標の大綱を具体的に検討し、次のとおり設定した。

自己点検・評価は、ここで示す目的及び目標に即して、目標の柱とした「学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進」(3.2)「学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施」(3.3)「調査研究成果の取りまとめと公表」(3.4)ごとに、その「取組状況」、「達成状況」を点検・評価し、続いて業務全体の「改善のための方策」(3.5)を点検し、最後に業務全体の点検・評価の総括(3.6)を行うという形で実施した。

3.1.1 目的

- ① 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究及びその基礎となる分野の研究を推進する。
- ② 学位制度を中心とした高等教育研究の国内外における研究の中心的役割を果たすための基礎となる調査研究を行う。

3.1.2 目標

- ① 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進
 - ア 学位の体系性に関する研究
 - イ 大学外における高等教育レベルの学習の評価
 - ウ 単位累積加算制度に関する研究
 - エ 現行学位授与制度に関する実状調査
- ② 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施
 - ア 海外制度の調査及び国際協力
 - イ 高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の推進
 - ウ 学位審査研究部教員の専門性の維持・発展及び人的組織の構築
- ③ 調査研究成果の取りまとめと公表

3.2 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進

3.2.1 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進:取り組み状況

・学位の体系性に関する研究 学位の体系性に関する研究は、学位を得るために必要な学習とは何かを明らかにし、同時に社会に必要とされる学位の多様性を明らかにすることによって、学位とは何かという問いに答えることを目的としている。我が国における学位に関しては、平成3年の大綱化以降、学位規則第10条により、「大学及び(大学評価・)学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、

適切な専攻分野の名称を付記するものとする。」とされ、学位に付記する専攻分野の名称は大学及び(大学評価・)学位授与機構が自主的に決することとされた。これを受けて本機構では、主として学位審査課を中心に、平成4年度以来、国内の国公私立大学で授与されている学士、修士、博士のおのおのの学位に付記する専攻分野の名称に関して、各大学に対して毎年調査を行い、その結果を公表している。

また、海外の学位に関しては、科学研究費補助金による研究の一環として、諸外国の学位の取得要件及び種類に関する研究や、学位にかかわる政策動向などについても研究を行っている。

- ・大学外における高等教育レベルの学習の評価 大学外における高等教育レベルの学習の評価に関する 研究は、大学外の高等教育レベルの学習を評価し、学位を授与するという我が国には他に類を見ない 機構の業務を遂行、改善する上で必要な知識、情報を獲得し共有するために遂行されている。研究テーマは主として機構と類似の非伝統的な制度を通じて学位を授与する機関の実態や、あるいは大学において大学以外の機関における学習を評価し単位を認定する制度などである。前述のようにこの制度は 国内には類似のものがないため、多くの場合、海外の機関が行う類似の制度や、機構の制度を更に前進させた、評価による単位の取得のシステム等を研究している。これらの研究は主として文部科学省の科学研究費補助金によっている。
- ・単位累積加算制度に関する研究 単位累積加算制度に関する研究は、臨時教育審議会の昭和61年4月の答申「教育改革に関する第2次答申」に基づき、本機構が創設以来取り組んでいる研究課題の一つである。この答申は、「単位累積加算制度とは、一つ又は複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。」として、我が国における単位累積加算制度の概念を初めて示し、さらに、「大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する」ことを提言した。このように本機構の学位授与制度は、単位累積加算制度と密接な関係をもって構想されたものである。

しかしながら、この制度の実現に向けて検討を進めた大学審議会は、平成3年2月の答申「学位授与機関の創設について」において、「単位の累積のみによる学士の学位授与システムを直ちに導入することについては、累積する単位の内容や学士の学位授与の要件等、なお慎重に検討を要する課題があると考えられる」として実施を見送り、当面の施策として本機構による現行の学位授与制度、すなわち短期大学・高等専門学校卒業等を基礎資格として大学の学部課程相当の学習を積み重ねることによって単位累積加算的な要素を加えた学位授与制度を提言した。そしてその一方で、「一般的な単位累積加算システム等高等教育レベルの学習成果の評価の在り方については、本審議会において、学位授与機関の展開の状況を考慮しつつ、引き続き検討していくことが必要であるが、学位授与機関においても、その役割にかんがみ、このことに関しての具体的な調査研究機能を果たすことが適当である」ことを提案した。

さらに大学審議会は、平成10年10月の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において、「単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構における調査研究の成果を踏まえ、本審議会において検討を続けることが適当である」とし、本機構に改めてその「制度化に向けた調査研究の成果」の提示を求めた。また大学審議会とは別に、平成10年4月に文部省から出された「教育改革プログラム」では、「学位授与機構による単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構において平成10年度より本格的に調査研究を開始し、平成11年度中に取りまとめ、それを踏

まえ、平成12年度に大学審議会で検討する」との方針が示された。

このような高等教育政策の流れと並行して、規制緩和の観点からも、単位累積加算制度が論議の対象とされた。行政改革委員会規制緩和小委員会の平成9年12月の最終報告で単位累積加算制度の検討が提言され、平成10年3月に閣議決定された規制緩和推進3か年計画では、「学位授与機構による単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構において速やかに本格的に検討する」こと、そのために平成10年度に調査研究を行い、平成11年度に調査研究をまとめ、平成12年度に大学審議会で検討することが明記された。

以上の政策動向を踏まえて、学位審査研究部では継続的に調査研究を進めるほか、科学研究費補助金を得て包括的な共同研究を実施している。さらに平成10年5月には「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」(座長:麻生誠放送大学副学長)を組織し、それまでの研究調査の成果を整理するとともに制度化に向けた課題の検討を進めた。

・現行学位授与制度に関する実状調査 学位審査研究部では、現行制度における学位取得までの学習の プロセスや申請の手続き等に関して学位取得者からの意見、要望等を聴取すること、及び本制度の主 な利用者層の把握、機構が授与する学士の学位の社会的評価を測定すること等を目的として、学位取 得者に対するアンケート調査を実施している。

最初の調査は、平成6年9月に、本制度が発足した平成4年10月期から6年4月期までの短期大学、高等専門学校卒業等を基礎資格とする学士の学位取得者を対象に行われた。以後、学位審査課の協力により、学位記送付の際に調査票を同封する形式で、学位取得直後の意識や動向を尋ねる調査(直後調査)として継続的に実施されている。直後調査は極めて簡潔な内容の調査であったため、学位取得者の増加に伴い、より詳細に現行制度の実状を把握する必要性が認識され、平成10年10月には初の包括的な「学位授与者に対するフォローアップ調査」を実施した。このフォローアップ調査は、平成9年4月期申請までの全取得者延べ3,189名を対象に行われた。さらに、フォローアップ調査の結果を元に内容を精選し、平成11年10月より「学位取得者に対する1年後・5年後調査」として、取得から1年後及び5年後の者を対象にした調査を開始し、以後、学位の授与時期に合わせて毎年度2回ずつ継続的に実施している。1年後・5年後調査の開始に合わせて直後調査の内容も改訂し、各調査の役割分担を明確にした。現在では同一の学位取得者に対して、取得直後、1年後、5年後の3時点にわたる追跡調査を行っており、機構の学位授与制度の普及に伴なう社会的評価の推移、各人の学位取得に対する意識・評価等の変化等を分析することが可能となっている。

3.2.2 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進:達成状況

- ・学位の体系性に関する研究 我が国で授与されている学位に付記する専攻分野の名称の種類の調査という他に類を見ない調査研究に対しては、調査開始当初から機構は各大学からは多大な協力を得てきた。調査に対する回答率は当初から90%を超え、調査を重ねるごとにさらに上昇している。また、学位の種類の経年的な変化について、学位審査研究部の教員が分析を行い、学位に付記する専攻分野の名称の種類が、学士、修士、博士を通じて多様化している現状が把握されている。海外の学位に関しては、アメリカの個別の機関における大学院の構成と授与されている学位に関する調査、イギリスの高等教育において取得される多様な学位の統一を目指した政策の動向に関する調査、中国における学位の構造、種類、授与条件に関する研究などを行って、各国における学位の体系性を明らかにするための一助としている。これらの調査研究の結果は、研究紀要『学位研究』の各号に掲載している。
- ・大学外における高等教育レベルの学習の評価 先述したように、大学外における高等教育レベルの学習の評価に関する研究は主として海外の実践を対象として行われてきている。これまでに機構では、 科学研究費補助金を得て、イギリスの学位授与評議会(CNAA)及びロンドン大学学外プログラム、

アイルランドの全国学位評議会(NCEA) アメリカの学外学位授与大学及び一般大学における遠隔プログラム、ポートフォリオ評価、非大学教育認定プログラム(PONSI)あるいはその後身の大学単位推薦サービス(CREDIT)等を通じた、大学外の学習を評価して単位を認定するシステムについて文献調査及び訪問調査を行い、それら制度の理念、実態、評価方法などを分析している。これらの研究成果は、『学位研究』の各号において公表している。

- ・単位累積加算制度に関する研究 諸外国における単位累積、単位累積の制度、並びに「単位累積加算制度」に類似した制度に関しては、これまでにイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリア及びヨーロッパを対象に調査研究を行い、その成果を『学位研究』に公表している。また、一般的な単位累積加算制度については、従来の機構による学位授与制度の中で、主として短期大学・高等専門学校卒業等の基礎資格を満たした後に科目等履修生制度のみを用いて機構への申請に必要な単位を取得した申請者を、大学審議会等で提言された「単位累積加算制度」の下で予想される学修の仕方と最も近い学修パターンを示す群であると想定し、この申請者群に特に焦点を当てて、その学修パターンや到達の特性を詳細に検討した。この調査については「学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン 『単位累積加算制度』に関する基礎的分析 」として、『学位研究』第11号に掲載している。また、平成12年3月には、それまでの調査研究の成果を基礎に「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」をまとめて、文部省に報告している。
- ・現行学位授与制度に関する実状調査 これまでに行われた調査の分析結果からは、おおよそ以下の点が明らかにされた。専攻分野によって学位取得者(申請者)の基礎資格、積み上げ単位の履修方法、あるいは性別、就業状況などの社会的属性が異なるため、学位取得に対する意識・評価には分野による差違が認められるものの、自己評価の向上、知識教養の習得といった面における満足度は高く、機構の制度については概ね現状を肯定する意見が多い。ただし、機構の学位授与制度にとって不可欠な、大学における科目等履修生制度に関して利用上の不便を訴える声や、機構による学士の学位の社会的な知名度の向上を求める意見も少なくなかった。なお、調査の結果は随時、『学位研究』において公表している(第4号、9号、11号、13号)。

また、平成10年10月に実施されたフォローアップ調査の結果は、平成12年3月に文部省に提出された前述の「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」においても活用され、現行制度が概ね良好に機能していることを報告している。

3.3 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施

3.3.1 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施:取り組み状況

•海外制度の調査及び国際協力 先の3.2にも記したように、機構の学位授与業務を遂行・改善するための調査研究及び我が国における単位累積加算制度の導入に向けた研究は、主として海外の事例研究を中心に行われている。したがって学位審査研究部の教員や、同研究部が中心となって遂行する科学研究費補助金による研究の研究協力者は、海外の諸機関において現地調査を行う必要がある。これらの現地調査は各教員が得た文部科学省の在外研究員制度や学位審査研究部教員が企画し、採択された科学研究費補助金によってまかなわれている。

また、機構が海外の研究者及び高等教育機関の管理職員を招聘して情報交換を行うことや、海外からの訪問者に対して機構の学位授与制度等に関する情報提供を行うことも、同研究部の教員によって続けられている。

さらに、学位授与の業務と関わって、外国の教育機関で学習した者から機構に学士の申請資格や申請条件の照会があった場合には、それぞれの国の教育制度を調査して、機構が申請者の基礎資格とし

て求めている諸条件との整合性を検討することも行っている。

- ・高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の推進 高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の 推進は、2章で述べた機構における学位授与業務を遂行・改善するための調査研究及び単位累積加算 制度に関する研究を包摂するものであり、かつITを利用した授業配信など非伝統的な高等教育機会 の拡大を実現するための要件を探るものでもある。これらの研究は文部科学省による科学研究費補助 金を得て遂行されている。
- ・学位審査研究部教員の専門性の維持・発展及び人的組織の構築 本機構の設置に当たり、その性格は大学共同利用機関と同様の位置付けの独立した機関とされている。また、教員の任務である①学位授与に関する調査研究及び審査の企画、②学習の成果の評価に関する調査研究及び③学習機会に関する情報の収集・整理・提供、を十全に行うため、所要の専任の教員を配置するとともに、実質的な学位の授与ができるだけの体制の整備を行うこと、とされている。

学位審査研究部の教員は、学位の審査を行う分野が自然科学、人文科学、社会科学の全てに広がっていることから、なるべく多彩な専門を持つ教員から構成されることが望まれる。審査システムの企画、維持に取り組むだけでなく、学位授与に関わる高等教育の現代的課題に対する問題意識を持って調査研究を行うとともに、それぞれの専門分野での研鑚に努め、常に学問の第一線の理解に立って学位授与の業務に携わることが期待されている。

現員9名の教員の構成は自然科学系4名、人文・社会科学系5名である。そのうち、3名の自然科学系教員(教授)はそれぞれ、材料工学、化学ないし電子工学を専門としている。また、1名(助教授)は情報科学を専門とし、情報の収集、整理、提供の業務に欠かせないコンピュータ及び情報ネットワークに関する高いレベルの知識、見識及びスキルを有している。1名の社会科学系の教員(教授)は法学を修め、永年文部省の行政官として教育の諸問題に取り組んだ実績を持つ。人文・社会科学系の4名の教員(助教授3名、助手1名)はいずれも高等教育研究を専門としており、学位授与に関する調査研究を活発に行っている。

人的組織の構築の実践としては、学位審査研究部が行う調査・研究に機構外の研究者の参画を得ていることが挙げられる。学位審査研究部における客員教員の任用や、科学研究費補助金による研究への海外及び国内の他機関の研究者の参画、機構の学習情報提供を促進するための学習情報企画調査研究会の組織(平成4年6月~平成12年4月)、先に述べた海外での学習の評価や身体に障害を持つ学位申請者に対する特別措置について調査検討する専門家としての研究協力者などがそれに当たる。

3.3.2 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施:達成状況

・海外制度の調査及び国際協力 文部科学省在外研究員制度及び科学研究費補助金による、学位及び高等教育に関連する研究のための海外調査の実績は次表のとおりである。表3 - 1 中、科学研究費補助金による海外現地調査件数には、研究分担者として参加した機構外の研究者の調査実績を含んでいる。

表 3 - 1 海外現地調査状況

(単位:件)

年 度	Н 3	H 4	H 5	Н 6	H 7	Н 8	Н 9	H10	H11	H12	H13
在 外 研 究 員	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2
科学研究費補助金	0	0	0	0	0	4	7	6	8	2	-

機構における学位授与事業に関する国際的な情報交換の実績は、表3-2のとおりである。

表 3 - 2 国際情報交換状況

(単位:件)

年 度	Н 8	Н 9	H10	H11	H12	H13
国際情報交換	3	3	4	0	2	-

また、外国の教育機関で学習した者からの学位申請資格の有無に関する調査は、各国、特に照会の多い中国と韓国の教育制度を専門に研究している研究協力者の協力を仰いで対応している。このような、基礎資格の確認に関わる調査は中国や韓国、アメリカ、カナダなどの諸国での学習者から例年数件ずつ求められているが、調査・検討の結果、外国での学習が基礎資格として認められ、当該学習者の学位申請に至ったのは、平成12年度の2件のみである。

- ・高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の推進 高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の ために学位審査研究部が遂行した、あるいは遂行しつつある科学研究費補助金による共同研究は以下 の7件である。
 - 1.「アメリカの博士・修士学位の種類及び取得要件に関する実証的研究」

(平成6~8年度)研究代表者 黒羽 亮一

2.「米国・英国における学外学位制度の現状と今後の展開に関する研究」

(平成7~9年度)研究代表者 齋藤 安俊

3.「米英における学外学位制度の仕組み、発展要因及び将来展望に関する比較的、実証的研究 」

(平成8~10年度)研究代表者 舘 昭

4.「学外学位とマルチメディア遠隔高等教育の統合的発展に関する総合的研究」

(平成9~11年度)研究代表者 舘 昭

- 5.「欧米における単位累積加算制度の仕組と展開及び将来展望に関する比較的、総合的研究」 (平成11~12年度)研究代表者 木村 孟
- 6.「大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究」

(平成12~14年度)研究代表者 吉川裕美子

7.「IT を利用した高等教育の単位累積制度と単位認定に関する研究」

(平成13~15年度)研究代表者 小野 嘉夫

・学位審査研究部教員の専門性の維持・発展及び人的組織の構築 今次の自己点検・評価に際しては、 教員の個人活動を掌握するために、個人業績評価書の提出を求め、専門的活動について記述するとと もに、その意義等についての自己評価を盛り込むようにした。評価票の内容は「研究業績」及び「学 位授与・教育・教育行政等に関する活動」の二つの項目を建て、これに過去10年間の活動概要(概要 紹介と業績一覧、顕彰)を付け加えたものとした。学位審査研究部の教員は広い分野をカバーしてお り、それぞれ現在または近い過去に活発な研究活動ないし教育行政実務に携わってきた実績を持ち、 それぞれの専門分野で高い評価を受けている。

学位授与の審査業務において4名の教授は全員それぞれの専門と合致する専門委員会・部会の専門委員ないし部会主査として、試験の実施、認定審査に直接に関わり、また同時に学位を中心として高等教育に関する論文も発表している。学位授与に関わる調査研究に関してオリジナルな研究を行っている主体は高等教育を専門とする教員(助教授と助手)である。学位審査研究部の成果の多くは本機構が発行する『学位研究』に掲載されている。同誌は研究機関紀要の位置付けを持つものであり、学位授与に関わる研究論文に特化しているため、専門性は極めて高い。

また、人的組織の構築に関して、学位審査研究部では客員教員が重要な役割を果たしているが、これまでの客員教員任用状況は表3-3のとおりである。

表 3 - 3 客員教員任用状況

年	度	H 4	Н 5	Н 6	Н 7	Н 8	Н 9	H10	H11	H12	H13
客員	教授等	1	3	3	4	4	3	4	4	4	4

(単位:人)

(単位:件)

さらに、学位審査研究部が行う科学研究費補助金による研究のほとんどに、機構外の研究者が参画していることや、海外での学習経験を持つ申請希望者及び身体に障害のある申請者ひとりひとりに、きめ細かい対応ができていることも、調査研究に関わる人的組織の構築の成果であると判断される。また、次項で詳しく述べる機構の紀要『学位研究』に公表されている成果に、機構外の研究者による研究成果が恒常的に含まれていることも、この人的組織の構築が達成されていることの証左であると判断される。表3 - 4 には、『学位研究』各号における機構外研究者による成果数(機構研究部の教員との共著等を含む。)と、号ごとの掲載成果の全数を示した。

表 3 - 4 「学位研究」掲載論文数

													` · ·	
号 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
機構外研究 者による成 果数	2	1	0	1	0	2	1	2	1	6	3	0	1	1
全成果数	6	6	4	4	5	4	6	3	5	11	7	6	5	3

3.4 調査研究成果の取りまとめと公表

3.4.1 調査研究成果の取りまとめと公表:取り組み状況/達成状況

以上概観してきた調査研究の成果は、論文、研究ノートなどの形で大学評価・学位授与機構の研究紀要である『学位研究』に掲載・公表されている。刊行の頻度は、発行当初は各年度に1号であったが、近年では1年度につき2号の発行が通例となっている。紀要の編集には、数名の教員と管理部総務課長からなる研究紀要編集委員会があたっている。平成5年度の第1号から平成12年度までに14号を刊行し、掲載された論文及び研究ノートは75本を数える(表3-5参照)。

『学位研究』の特徴は、主として学位制度と単位認定、非伝統的な高等教育機会に焦点を絞った内容の論文を掲載している点にある。わが国の大学に附置されたいわゆる大学教育研究関連センターの刊行する研究紀要や、国際的な高等教育研究ジャーナルが高等教育に関する広汎なテーマを扱っているのと異なり、『学位研究』の掲載論文は学位や単位制度といった当機構の業務に関連した国内外の先進的な事例を考察、分析しており、そうした意味で独自の視点をもった学術雑誌であるといえる。論文執筆者は機構内の教員及び客員教員にとどまらず、国内外の大学、諸機関の研究者からの寄稿も得ている。論文等は日本語ないし英語で書かれ、本編が日本語の場合には英語の、本編が英語の場合には日本語のアプストラクトを添付している。

『学位研究』の配布先は、平成12年度現在1,015機関(表3-6参照)に及ぶ。その内訳は、国内の国公私立大学及び大学共同利用機関の一部、放送大学の学習センター、機構が認定した専攻科を設置する短期大学及び高等専門学校、機構が認定した課程を有する各省庁の教育施設(いわゆる省庁大学校)のほか、高等教育関連団体、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会、文部科学省など、機構の業務に関連の深い諸機関である。また、紀要の内容の一部は、機構のホームページにも PDF ファイルを掲

表3-5 『学位研究』に掲載された論文等の題目一覧

号	発行年月	種	別	題目	執	筆	者	名
1	H 5. 3	論	文	アメリカにおける学位と専攻分野の関係について	舘			昭
		論	文	ロンドン大学学外学位制度について	安	原	義	仁
		論	文	日本の成人教育と高等教育の開放	溝	上	智	恵子
	,	論	文	アメリカの学位授与機関(リージェント大学)の仕組みと現況	舘			昭
		論	文	英国における高等教育システムの改革 - ポリテクニクか らユニバーシティへ -	齋	藤	安	俊
		研究ノ	- ト	現地に見る統一ドイツの大学再建状況	黒	羽	亮	_
2	H 6.12	論	文	アメリカにおける学外学位課程の展開状況	舘			昭
		論	文	英米における「外国語としての英語」の品質保証システ ム	阿	部	美	哉
		論	文	ゴードン研究会議とリベラルアーツ・カレッジ	齋	藤	安	俊
		研究 <i>i</i> ト・資		英国高等教育品質評議会(HEQC)単位累積互換 (CAT)発展プロジェクト報告書『変化の選択 - 高等 教育における参加の機会、選択、流動性の拡大』 - 内容 の紹介及び「報告書概要」全訳 -	池		マ	IJ
		研究 /		学位に付記する専攻分野の名称について	吉	野	正	巳
		研究》 報告	舌動	研究活動報告	黒	羽	亮	_
3	H 7. 6	論	文	日本における1990年代の大学改革	黒	羽	亮	_
		論	文	近年の学位制度改革に関する一考察	舘			昭
		論	文	日本における経済社会の拡大と学校教育	黒	羽	亮	_
		研究 /		リージェント大学の履修要件 - 自由学芸学位 -	橘		利	枝
4	H 8. 3	論	文	アイルランド共和国ダブリン大学トリニティ・カレッジ における上級学位 - とくに論文提出による学位に注目し て -	齋	藤	安	俊
		論	文	アメリカにおける大学外学習の単位認定と PONSI プログラム	舘			昭
		論	文	学位授与機構学士取得者に関する予備調査結果	森		利	枝
		研究。	<i>)</i> –	中国における学位制度の現状と展望	王		忠	烈
		ト・資	資料		黒	羽	亮	
_		<u>-</u> ^		7.1111 CALT THE OLD WHA	苑		復 	
5	H 8. 9	論	文	アメリカにおける工学系の上級学位	齋	藤	安	俊
		論	文	大学制度における教養概念に関する一考察	舘			昭
		論	文	英国における単位累積互換(Credit accumulation and	池		マ	IJ

			transfer: CAT) 制度の歴史的展開 - 現代の高等教育制 度改革の行方 -				
		論 文	米国における学外学位制度の現状	森		利	枝
		研究ノート・資料	学位に付記する専攻分野の名称について - 平成7年度調査から -	後	藤	宏	平
6	H 9. 8	論 文	アメリカの大学院組織	舘			昭
		論 文	アイルランド共和国ダブリン大学トリニティ・カレッジ における上級学位 - 補遺 -	齋	藤	安	俊
		論 文	The Development and Significance of External Degrees in the United Kingdom: A Historian's View (イギリス における学外学位制度の発展とその意義 - 歴史家の視点から -)	Roy	, LO	WE	
		研究ノート・資料	リージェント大学の理念と現状			/ICH 钊枝	· 訳
7	H10. 3	論 文	日本における薬学教育の変遷と学位問題	兼山	松 川	浩	顯司
		論 文	米国の衛星通信大学: NTU	清	水	康	敬
		論 文	わが国における医学博士の社会的分析 - 旧学位令(大正9年)下における濫綬状況をめぐって -	橋	本	鉱	市
		研究ノート・資料	工学の博士学位記 - 大正・昭和・平成 -	齋	藤	安	俊
		研究ノート・資料	ウイスコンシン大学マジソン校の大学院学位の種類及び 取得要件について	舘			昭
		研究ノート・資料	英国ロンドン大学プログラム (University of London, External Programme) - 1858年から未来へ - (ロンドン大学学外プログラム副ディレクター ジュディスC.ブルックス氏 講演記録)	児分	€野	マ	IJ
8	H10. 9	論文	1年制修士課程及び長期在学コースに関する欧米大学院 制度及び全国研究科・企業アンケート調査結果	舘大安小山溝森		礼 智原	昭誠仁之子子枝
		論文	アメリカ高等教育における革新動向 - テクノロジーの利 用とバーチャルユニバーシティー -	Rol BIR		UM	
		研究ノート・資料	政策面での単位累積加算制度の扱い	黒	33	亮	_
9	H10.10	論 文	「新しい学士」の現状と課題 - 学位授与機構による学位 取得のプロフィール -	橋	本	鉱	市
		論 文	アメリカにおける学外学位課程の概念とその態様	舘			昭

		論	文	米国における学外学位制度の現状	森		利	枝
		論	文	アメリカにおける学外学位授与機関 - チャーターオーク 州立大学の制度と仕組み -	橋	本	鉱	市
			:ノー 資料	米国における国家安全保障の学位をめぐる動向	児ź	₹野	マ	IJ
10	H11. 6	論	文	アメリカの大学における実務重視型教育と学位授与の事 例研究	齋	藤	安	俊
		論	文	アメリカにおける工学系の関与する同時 2 学位授与	齋	藤	安	俊
		論	文	アメリカにおける学外学位課程の動向	江	原	武	_
		論	文	ニュージャージー州学外学位機関・トーマスエジソン州 立大学の仕組みと意義	舘			昭
		論	文	アメリカにおける学外学位授与機関(2) - チャーターオーク州立大学とコネチカット州高等教育システム -	橋	本	鉱	市
		論	文	リージェント大学における評価のシステム - 学習とクレ ジットの評価を中心に -	森		利	枝
		論	文	経験学習と単位の認定 - ポートフォリオ形式による経験 学習評価制度 -	Щ	田	礼	子
		論	文	ロンドン大学学外課程の仕組みと動向 - 法学学位を事例 として -	安	原	義	仁
		論	文	イギリスにおける学外学位制度の発展とその意義 - 歴史家の視点から -	~	、LO' 原 郭		訳
		論	文	A Framework for Examining the Costs of Instructional Technology (高等教育における情報技術教育利用のコスト評価の枠組み)	SCH Ass	nk A IMID sisted y McC	TLEII l by	
			:ノー 資料	トーマスエジソン州立大学 - 成人学習者に25年間奉仕し てきたバーチャルユニバーシティー -	Jern 舘	ry Ico	e 昭 勇	更約
11	H11.12	論	文	学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン - 「単位累積加算制度」に関する基礎的分析 -	橋森濱	本中	鉱利義	市枝隆
		論	文	イギリス高等教育における「単位・モデュラー制度」 - 単位累積加算制度を中心に -	安	原	義	仁
		論	文	フランスにおける学位取得と学習成果の認定の多様性に ついて	大	嶋		誠
		論	文	ドイツ高等教育における単位制度導入の動向 - 学位制度 と学修課程の検討から -	吉	Ш	裕美	€子
		論	文	アメリカにおける学外学位授与機関(その3) - チャーターオーク州立大学の卒業生・中退者の意識と動態 -	橋	本	鉱	市
		論	文	学位授与機構における学位取得者の意識と動態 - 学位取得者のフォローアップ調査を中心に -	橋森濱	本中	鉱利義	市枝隆
					月	7	我	性

1	1	<u> </u>	<u> </u>				
		研究ノート・資料	アメリカにおける短期大学の名称について	舘			昭
12	H12. 6	論 文	ヨーロッパ単位互換(ECTS-European Credit Transfer System)について	小	野	嘉	夫
		論 文	オーストラリア高等教育機関における単位移転制度と学 修歴認定	橋	本	鉱	市
		論 文	米国における高等教育の適格認定(Accreditation)事例 研究 ウェイン州立大学の自己評価・点検	岩	村		秀
		論 文	学位に付記する専攻分野の新たな名称の傾向	六	車	正	章
		論 文	文理学部の成立と改組 - 戦後国立大学システムにおける 意義とインパクト -	橋	本	鉱	市
		研究ノート・資料	学位に付記する専攻分野の名称について - 平成10年度調査から -	松	田	栄	=
13	H12.10	論 文	英国オープンユニバーシティの IT 戦略	広	瀬	洋	子
		論 文	アメリカの大学における学外学位プログラムの現状 - IT 利用に着目して -	森		利	枝
		論 文	戦後日本における看護婦(士)の養成システムの変遷と 現状 - 本機構による学士学位授与制度との関連 -	橋	本	鉱	市
		論 文	学士学位取得者の現状と意識 - 1年後・5年後調査の分析結果 -	橋濱	本中	鉱 義	市隆
		研究ノー ト・資料	アイルランドの「学位授与機関」、国立学位評議会 (NCEA)の学位制度と授与状況	舘			昭
14	H13. 3	論 文	アメリカの高等教育における単位互換と単位の認定 - カ リフォルニア州のアーティキュレーション・システム -	Щ	田	礼	子
		論 文	イギリス高等教育の学位統一への動き - 高等教育資格枠 組み導入の背景、概要、展望 -	吉	Ш	裕身	€子
		論 文	アメリカにおける大学外学習の単位認定制度 - ACE/ CREDIT の制度と実態 -	濱	中	義	隆

載して一般に公開している。

3.5 改善のための方策

機構における研究には、海外の事例研究を必要とするものが多い。これは、機構の研究が、大学外における学習を、学位につながる高等教育レベルの学習として評価認定するという、我が国には他に類を見ない業務を遂行・改善し、同時に非伝統的な高等教育の拡大のための先進的な制度を我が国の教育制度に導入することを目的とした調査研究であるため、海外における実践を調査することが必須となっているためである。しかし、これまで学位審査研究部が行ってきた海外調査は、ほとんどすべて科学研究費補助金という競争的資金を基に行われてきており、この競争的資金以外には国際調査を行う資源はまったくない。必要な国際研究を円滑に推進するためには、恒常的な海外現地調査を実現するための安定した資金が必要である。

表3-6 『学位研究』配付先一覧(平)	成12年度)
---------------------	--------

配付機関先	機関	数
国公私立大学,同関係教育研究施設等		700
大学共同利用機関		5
放送大学		1
放送大学学習センター		52
認定専攻科を設置する短期大学		105
認定専攻科を設置する高等専門学校		33
他省庁課程認定校		6
他省庁課程認定校関係省庁		5
文部科学省		7
文部科学省所轄機関・附属機関		2
国立国会図書館		5
都道府県政令指定都市教育委員会		59
文部省外郭団体等		35
計	1,	,015

また、機構には研究を遂行する上で充分な蔵書は確保されているものの、それを一元的に管理するための人員が配置されていない。このため、資料の効率的な利用が達成されていないことに加え、国内外の図書館間の相互貸借の制度に参入できないという問題がある。

学位審査研究部の主要な研究課題である単位累積加算制度については今後、学習者自身による主体的な学修設計を尊重しながら、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、①どのような専攻分野を学位の対象にするか、②学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、③学位授与に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、④単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、⑤学位授与を行う体制をどのように整備していくかなどの組織体制の在り方について、更に検討する必要があると指摘されている(p. 36参照)。これらの指摘の内容は、今後の機構の研究方針を決定する上で重要な指針となるものである。

また、機構での学位取得を希望する学習者の登録制については構想以来実現されていないが、調査研究面でもこの制度の実現につながるような充分な検討が求められるところである。また、これと関連して、諸外国における類似の機関が実践している履修指導については調査しているが、機構での履修指導の可能性については今後の課題となっている。同様に、諸外国における類似の機関が実践している単位累積加算制度については3.2に述べたように、調査を行い、報告も行ったが、我が国における実現の可能性については引き続き調査研究の必要がある。更に現行の制度の改善に関連して、申請者に対するフィードバックをきめ細かくすることについては専門委員・申請者双方から要請があり、学位審査研究部でもその必要性の認識のもとに海外の事例を調査してきた。今後の実現に向けて更なる検討が必要である。

これらの、学位授与制度運営に関連する研究が内包する問題点を克服するためには、客員教員の参加の促進をはじめとする研究組織の更なる充実や、機構の改組によって新設された評価研究部との連携が必要である。また、非伝統的な高等教育機会を拡大し、大学外の学習者に対する社会的な認知を向上させるためにも、機構の研究の成果は、現行以上に広くかつ効率的に公表されるべきであると考えられる。

3.6 調査研究に関する総括

機構の調査研究に関して中心的役割を果たしてきたのは学位審査研究部である。学位審査研究部は学問的基盤を異にする教員集団で構成されており、自然科学系から人文・社会科学系までに亙るその専門的な視点は、機構の学位授与業務にはもちろん調査研究においても活かされてきたと考える。同時に、機構教員の学問的な多様性を補うためにも高等教育を専門分野とする外部の大学教員・研究者の協力は不可欠であり、こうした機構外研究者の参画を得ることは今後も更に重要である。

創設以来10年の間に、機構における調査研究の成果は一定の蓄積をみるに至った。今後はこれらの蓄積をふまえて、海外の事例研究を中心としたこれまでの研究方法から、海外の研究者との共同研究及び情報交換を主体とする研究方法に重点を移す必要がある。グローバル化した環境の中で、我が国の学位と単位制度、その互換性に関わる問題について研究を深めることにより、機構の学位授与業務のみならず日本の高等教育に資することができると考える。

第4章 学習情報業務に係る自己点検・評価

4.1 目的と目標

大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供(以下「学習情報業務」という。) は、学位授与業務、調査研究と並んで本機構に課せられた主たる業務の一つであり(国立学校設置法第9条の4第1項第4号)、学位審査研究部では、管理部の所掌課と協力しながら、その業務を遂行している。

学習情報業務の目的及び目標は、第1章で述べたとおり、設定された目的及び目標の大綱を具体的に 検討し、次のとおり設定した。

自己点検・評価は、ここで示す目的及び目標に即して、目標の柱とした「多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供」(4.2)「大学等における多様な学習機会の情報・収集・提供」(4.3) ごとに、その「取組状況」、「達成状況」、「改善のための方策」を点検・評価し、最後に業務全体の点検・評価の総括(4.4)を行うという形で実施した。

4.1.1 目的

- ① 大学等における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ② 大学評価に関する情報とリンクさせ、汎用性の高い大学情報データベースを構築すること。

4.1.2 目標

- ① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供
 - ア 科目等履修生制度の開設状況の把握と情報提供
 - イ 認定専攻科に係る情報の整理及び提供
 - ウ 学位取得に関する情報の提供
 - エ 電子申請システムに関する情報の提供
- ② 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供
 - ア 大学情報データベースの企画
 - イ 情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画

4.2 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

4.2.1 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供:取り組み状況

現在、本機構が提供している「多様な学習機会を求める者への情報」としては、以下の4種類の情報がある。

- ・科目等履修生制度に関する情報
- ・認定専攻科に関する情報
- ・学位取得に関する情報
- ・電子申請システムに関する情報

以下、これらの取り組み状況について個別に述べる。

・科目等履修生制度に関する情報 科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校の卒業者等が、本機 構に申請するための単位を修得するための重要な手段となっている。

本機構では、大学における科目等履修生制度の開設状況について、平成4年度以来、毎年度各大学を通じて調査し、その調査結果を「科目等履修生制度の開設大学一覧」(以下「開設一覧」という。) として公表している。

初めて刊行された平成4年度の「開設一覧」(平成4年12月刊行)はB5判横型で、大学名、実施学部名、入学時期、入学資格、在学期間、履修可能科目・単位数、出願期間、所在地等の情報を提供した。また平成5年度版(平成5年11月刊行)からは判型をA4判縦型とし、翌年度に科目等履修生制度の開設予定及び検討中の大学名も紹介することとした。

平成6年度版(平成7年2月刊行)では、掲載項目に各大学への問い合わせ先、授業料等の項目を加えた。また、同年度より大学院においても科目等履修生制度が開始されたので、大学院についても調査を実施し、「開設一覧」に開設研究科名も加えた。

平成7年12月に刊行の「開設一覧」は「平成7・8年度版」とし、それまでの主として当該年度の開設実績を示すものから、次年度の開設予定を中心としたものに移行させた。これは大学における当該制度の定着状況からそうした形での情報提供が可能であり、望ましいと判断されたためである。

平成8年12月刊行の「開設一覧」は「平成9年度版」とし、掲載項目に単位認定時期を加え、索引を大学と大学院の2つに分けて整理した。

これ以後「開設一覧」は、毎年、翌年度版として、平成9年12月に「平成10年度版」、平成11年3月に「平成11年度版」、平成12年1月に「平成12年度版」、平成13年1月に「平成13年度版」をそれぞれ発行している。

・**認定専攻科に関する情報** 本機構認定の専攻科に関する情報提供については、平成5年度以来、認定 専攻科を置く各短期大学・高等専門学校に依頼して情報を収集し、その結果を「学位授与機構認定短 期大学・高等専門学校専攻科一覧」(以下「認定一覧」という。)として公表してきている。

平成5年11月に初めて刊行された「認定一覧」はA4判縦型で、前述の「開設一覧」と合冊の形で編集された。短期大学(高等専門学校)ごとに1頁が割り当てられ、短期大学(高等専門学校)名、専攻科・専攻名、所在地・問い合わせ先、定員、修業年限、専攻科の概要、開設授業科目一覧、学生募集の概要、等の情報を掲載した。

平成7年2月刊行の平成6年度版からは、両一覧の掲載情報の量的拡大や情報内容の違い、提供先の多様化などの理由から「開設一覧」との合冊のみではなく分冊としても刊行された。また、各短期大学(高等専門学校)への割り当て頁数は1/2頁となり、開設授業科目一覧は開設授業科目の概要と変更され、専攻からのメッセージ欄が廃止された。その後、平成7年度版からは、「認定一覧」単独の発行となっている。

平成10年4月刊行の平成9・10年度版からは、それまで掲載されていた専攻科の概要、開設授業科目の概要の項目が削除された。

その後、平成11年4月刊行の平成11年度版からは、再び、年度毎の発行とし、平成13年8月刊行の 平成13年度版に至っている。なお、機構の改組に伴い、平成12年度版からは、名称が「大学評価・学 位授与機構認定 短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に変更されている。

・学位取得に関する情報 本機構では、学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続きの詳細を記した「(短期大学・高等専門学校卒業者等に開かれた)新しい学士への途」を平成4年度から、毎年、発行している。また、必要に応じて「追補」版等を発行している。例えば、平成5年8月には、「見込み申請」に関する情報を掲載し、次年度の申請者に配慮している。

また、平成11年11月発行の「平成11年度版」からは、基礎資格者として、一定の要件を満たした専門学校の修了者が加えられたことに伴い、名称を「新しい学士への途」と単純化し、現在に至っている。

さらに学士の学位授与制度を簡略に説明する資料として、平成7年2月から「リーフレット」を発行している。平成10年8月発行分までは名称が「短大・高専卒から学士取得へ」であったが、その後、基礎資格を有する者として、一定の条件を満たす専門学校の修了者が認められたため、現在では「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から『学士』をめざす方へ」に変更されている。

・電子申請システムに関する情報 本機構では、平成12年度から大学評価・学位授与機構情報化委員会 (以下「情報化委員会」という。)を立ち上げ各種の情報化について検討してきている。情報化委員 会には、そこでの検討をより効果的に行うために、5つの専門委員会(情報収集・整理・提供専門委 員会、大学評価事業情報化専門委員会、学位授与事業情報化専門委員会、情報基盤整備専門委員会並 びに管理事務情報専門委員会)が設置されている。現在、電子申請システムに関する企画に関しては、 主に、「学位授与事業情報化専門委員会」で検討されている。

4.2.2 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供:達成状況

・科目等履修生制度の開設状況の把握と情報提供 科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校の卒業者等が本機構に学位授与を申請するための単位を修得する重要な手段である。特に、この「開設一覧」は、申請者にとって必要かつ十分な量の情報が掲載されているものであり、科目等履修生制度を利用した学位授与の申請者のための全国規模での情報源としては、唯一無二のものであると言える。

また、毎年度各大学を通じて調査しているので、当機構は、科目等履修生制度の最新の開設状況を常に把握している。さらにその結果を、毎年度、印刷物として発行するとともに、本機構のホームページ(図4-1)上に PDF ファイルという形で公表しているので、情報提供の観点からも的確に機能していると言える。

本機構では、科目等履修生制度の定着状況に応じ、「開設一覧」の内容を、徐々に次年度の開設予定を中心としたものに移行させてきた。この点も利用に適した情報提供という意味で評価されるものである。

科目等履修生制度の定着状況には、機構の「開設一覧」が大きな役割を果たしていると言っても過 言でないと思われる。

・認定専攻科に係る情報の整理及び提供 「認定一覧」は先に述べた「開設一覧」と比較すると、対象者が「認定専攻科を置く各短期大学・高等専門学校」の関係者に限定されるので、一般には、重要度が低いと考えられがちである。しかし、認定専攻科を置く各短期大学・高等専門学校に関わる者等にとっては、非常に重要な資料である。

本機構では、認定専攻科を置く各短期大学・高等専門学校に依頼して、毎年度、各種情報を収集、整理しており、常に最新の情報を把握するように努めている。さらにその結果を、毎年度、印刷物として発行するとともに、本機構のホームページ上に PDF ファイルという形で公表しているので、情報提供の観点からも的確に機能していると言える。

「認定一覧」には、認定専攻科を置く各短期大学・高等専門学校に関する情報が必要かつ十分に記載されており、その関係者等にとってはバイブル的な存在である。

・学位取得に関する情報提供 本機構の学位授与制度は、多様な学習機会を求める者にとって、非常に 重要な制度である。その学位取得に関する情報の詳細を記述した「新しい学士への途」は、多様な学 習機会を求める者にとって、なくてはならない存在である。

「新しい学士への途」は、毎年度、印刷物として発行するとともに、機構のホームページ立ち上げ

図4-1 本機構ホームページのトップページ http://www.niad.ac.jp



当初から、ホームページ上に PDF ファイルという形で公表しているので、情報提供の観点からも的確に機能していると言える。さらに、適宜、追補版等を発行し、申請者に不利にならないよう配慮しており、つねに効果的に情報が提供されていると言える。

また、本機構の学位授与制度を簡略に説明するための資料としては、「リーフレット」が重要な役割を果たしている。「新しい学士への途」は、どちらかと言えば、学位授与の申請予定者にとって重要な資料であるが、「リーフレット」は、広く一般に、本機構の学位授与制度の概要を広報するという側面が強いものである。

・電子申請システムに関する情報提供 電子申請システムに関する情報提供に関しては、その第一歩となる、「単位修得状況等申告書の入力フォーム」のホームページからのダウンロード化を実現している(図4-2)。その後、電子申請システムを徐々に構築していく予定である。

4.2.3 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供:改善のための方策

多様な学習機会を求める者への情報提供をよりよいものにするためには、昨今のインターネットの普及に鑑み、Web ベースでの情報提供を更に強化すべきであると考える。特に、これまで本機構の広報誌である「機構ニュース」に個別に掲載されてきた FAQ を整理し、Web 上に掲載することが重要であると考えている。この件に関しては、技術的にも特段の問題なく、実行が可能である。これにより、申請者の利便がさらに向上するものと考えられる。

さらに、これまでは印刷物での発行が主体であった各種情報を、今後は CD-ROM 等を利用した発行にシフトすることも重要であると考える。現在、このために必要となる経費の算出等を行っている段階である。

図4-2 単位修得状況等申告書の入力フォームのダウンロードトップページ

http://www.niad.ac.jp/gakui/siryo/sinkoku/contents.htm

単位修得状況等申告書のダウンロード

単位修得状況等甲告書(総括表、内訳表1、内訳表2、内訳表3)の様式をダウンロードすることができます。ご自分の「甲陽区分」をよく確認して、先に進んでください。(ただし、現住所等を記入する申請書は従来どおり手書作成となっておりますので、別様記さなってどさい。)

区分	談当する基礎資格要件	種式の選択
第1章唐区分ェ	 ・検案年限2年の短期大学を卒業した者 ・高等専門学校を卒業した者 ・修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時間が1,700時間以上の専門学校を修了した者(第2申請区分に該当する者を除く。) 	>
第2申請区分エエ	・修業年限3年の短期大学×××を卒業。た者 ・修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時間が2,550時間以上 の専門学校を修了した者	>>
第3章請区分	・大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者)>-

- x 外国において学校教育における14年の課程を修了した者を含みます。
- ※※ 田国立工業教員養成所を卒業した者、旧国立義護教諭養成所を卒業した者及び学校教育に対ける16年の 課程を修了した者を含みます。
- ※ ※ ※ 妊娠大学設置基準(総括の年文部省令第21号)第18回に規定する役間において授業を行う学科その包括業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に伴る修業年限が3年の短期大利は、第1申請区分に該当します。



本機構が発行する「新しい学士への途」は学士の学位授与の申請者には欠かせないものであるが、学修成果をレポートとする場合の記述の仕方など、なお改善の余地があると思われる箇所がある。今後は、そのような箇所を早急に洗い出し、適宜、改めていく必要がある。さらに、単位取得の専攻基準において各専攻区分ごとに例示されている「専門科目の例」も、随時、時代の流れに合わせ、更新していく必要がある。この件に関しては、平成13年度から各専門委員会で検討を始めた段階である。

現在、学士の学位授与制度の概要を紹介する資料として「リーフレット」が存在するが、今後は、その内容をより簡略化したものを多くの場所に配布することも重要であると考える。現在、この件に関しては、「学位授与のしおり」のような形で検討を始めた段階である。また同時に、Webを利用した広報活動も非常に重要である。現在、この件に関しては、広報ビデオを作成し、それをWeb上に公開することを検討し始めている。

また、電子申請システムの企画に関しては、重要な「鍵」となる「科目データベース」を構築する必要があり、現在、情報化委員会(学位授与事業情報化専門委員会)において検討しており、早急に「科目データベース」を完成させるとともに、その他の様々な問題点を洗い出し、実際の実施体制を早急に確立させることが重要であると考える。

4.3 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供

4.3.1 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供:取り組み状況

現在、本機構が企画している「大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供」事業として は、以下の2種類のものがある。

- ・大学情報データベースの企画
- ・情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画

これらに関しては、現在、情報化委員会において検討されている。特に、情報化委員会に設置されている「情報収集・整理・提供専門委員会」が取りまとめ役になり、「大学評価事業情報化専門委員会」 及び「学位授与事業情報化専門委員会」で詳細が検討されている。

4.3.2 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供:達成状況

「大学情報データベースの企画」に関しては情報化委員会で検討している段階であり、その具体化に は今後の議論の進展を待たねばならない。

「情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画」の一つとして、「科目等履修生制度に関する情報」と「認定専攻科に関する情報」の CD-ROM 化を現在、検討している。これに関しては、必要となる経費等を算出している段階である。

4.3.3 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供:改善のための方策

「大学情報データベースの企画」については、情報関連の諸機関との連携を考慮しつつ、具体的な仕様を早急に煮詰めなければならないと考える。その際、現在、専門委員会で行われている業務の電子化を推進するものであることが望まれる。例えば、完成した「大学情報データベース」を利用し、科目判定業務をサポートするシステムを構築することなどが期待される。

「情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画」に関しては、情報化可能なものを個別に次々と情報化していくことが重要である。現在は、「科目等履修生制度に関する情報」と「認定専攻科に関する情報」の CD-ROM 化の検討のみであるが、それ以外にも有効な情報提供方法を企画することが重要である。

4.4 学習情報業務に関する総括

これまでに述べた学習情報の収集・整理・提供業務に関する自己点検結果をまとめると表4 - 1のようになる。

表4-1 学習情報の収集・整理・提供業務に関する自己点検結果のまとめ

める	様な学習機会を求 る者への効果的な &提供	現 状	→ 今 後
	科目等履修生制 度に関する情報	開設一覧の発行 Web 上での PDF ファイルの公表	CD-ROM 化
	認定専攻科に関 する情報	認定一覧の発行 Web 上での PDF ファイルの公表	CD-ROM 化
	学位取得に関す る情報	新しい学士への途、リーフレットの発 行 Web 上での PDF ファイルの公表	新しい学士への途の改善、FAQ、し おりの発行、Web 利用の広報
	電子申請システ ムに関する情報	単位取得状況等申告書の入力フォーム の Web からのダウンロード化	科目データベースを完成させ、電子申 請システムへ
な当	学等における多様 学習機会の情報収 ・整理・提供	現 状	→ 今 後
	大学情報データ ベースの企画	委員会で検討中	諸機関との連携を考慮しつつ具体的な 仕様の確定
	IT を活用した 有効な情報提供 方法の企画	委員会で検討中	開設一覧、認定一覧の CD-ROM 化 その他有効な情報提供方法の企画

「多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供」に関しては、従来の紙ベースでの多くの蓄積があり、紙レベルでは相当に充実した内容を有していると考える。今後はIT技術を広く活用し、Web上での情報提供・広報、各種出版物の CD-ROM 化などを早急に実現していくべきであると考える。また、電子申請に関しても、その第一歩の「単位修得状況等申告書の入力フォーム」のダウンロード化には一定の成果がみられる。今後は早急に「科目データベース」の完成を目指し、電子申請の実施体制を早急に確立させることが重要であると考える。

「大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供」に関しては、平成12年度に始まったことでもあり、現段階では「企画」のレベルにとどまっているものが多い。その中でも、「科目等履修生制度に関する情報」や「認定専攻科に関する情報」などの即情報化可能なものは直ちに情報化し、その他の新たな企画を次々考えることが重要であると考える。

第5章 管理運営に係る自己点検・評価

5.1 目的と目標

本機構の組織・管理運営体制については、平成3年2月の学位授与機関創設調査委員会による提言「学位授与機構の構想の概要について」に沿った形で、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」(平成3年法律第23号)及び「学位授与機構組織運営規則」(平成3年文部省令第38号、以下「組織運営規則」という。)等の関連法令に基づき定められ、平成3年7月より始動している。また、平成12年度の大学評価・学位授与機構への改組(以下「平成12年度の改組」という。)に伴い関連法令の所要の改正が行われ、現在に至っている。

管理運営の目的及び目標は、第1章で述べたとおり、設定された目的及び目標の大綱を具体的に検討し、次のとおり設定した。

自己点検・評価は、ここで示す目的及び目標に即して、目標ごとに、その「取組状況」、「達成状況」、「改善のための方策」を点検・評価し(5.2~5.6)最後に業務全体の点検・評価の総括(5.7)を行うという形で実施した。

5.1.1 目的

学位授与事業の円滑な遂行を実現するための組織体制の整備と管理運営を行う。

5.1.2 目標

- ① 教員組織の適切な配置
- ② 事務組織の適切な配置
- ③ 組織としての円滑な業務運営
- ④ 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持
- ⑤ 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保

5.2 教員組織の適切な配置

5.2.1 教員組織の適切な配置:経過

教員組織として審査研究部が置かれ、創設当初の研究部には審査部門及び調査研究部門(平成4年度 設置)が置かれ、所要の専任教員等が配置された。

審査研究部は、第1章でも述べたが、組織運営規則により、次の調査研究等を行うことが定められた。

- ・学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
- ・学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
- ・大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究

平成12年度の改組の際には、研究部の名称が審査研究部から学位審査研究部に改称された以外は、組織としての変更はなかった。

5.2.2 教員組織の適切な配置:取り組み状況

創設当初の計画に沿った定員の確保及び学位授与申請者数の増加等による業務拡大に伴う定員の整備 について、所要の要求を行ってきた。

また、人材については、種々の専門分野にわたり学士から博士までの学位授与に関する業務及び学位 授与に関する調査研究等を行うことから、主要分野に幅広い学識を持ち、大学教育について十分な知識 と経験を有する者を確保するとともに、高等教育学を専門とする若手教員を確保するなど取り組んでき た。

5.2.3 教員組織の適切な配置:達成状況

以下に掲げる5つの視点から、目的・目標の達成状況について評価を行った。

定員削減等厳しい状況下にありながら、定員を確保し、整備することができたこと、また、主要分野を専門とする教員を確保しながら、この数年は定員を充足できていることから、目的及び目標に対して 意図したものは概ね達成していると考える。

・定員の整備状況について:当初計画との関係 表5-1に示すとおり、平成8年度まで当初計画に沿った形で整備が行われ、助手1名分が未整備となったが、ほぼ、当初の計画に沿った定員は確保できた。

部門	当初計画	平成8年度	未整備状況
審査部門	3 6	3 6	0
教 授	6	6	0
客員教授	3	3	0
調査研究部門	① 3	① 2	1
教 授	1	1	0
助 教 授	1	1	0
助 手	1		1
客員教授	1	1)	0
計	4 9	4 8	1

表5-1 当初計画に対する整備状況

- ・定員の整備状況について:業務拡大との関係 医学、看護学、保健衛生学分野等の学位授与申請者数の増加及び学位授与業務の情報システム確立等のために、調査研究部門の整備を要求し、その結果、平成11年度に情報システム関係の助教授が1名措置された。(資料8(p.91)参照)
- ・定員の充足について 教員組織を整備していく段階では、若干の欠員を生じていたが、平成11年度以降は、定員を充足している。(資料9(p.92)参照)
- ・教員の専門分野について 大学の部局長等経験者又は医学、文学、教育学、教育社会学、法学、薬学、理学、工学などそれぞれ専門的に依拠する分野をもつ教員を確保してきた。(資料10(p. 93、94)参照)
- ・教員組織の体制について 審査研究部は審査部門と調査研究部門とからなっているが、その職務については、平成4年度の機構内の教授会において特に明確に区分することはせず、両部門が一体となって遂行していくことが確認されており、その後も部門の枠にとらわれることなく柔軟な体制となっている。

^{*} 数字は客員教授分で外数

5.2.4 教員組織の適切な配置:今後の課題及び改善のための方策

今後は、さらに、専門学校修了者及び新たに認定した省庁大学校認定課程修了者等による学位授与申請者数の増加が見込まれており、それらに伴う、教員組織の見直しや、教員の流動性や多様性を確保するための公募制及び任期制の導入などを検討する必要が生じると想定される。これらを具体的に検討していくためのシステムとしては、現有の運営会議での検討が考えられる外、他の常設の会議等の活用やワーキンググループ等での集中的な検討も考えられる。

5.3 事務組織の適切な配置

5.3.1 事務組織の適切な配置:経 過

事務組織として管理部が置かれ、創設当初に総務課及び学務課(平成4年度設置)が置かれ、所要の 職員が配置された。

管理部は、組織運営規則により、次の事務を行うことが定められた。

- ・庶務、会計及び施設等に関する事務
- ・学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する事務
- ・大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

平成12年度の改組の際には、大学等の評価に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務が加わり、 学位授与事業に関わる事務組織として総務課、会計課、情報課及び学位審査課の4課体制に改編された。

5.3.2 事務組織の適切な配置:取り組み状況

創設当初の計画に沿った定員の確保並びに学位授与申請者数の増加等への対応及び平成12年度の改組 による事業拡大に伴う定員の整備について、所要の要求を行ってきた。

また、職員の配置については、課長補佐以下は、平成12年度の改組前までは文部省及び近隣の大学等に所属する事務職員の交流人事により行ってきたが、改組後は評価事業の展開との関係で、全国の国立大学等に所属する事務職員の交流人事により確保するよう取り組んでいる。

5.3.3 事務組織の適切な配置:達成状況

以下に掲げる3つの視点から、目的及び目標の達成状況について評価を行った。

教員組織同様、定員削減等厳しい状況下にありながら、定員を確保し、整備することができたこと、また、その定員を常に充足できていることから、目的及び目標に対して意図したものは達成していると考える。

- ・定員の整備状況について:当初計画との関係 表5-2に示すとおり、平成7年度まで当初計画に沿った形で整備が行われ、当初の計画に沿った定員の確保ができた。
- ・定員の整備状況について:業務拡大との関係 平成8年度~平成11年度にかけて学務課及び総務課の 整備を要求し、その結果、それぞれ4係体制になり、事務職員7人(係長3人、係員4人)が措置された。(表5-3参照)

平成12年度の改組に伴い、管理部が改編され、会計課及び情報課が新設され、管理部の総定員は40名となり、その後も年次計画に基づき整備されている。(資料11(p.95)参照)

・定員の充足について 創設年度の平成3年度から、各年度とも、すべて定員を充足している。(資料9(p.92)参照)

表5-2 当初計画に対する整備状況

管 理 部	当初計画	平成7年度	未整備状況
部 長	1	1	0
総務課	8	8	0
係長以上	5	5	0
係 員	3	3	0
学 務 課	8	8	0
係長以上	5	5	0
係 員	3	3	0
計	17	17	0

表5-3 当初計画に対する整備状況

管 理 部	当初計画	平成11年度	整備状況
部 長	1	1	0
総務課	8	10	2
係長以上	5	6	1
係 員	3	4	1
学 務 課	8	13	5
係長以上	5	7	2
係 員	3	6	3
計	17	24	7

5.3.4 事務組織の適切な配置:今後の課題及び改善のための方策

措置された定員は、すべて充足しているが、一方では課長補佐以下の配置はすべて交流人事により行っているため、必ずしもすべての交流者を大学等での経験を生かせる係に計画的に配属するということは難しく、また、配属された交流者が学位授与等の機構の業務に精通するまでには一定の時間を要するため、その間は事務処理能力の一時的低下が問題となる。

今後は交流人事を行う一方、今年度、初めて実施した機構としての新規採用者を計画的に配置するなど、機構の業務に精通した核となる職員を育成するシステムについて検討する必要がある。

5.4 組織としての円滑な業務運営

5.4.1 組織としての円滑な業務運営:経過/取り組み状況

本機構には、組織運営規則により、評議員会及び運営委員会が設置されているが、その他、機構の円滑な運営を図るため、機構内の教職員で構成される各種会議等を設置している。

平成4年度に組織した教授会を、平成6年度末に、学位授与機構運営会議内規(以下「内規」という。)を定め、運営会議に名称変更した。この内規の規定に基づき、自己点検・評価委員会をはじめとする各種委員会を必要に応じて設置してきた。平成12年度には、改組による事業の拡大に伴い、学位授与事業に関する事項を協議するため学位審査連絡会議を、各種事業等の情報化に対応するため情報化委員会等を新設した。(資料12(p.96)参照)

なお、評議員会及び運営委員会については、次の5.5外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持で、 その状況等について説明する。

5.4.2 組織としての円滑な業務運営:達成状況

以下に掲げる2つの視点から、目的・目標の達成状況について評価を行った。

創設後に設置したが明文化していなかった会議等を平成6年度末から規程化し、機構の円滑な業務運営を行うための体制を確立してきており、目的及び目標に対して意図したものは概ね達成していると考える。

・運営会議等の開催状況等について 運営会議(平成4年度~平成6年度の教授会を含む。)は、内規に定めるところでは、原則月1回開催としている。実際の開催状況は、平成11年度までは月1回以上のペースで開催しているが、平成12年度以降は、それまで協議していた学位授与事業に関する事項を新たに設置した学位審査連絡会議で協議することとしたこともあり、月1回をやや下回るペースで開催している。そのことによる特に大きな問題は、生じていない。運営会議の協議事項等は、本機構の運営上必要な連絡調整事項、学位授与に関すること(平成11年度まで)、評議員会・運営委員会等に関すること、予算に関すること、教員人事に関することなどであり、機構の円滑な運営を行っていく上では適切な事項を扱っているといえる。

また、平成12年度に新たに設置した学位審査連絡会議の平成12年度の開催状況は、7回の開催であり、特に問題は生じていない。学位審査連絡会議での協議事項等は、学位授与事業及び学位審査会に関することなどであり、学位の授与に関する業務の円滑な運営をしていく上で概ね適切な事項を扱っているといえる。(資料13(p.97)参照)

その他各種委員会では、委員会の所掌する案件が生じた時点で速やかに委員会を開催しており、例えば、広報委員会は季刊で発行する広報誌 (「機構ニュース」) に併せて年度に4回~5回開催しており、概ね適切に開催している。

・設置した会議等の見直しについて 設置した会議等は、円滑な業務運営が行えるよう、必要に応じて 協議事項及び構成員の見直しを行っている。

例えば、平成12年度の改組に伴う業務の拡大に伴い、運営会議の協議事項を見直し、新たに学位の 授与に関する業務の円滑な運営を図るために学位審査連絡会議を設置する他、各種委員会についても 構成員の見直し等を行っている。

5.4.3 組織としての円滑な業務運営:今後の課題及び改善のための方策

運営会議及び学位審査連絡会議の協議事項は、必要に応じて見直し等を行っているが、今後は、組織 や施設等の管理運営面における将来に向けた事項を具体に検討する場を設ける必要があるのではないか と思われる。

また、現在、本機構の施設が3カ所に分散していることや、平成12年度の改組に伴う構成員の拡大に伴い、会議等の日程調整及び場所の確保に苦慮する場合が少なからずともある。現在、恒久的な施設整備が進められており、その完成に伴い問題が一部改善する見込みもあるが、今後は、定例化できる会議を定例化することや、また、恒久的施設整備後の都心部での拠点の確保(p.61 5.6.4参照)と関連して、恒久的施設と都心部での拠点施設との両者間での電子会議の可能性など、運営会議等で合理化を検討する必要がある。

5.5 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持

5.5.1 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持:経 過

本機構には、広く国公私立大学関係者の参画を得て機構を運営するため、大学共同利用機関に設置されている評議員会及び運営協議員会とほぼ同様の形態で、評議員会及び運営委員会が置かれた。(資料14(p.98、99)参照)

評議員会及び運営委員会は、組織運営規則により、次のとおりその役割及び組織が定められている。

評議員会

- ・機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する。
- ・評議員会は、評議員20人以内で組織し、評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

平成12年度の改組の際には、評議員会に機構長への勧告権限が付与され、「機構長に助言する。」から「機構長に助言又は勧告する。」に改正された。

運営委員会

- ・機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。
- ・運営委員会は、運営委員21人以内で組織し、運営委員は、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

平成12年度の改組の際には、役割及び組織についての変更はなかった。

5.5.2 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持:取り組み状況

評議員会は管理運営に関する重要事項について、運営委員会は事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の求めに応じて開催されてきた。

5.5.3 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持:達成状況

以下に掲げる2つの視点から、目的・目標の達成状況について評価を行った。

評議員会及び運営委員会は適切に運営されており、目的及び目標に対して意図したものは概ね達成していると考える。

・評議員会及び運営委員会の開催状況について 平成3年7月1日の創設後、直ちに第1回評議員会 (平成3年7月31日)及び運営委員会(平成3年7月22日)を開催し、平成13年8月までにそれぞれ 22回及び38回開催している。(資料5(p.86)参照)

年度別では、評議員会は約2回、運営委員会は約3回~5回開催している。大学共同利用機関に同様の形態で置かれる評議員会及び運営協議員会の年度単位での開催状況を調査したところ、評議員会は2回、運営協議員会は3回~4回程度であり、それらと比較しても、開催状況については適切に開催しているといえる。

評議員会及び運営委員会で審議している事項は、機構の主要事業計画、概算要求、機構長及び教員 の人事等であり、機構を管理等していく上で適切な事項を審議しているといえる。

また、評議員会及び運営委員会は、評議員及び運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができないため、開催に当たっては日程を調整し、過半数を超える委員の出席を確保できるようにしている。

・評議員会及び運営委員会の構成員について 評議員は、大学の学長、学長経験者、学識経験者で常に 16名から20名を、また、運営委員についても、本機構の教授並びに大学の学長、教授及び学識経験者

で常に16名から20名を置き、組織運営規則に定める範囲内(評議員20名、運営委員21名)で組織している。

5.5.4 外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持:今後の課題及び改善のための方策

評議員会及び運営委員会により審議を行っている本機構の管理運営、事業の運営実施に関する事項等 について、事業が拡大したこともあり、今後の運営のために審議事項等を具体に整理しておく必要があ る。

また、評議員会及び運営委員会の開催時期は、例年、大差はないが、その都度日程を調整しながら決定している。評議員及び運営委員は多忙な方達ばかりであり、日程を調整したとしてもすべての方が常に出席できる状況ではないため、逆に年度当初等に前もって日程を調査の上、開催日を決定することなども検討する余地がある。

5.6 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保

5.6.1 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保:経 過

本機構の位置は、国立学校設置法施行規則において、神奈川県と定められ、その施設は、平成3年7月から神奈川県横浜市緑区長津田町の「東京工業大学長津田キャンパス内」の施設の一部を借用することから始まった。

平成9年4月には、学位授与申請者等への窓口業務のサービス向上及び審査業務の効率化を図るため東京都千代田区永田町の「永田町合同庁舎」の一部を借用し東京連絡所を設置したが、平成12年8月に、省庁再編に伴う庁舎使用の見直しにより、永田町合同庁舎は返還した。

平成12年度の改組の際には、事業の拡大及び教職員が増加するため、当時の借用施設では対応できないため、さらに東京都千代田区一ツ橋の「学術総合センター」及び東京都文京区大塚の「筑波大学大塚地区」の一部を借用した。

以上により現在は、3カ所を借用している。(資料15(p. 100)参照)

5.6.2 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保:取り組み状況

施設面では、創設後の早い段階から、学位授与申請者数の増加等に対応した組織等の拡大を想定し、 他機関の施設の借用及び恒久的な施設の設置に取り組んできた。

施設の借用については、永田町合同庁舎、学術総合センター及び筑波大学大塚地区の一部借用について関係機関と調整の上、拡張を行ってきた。

恒久的な施設については、一橋大学の「小平キャンパス再開発計画 創造の杜構想 」の一部として、 平成12年度補正予算で本機構の新施設の駆体部分についての整備が認められ、現在、引き続き平成14年 度概算要求で所要の経費を要求中である。

情報環境については、情報ネットワークの構築に取り組み、調査研究等のための文献資料、図書については、大学の附属図書館の利用ができるよう取り組んできた。

5.6.3 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保:達成状況

以下に掲げる4つの視点から、目的・目標の達成状況について評価を行った。

平成12年度からは、分散借用施設で業務を行っており、極めて非効率な業務環境であることは事実であるが、限られた状況の中で、施設の借用及び恒久的な施設の整備を検討し、それを具体に結びつけた点において、目的及び目標に対して意図したものは概ね達成していると考える。今後は、恒久的な施設

の整備及び借用施設の返還等について検討していくこととなる。

- ・施設の借用について 関係機関と調整の結果、東京工業大学長津田キャンパス(現在すずかけ台キャンパス)の一部の他、次のとおり借用することができた。
 - ・永田町合同庁舎の一部
 - ・学術総合センターの一部
 - ・筑波大学大塚地区 E 館の一部
- ・恒久的な施設の設置について 平成12年11月の補正予算で、機構の恒久的な施設の整備に関し、駆体部分について、予算計上され、現在、以下の整備計画が進められている。

名 称:大学評価・学位授与機構(小平)本館

設置場所:東京都小平市

敷地面積:10,588m²

建物面積:12,860m²(全体計画14,730m²)

・情報ネットワークの構築について 平成11年度までは、東京工業大学長津田キャンパス内で調査研究 及び事務等を行っていたため、東京工業大学内の LAN を利用し、ネットワークを構築してきた。

平成12年度からは、分散借用施設で業務を行っているが、大塚地区を拠点として、分散している施設を結ぶ機構内 LAN を整備しネットワークを構築し、教員、事務職員等が1人1台のコンピュータを持ち、調査研究及び事務に活用している。

・調査研究等の文献資料、図書等のための対策について 創設から現在まで、施設はすべて借用であることから、自前の附属図書館がないため、蔵書を一元的に管理するに至っていないが、他の機関の図書館で文献資料等が利用できるように調整を行い、平成11年度までに東京工業大学附属図書館長津田分館の、平成12年度以降は東京大学附属図書館及びお茶の水女子大学附属図書館の利用が可能となった。

5.6.4 良好かつ効率的な業務環境の整備・確保:今後の課題及び改善のための方策

平成12年11月の補正予算により、現在、小平地区に機構の恒久的な施設の整備が進められているが、 広く国公私立大学関係者の参画を得て本機構の事業を実施するという特殊性から、地方交通機関とのアクセスが容易な都心部にサテライトとしての拠点を確保することを計画している。(資料15(p. 100)参照)

平成12年10月には、この恒久的施設の整備及びサテライト拠点を具体的に検討するための組織として 施設整備ワーキンググループを設置している。

本機構の情報ネットワークについては、情報化委員会において、現在の施設及び恒久的施設も含めて 検討している。

調査研究等の文献資料、図書等については、恒久的な施設において一元的に管理できるスペースを確保する計画であり、整備後は、国内等の図書館間の相互貸借の制度の参入についても検討する必要がある。

5.7 管理運営に関する総括

各目標を通じての評価を総括すると、全体の目的及び管理運営の目的を達成するための取り組みは、 形として成果も上がっており、概ね満足すべき状況ではないかと思われる。

平成12年度の改組により、新たに大学評価事業が付加され、管理運営面においても、今まで以上に多 岐多様になってきている。今後2つの事業を円滑に遂行するためには、常に良好な管理運営ができるよ うに、それをチェックする機能を充実するとともに、拡大した組織において、機構長が今以上にリーダ シップを発揮できるよう、管理運営方法の改善を図っていく必要がある。

第6章 総 括

(1) 総括の視点

以上の第2章から第5章では、第1章で設定した学位授与業務の目的及び目標に即し、学位授与、調査研究、学習情報及び管理運営の業務ごとに、その取り組み及び達成の状況、改善のための方策について点検・評価を行ってきた。

ここでは、それらの点検・評価結果を、「我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する途を開くために、大学による学位授与という原則を維持しつつ、国公私立の大学関係者の参画を得て運営される大学共同利用機関と同様の位置付け及び運営の仕組みのもとで、専門的な判断に基づき自律的に学位を授与する。また、今後の生涯学習体系の中において本機構に要請される役割を十分果たしていくために必要な調査研究を行うとともに、学習者にとって必要な大学等における学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。」という学位授与業務の全体的な目的からみて整理し((2)~(5))、最後に、特に指摘しておくべき重点的な成果と今後の課題についてまとめている(6)。

(2) 学位授与業務に係る自己点検・評価

ア 取り組み状況・達成状況

機構の学位授与は、(1)短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対して学士の学位を授与する「単位積み上げ型による学士の学位授与」、(2)学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者に学士、修士又は博士の学位を授与する「省庁大学校修了者への学位授与」の二つに大別される。

単位積み上げ型による学士の学位授与に関して、①制度の趣旨に沿って学位授与システムを構築したか、②適切な審査システムの確立と運用を行ったか、③制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応を行ったか、を点検・評価した。また省庁大学校修了者への学位授与に関しても同様の観点から点検・評価した。

上記の目的を達成するために、学位審査会のもとに17の専門委員会、38の専門部会を設け、国公 私立大学教員約300名の参画を得て審査を行い、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認め られる者に対して学位を授与するシステムを構築した。

単位積み上げ型による学士の学位授与において、申請者に要求される条件の第1は基礎資格(短期大学若しくは高等専門学校卒業等)を満たすこと、第2は基礎資格を満たした後、一定数の単位を修得すること、第3は学修の成果をレポートないし作品として提出すること、である。審査は修得単位の認定と、学修成果並びに小論文試験(もしくは面接試験)の結果とを総合して判定される。本審査システムのもとでは53の専攻ごとの基準が設定されており、26の専攻分野に亘る学士の学位が授与される。過去10年間の学位取得者数は8,028名であり、毎年増加を続けている。

全体の合格率は88%であり、これまでのところ分野による違いはあるが、全体として大きな変動はない。本制度が申請者、関係教育機関、専門委員に良く理解され、安定して運営できていることを表していると考えられる。

省庁大学校修了者への学位授与に関しては、申請のあった大学校の教育課程について審査を行い、

大学ないし大学院相当の課程であることを認定する。学位の申請者は本機構が認定した大学校の教育課程を修了することが条件となる。平成13年7月現在大学学部相当の教育課程7、大学院修士課程相当の教育課程4、同博士課程相当の教育課程2(防衛大学校(防衛庁)学部・修士(2課程)・博士相当、防衛医科大学校(防衛庁)学部・博士相当、水産大学校(農林水産省)学部・修士相当、海上保安大学校(運輸省、現国土交通省)学部相当、気象大学校(運輸省、現国土交通省)学部相当、職業能力開発総合大学校(労働省、現厚生労働省)学部・修士相当、国立看護大学校(厚生労働省)学部相当)を認定している。

学士の学位を授与するには、認定された教育課程を修了したこと及び単位修得の証明に基づき審査を行う。修士又は博士の学位の申請者には更に提出論文と口頭試問の審査で合格の判定を得ることが学位を授与する条件となる。創設以来の学位授与者数は学士8,887名、修士860名、博士152名の合計9,899名である。

単位積み上げ型による学士、省庁大学校修了者への学士、修士、博士の学位授与者数を合わせると総計は17,927名に達する。

イ 改善のための課題と方策

本機構が発足して以来、学位審査システムの構築は、学位審査会とそのもとに置かれた専門委員会が本機構教職員の支援のもとで進めてきた。機構内の組織でいえば機構長 - 学位審査研究部長 - 学位審査研究部教員と機構長 - 管理部長 - 学位審査課事務職員のラインがそれぞれの役割を踏まえつつ、一体となっての審査システムの維持発展、学位審査の実施、合否の判定、学位の授与等の業務を進めてきた。

長期的な課題の検討は調査研究業務との関わりが深いため、主として学位審査研究部が担当している。単位累積加算制度の導入をはじめ将来に向けての提案・検討等を必要とするものは、客員教授、研究協力者との共同研究、外部研究分担者を含む科学研究費補助金による研究での討議などにより広く衆知を集めて解決の道を探ることも実施している。

上記の取り組み状況・達成状況のまとめから浮かび上がってきた主要な検討課題として特に次の 3点が重要である。

- 1)情報化による合理化:科目情報の公開、電子申請、審査業務全般にわたる電子化(高セキュリティ化と平行して)。
- 2)学位審査事業の将来構想検討会議(仮称):単位累積加算制度の導入の可能性も含めた将来構想の検討と提案。
- 3)科目等履修生制度を利用した申請者(本来的な生涯学習志向の申請者)への支援強化:対象者 把握のための予備審査制等の検討。

(3) 調査研究に係る自己点検・評価

ア 取り組み状況・達成状況

調査研究の目的を実行するために、次のテーマ領域を取り上げ、研究を進めた。①学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関して:1)学位の体系性に関する研究、2)大学外における高等教育レベルの学習の評価、3)単位累積加算制度に関する研究、4)現行学位授与制度に関する実情調査。②学位制度を中心とした高等教育に関して:1)海外制度の調査及び国際協力、2)高等教育の生涯学習化、多様化に関する研究の推進。

本機構学位審査研究部に属する教員が実施している主要な研究課題としては、①現行学位授与制度に関する実情調査(学位取得者の直後調査及び追跡調査(フォローアップ調査)) ②大学外における高等教育レベルの学習の評価システムに関する欧米諸国との国際比較、③単位累積加算制度に

関する研究、④IT を利用した高等教育の単位累積制度と単位認定に関する研究、等がある。

研究の成果の多くは年2回発行している研究紀要『学位研究』に公表するほか、科学研究費補助 金による研究の成果報告書、国内外のシンポジウム、研究会などで発表している。

イ 学位審査研究部教員の専門性の維持・発展及び人的組織の構築

学位審査研究部は学問的基盤を異にする教員集団で構成されており、理工系から人文・社会科学系に亘る多彩な専門的視点は学位授与事業にも調査研究にも生かされてきたと考える。それぞれの教員が第一線の専門的水準を維持・発展するよう奨励し、また共同して学位授与制度の発展の方策について研究・討論する場を積極的に設けている。同時に機構教員の多様な学問的活動をさらに強化するために、機構外部の研究者の参画を得ることは極めて重要であり、客員教授、研究協力者ないし科学研究費補助金による研究分担者等として上記の調査研究を共同して進めてきた。

なお、自己点検・評価の一環として個人業績評価書を各教員より提出させ、外部検証委員会の審議に付すこととしている。

ウ 改善のための課題と方策

機構における研究は、海外の事例研究を必要とするものが多いが、これまで行ってきた海外調査は、ほとんど科学研究費補助金という競争的資金を基に行われてきている。必要な国際研究を円滑に推進するためには、恒常的な海外現地調査を実現する安定した資金が必要である。

また、機構には研究を遂行する上で充分な蔵書は確保されているものの、それを一元的に管理する人員が配置されていない。このため、資料の効率的な利用が達成されていないことに加え、国内外の図書館間の相互貸借の制度に参入できないという問題がある。

さらに、学位審査研究部の主要な研究課題である単位累積加算制度については今後、学習者自身による主体的な学修設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、①どのような専攻分野を学位の対象にするか、②学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、③学位授与に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、④単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、⑤学位授与を行う体制をどのように整備していくかなどの組織体制の在り方について、更に検討する必要があると指摘されている。これらの指摘の内容は、今後の機構の研究方針を決定する上では重要な指針とすべきものである。

これらの、学位授与制度運営に関連する研究が内包する問題点を克服するためには、客員教員の参加の促進をはじめとする研究組織の更なる充実や、機構の改組によって新設された評価研究部との連携が必要である。また、非伝統的な高等教育機会を拡大し、大学外の学習者に対する社会的な認知を向上させるためにも、機構の研究の成果は、現行以上に広くかつ効率的に公表されるべきであると考える。

これまで10年間の活動で調査研究の成果は一定の蓄積をみるに至った。今後は海外の事例研究を中心とした調査研究を更に発展させて、海外の研究者との共同研究、情報交換を主体とする研究方法に重点を移すことにより、グローバル化した環境の中で我が国の学位と単位制度、その互換制に関わる問題について研究を深めていきたい。

今後の学位授与業務のみならず、日本の高等教育の発展に資することを期している。

(4) 学習情報業務に係る自己点検・評価

ア 取り組み状況・達成状況

大学等における多様な学習機会を求める者への情報提供を行うための目標として、①科目等履修 生制度の開設状況の把握と冊子発行による情報提供、②短期大学、高等専門学校に設置した認定専 攻科の情報整理と提供、③学位取得に関する情報提供、④電子申請システムに関する情報提供、を 目指した。

次の方法で多様な学習機会に関する情報を広く提供している: 1)「科目等履修生制度の開設大学一覧」を毎年発行、2)「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を毎年発行、3)「新しい学士への途」(本機構が行う学士の学位授与に対する申請の手引き書)を毎年発行。また、本機構による学位授与制度を普及するための説明会、広報冊子の配布などを行っている。電子申請への準備としてWeb上に一部の申請様式を掲げ、申請者がダウンロードできるようにした。

さらに、大学等における多様な学習機会についての情報収集・整理・提供に関しては、①大学情報データベースの企画、②情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画、を進めている。その第一歩として、本機構が公開しているインターネットホームページの充実を図り、各種情報の掲載を進めている。平成11年度に着任した情報系教員と平成12年度に設置された管理部情報課の協力により、機構内部のネットワークは急速に整備され、ネットワーク時代にふさわしい情報提供の準備が整いつつある。

イ 改善のための課題と方策

限られた陣容で情報提供を充実させるには情報化技術の全面的な適用を中心に改善を図っていくべきであると考えている。「電子申請システムの企画」に関しては、早急に、「科目データベース」を完成させるとともに、その他の様々な問題点を洗い出し、実際の実施体制を早急に確立させることが重要であると考え準備を進めている。

「大学情報データベースの企画」については、情報関連の諸機関との連携を考慮しつつ、具体的な仕様を早急に煮詰めなければならないと考える。「情報技術(IT)を活用した有効な情報提供方法の企画」に関しては、情報化可能なものを個別に次々と情報化していくことが重要である。現在は、「科目等履修生制度に関する情報」と「認定専攻科に関する情報」の CD-ROM 化の検討のみであるが、それ以外にも有効な情報提供方法を企画することが重要である。

(5) 管理・運営に係る自己点検・評価

ア 取り組み状況・達成状況

学位授与事業の円滑な遂行を実現するための組織体制の整備と管理運営を行うことを目的とし、このための目標として、①教員組織の適切な配置、②事務組織の適切な配置、③組織としての円滑な業務運営、④外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持、⑤良好かつ効率的な業務環境の整備・確保、を目指した。

本機構の趣旨・目的・業務にかんがみ、創設にあたっては、基本的に大学共同利用機関と同様の組織、運営とすることとされ、国公私立大学関係者の参画を得て運営する、評議員会、運営委員会が置かれている。両委員会は国公私立大学の管理運営責任者、教育専門家、産業界等各方面を代表する有識者等から構成され、本機構が公正な運営を行うのに必要な助言等を与えている。学位審査研究部教員の定員9名は近年常時充足しており、その専門分野の多様性を確保することによって適切な学位授与業務、調査研究の推進を行うことが可能になっていると判断する。また、本機構の運営・管理に必要とされる庶務・会計を行うために、管理部を置いている。課程認定を申請する教育施設及び学位授与申請者数の増加に対応して、本機構学位授与業務関係の教職員数は平成11年度まで増員が図られてきた。業務場所は東京工業大学すずかけ台キャンパス内、学術総合センター内及び筑波大学大塚キャンパス内に分散しているが、平成15年には一橋大学小平キャンパス内に本機構の本館が建設される。

イ 改善のための課題と方策

今後は、さらに、専門学校修了者及び新たに認定した省庁大学校認定課程修了者等による学位授与申請者数の増加が見込まれており、それらに伴う、教員組織の見直しや、教員の流動性や多様性を確保するための公募制及び任期制の導入などを検討する必要が生じると想定される。これらを具体的に検討していくためのシステムとしては、現有の運営会議での検討が考えられる外、常設の会議等の活用やワーキンググループ等で集中的な検討も考えられる。

(6) 自己点検・評価の総括

- ア 学位授与申請者(学位授与者)数が増加していること(累積約1万8千名)及び教育課程の認定を申請する教育施設数が増加していることは、本機構の制度及びその運営が順調であることの証左となっていると判断する。単位積み上げ型学位取得者に対して取得直後及びその後の追跡調査(フォローアップ調査)においても80%を超える高い満足度の回答が得られた等のことから、本事業が相当の成果をあげていると判断できる。
- イ 一方、短期大学及び高等専門学校関係者からは、よりきめ細かい試験制度の運用を望む声が聞かれた。また、本制度が一般社会において未だ十分良く知られているに至っていない、という批判もある。広報活動を強めることは今後の課題の一つである。
- ウ 認定専攻科を経由しない申請者は看護学や保健衛生学分野では着実な伸びを示しているものの、 その他の分野では相対的に少なく、増加率も顕著とは言えない。これら自らの計画で単位修得を行っ ている学習者への支援強化を図るための方策として、情報の積極的な提供と対象者把握のための予 備審査制度も検討すべき課題であると考える。
- エ 認定専攻科の数は増加を続け、その修了者による学位授与の数も増加しており、また合格率も安定している。これは短期大学及び高等専門学校の認定専攻科での指導の向上に帰するところが大きい。一方で、現行では専攻科教育の品質保証の手続きとしては認定申請の際の審査及び教育の実施状況の審査が制度として組み込まれているが、最近の高等教育機関の品質保証、アクレディテーションの手法と比べると十分とはいえない。これらの教育施設における教育の実施状況等をより詳細に把握できるように整備することが今後の課題の一つである。
- オ 省庁大学校修了者への学位授与については、全般的には大学校から肯定的な評価を得ている。一方、審査期間の短縮、審査手順の緻密化など改善の検討を行うべき課題も少なくない。これらについて専門委員会の機能強化、審査手順の合理化を含め、継続して検討し、実現を図っていくべきである。
- カ 審査プロセスの迅速化と審査内容の充実を同時に進めて申請者へのサービス水準の向上を限られ た陣容で実現するには、情報化による合理化が欠かせない。科目情報の公開、電子申請、審査過程 へのネットワーク技法導入(高セキュリティ化と平行して)などを主要な課題として検討を進めて いるが、その具体化が課題である。
- キ 審査システムの短期的な改良では解決できない点については、中・長期的視点から検討を続ける 必要がある。このために機構内で長期的将来構想を検討する機会を増やすことが必要と考えられる。
- ク 単位累積加算制度については、現行の機構における学位規則第6条第1項による学士の学位授与制度を一歩進めるものという認識のもとに調査研究を重ね、平成11年度に文部省に報告書を提出し、その効能及び問題点を指摘したが、今後も継続して研究を重ね、多様な学習機会の拡大の展望を開くべきである。
- ケ 調査研究業務は学位審査研究部教員が中心的活動の1つとして活発に推進してきた。自然科学から人文・社会科学系に至る多様な専門家からなる教員団の構成は学位審査のみならず、調査研究で

も活かされてきたと判断できる。

- コ 過去10年の間に学位制度に関わる研究は、研究紀要「学位研究」に掲載された75編の論文を始め として広く公開され、相当の蓄積を持つに至った。今後は海外の事例研究からさらに歩を進めて、 海外の研究者との共同研究・情報交換を推進していくべきである。グローバル化した環境の中で、 我が国の学位と単位制度、その互換性に関わる問題を探求することは本機構の学位授与業務に有益 であるばかりでなく、日本の高等教育に資することが出来るもので、一層の展開が必要である。
- サ 情報提供の業務については、本機構の学位授与システムに直接関係する資料は充実しており、今後、インターネット上での利用を広げる方向に進む予定である。大学等における多様な学習機会に関する情報の提供は現在企画中のものが多いが、新設の管理部情報課との密接な協力のもとに、電子化されたデータの早期供給が必要とされる。
- シ 管理・運営の業務は、本機構が行う学位授与業務の円滑な実施、外部有識者の参画を得た管理体制による公正さの堅持、教職員が集中して業務に励むことのできる環境の設営の諸観点から、概ね順調に発展してきたと総括する。平成12年度に大学評価事業が任務として加わったことにより組織が拡大し、円滑な運営には管理運営面で一層の努力が必要になっている。機構長のリーダーシップが発揮され、効率良く目的を達成できるよう努力の継続が必要とされる。

本学位授与制度を改善し、我が国における高等教育段階での学習機会の多様化に貢献するよう一層努力をすることは、我が国の知的社会構築に貢献するための我々の責務であると考える。

資 料 編

(資料1)

学位授与事業に係る主要法令条文等

学校教育法(抜粋)

(昭和22年3月31日法律第26号 最終改正平成13年7月11日)

第68条の2

- ③ 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3章の5に規定する大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。
 - (1) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
 - (2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

国立学校設置法(抜粋)

(昭和24年5月31日法律第150号 最終改正平成13年6月29日)

(大学評価・学位授与機構)

- 第9条の4 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。
 - (2) 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。
 - (3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
 - (4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

学位規則(抜粋)

(昭和28年4月1日文部省令第9号 最終改正平成12年10月31日)

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

- 第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。
 - (1) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - (2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
 - (3) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (4) その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者
- 2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与 は、大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で大学 評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育

を行うと認めるものを修了し、かつ、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対して行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たつては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

大学評価・学位授与機構組織運営規則(抜粋)

(平成3年6月28日文部省令第38号 最終改正平成12年8月14日)

(職員の種類)

- 第1条 大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)に、次の職員を置く。
 - (1) 機構長
 - (2) 教授
 - (3) 助教授
 - (4) 事務職員
 - (5) 技術職員
- 2 機構に、前項に掲げるもののほか、講師(非常勤の者に限る。以下同じ。)を置くことができる。
- 3 機構長は、機構の業務を掌理する。
- 4 教授は、研究に従事する。
- 5 助教授は、教授の職務を助ける。
- 6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 7 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。
- 8 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

(副機構長)

- 第1条の2 機構に副機構長2人を置き、教授及び事務職員をもって充てる。
- 2 副機構長は、機構長を助け、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理 する。

(内部組織)

- 第2条 機構に、次の4部を置く。
 - (1) 管理部
 - (2) 評価事業部
 - (3) 評価研究部
 - (4) 学位審查研究部

(管理部)

- 第3条 管理部においては、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 庶務、会計及び施設等に関する事務
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する事務(学 位審査研究部の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況についての評価(以下「大学等の評価」という。)に関する情報並びに大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務(評価研究部及び学位審査研究部の所掌に属するものを除く。)
- 2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部科学大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 3 管理部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。

- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 課長は、課の事務を処理する。

(学位審査研究部)

- 第4条 学位審査研究部においては、次に掲げる調査研究等を行う。
 - (1) 学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
 - (2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
 - (3) 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究
- 2 学位審査研究部に部長を置き、教授をもつて充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(評議員会)

- 第5条 機構に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、この規則に定めるもののほか、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項に ついて審議し、機構長に助言又は勧告する。
- 3 評議員会は、評議員20人以内で組織し、評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部科学大臣が任命する。
- 4 評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評議員は、非常勤とする。
- 6 評議員会の運営に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(運営委員会)

- 第6条 機構に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、この規則に定めるもののほか、機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要 と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。
- 3 運営委員会は、運営委員21人以内で組織し、運営委員は、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部科学大臣が任命する。
- 4 運営委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員は、非常勤とする。
- 6 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。 (学位審査会)
- 第7条 機構に学位審査会を置く。
- 2 学位審査会は、機構長の定めるところにより、学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2第3項 第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う。
- 3 機構長は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第2項の規定により学位に関し必要な事項を定めるについては、学位審査会の議を経てこれを行うものとする。
- 4 学位審査会は、審査委員20人以内で組織し、審査委員は、機構の教授及び大学の教員等で高度の学識を有する者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 5 学位審査会に、専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 6 専門委員は、機構の教授、審査委員及び大学の教員等で当該専門の事項に関し学識経験のある者の うちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 7 審査委員及び専門委員は非常勤とする。
- 8 審査委員及び専門委員の任期その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営

委員会の意見を聴いて別に定める。

(自己評価等)

- 第8条 機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(客員教授等)

- 第9条 機構長は、常時勤務の者以外の職員で機構において学位の授与の業務若しくは大学等の評価の 業務又はこれらの調査研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員 助教授を称せしめることができる。
- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。

大学評価・学位授与機構学位審査会規程

(平成3年7月23日規程第1号 最終改正平成12年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成3年文部省令第38号)第7条第8項 の規定に基づき、大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)の審査委員及び専門委員の任期 その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

- 第2条 審査委員及び専門委員の任期は、1年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の審査委員及 び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 審査委員及び専門委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 学位審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、審査委員の互選により定める。
- 2 委員長は、学位審査会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第4条 学位審査会は、機構長の求めに応じ、委員長が招集する。

(議事)

- 第5条 学位審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 前項の議決に当たっては、出席した審査委員の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

(専門委員会)

- 第6条 学位審査会に、専門の事項を調査するため、委員長の定めるところにより、専攻分野に従い専門委員で構成する数個の専門委員会を置く。
- 2 学位審査会に、特別の事項を調査するため、委員長の定めるところにより、特別専門委員会を置く ことができる。
- 3 専門委員会及び特別専門委員会(以下「専門委員会等」という。)に属すべき専門委員は、専門委員の中から委員長が指名する。

(主査及び副主査)

- 第7条 専門委員会等に主査及び副主査各1人を置き、それぞれ当該専門委員会等に属する専門委員の 互選により定める。
- 2 主査は、専門委員会等の会務を掌理する。

3 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務 を行う。

(臨時専門委員)

- 第8条 特別の事項を調査するため必要があるときは、専門委員会等に臨時専門委員を置くことができる。
- 2 臨時専門委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから機構長が任命する。
- 3 臨時専門委員は、当該特別の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。
- 4 臨時専門委員は、非常勤とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学位審査会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、 学位審査会が定める。

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程

(平成4年1月14日規程第5号 最終改正平成12年12月27日)

(趣旨)

- 第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構 (以下「機構」という。)が行う学士の学位の授与については、この規程の定めるところによる。 (学士の学位授与の要件)
- 第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者(大学(短期大学を除く。以下同じ。)に在学する者を除く。)で、機構の行う修得単位及び学修成果(専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。)についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。
 - (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (2) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者 (単位の修得方法等)
- 第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。
 - (1) 2年以上にわたって、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。)を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。
 - (2) 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。
 - (3) 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に 掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係

るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

(学士の学位授与の申請)

- 第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、 学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料22,000円を添え、4月又は10月の機構 が別に定める期間に大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に申請するものとする。
 - (1) 第2条各号の一に該当する者である旨の学(校)長の発行する証明書
 - (2) 単位修得状況等申告書及び学(校)長の発行する単位修得証明書
 - (3) 学修成果
- 2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。
- 3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。 (審査の付託)
- 第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の 可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

- 第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。
- 2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。
- 3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告 する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に 文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから 6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しな い者にはその旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第8条 機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。
- 2 機構が適当と認めるときは、前項に規定する専攻分野の名称以外の名称を付記することができるものとする。

(学位の名称)

第9条 機構から学士の学位を授与された者は、学士の学位の名称を用いるときは、その旨を付記する ものとする。

(学位授与の取消し)

第10条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学士の学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学士の学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の

手続きについては別に定める。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表(第8条関係)

文学 教育学 神学 社会学 教養 学芸 社会科学 法学

政治学 経済学 商学 経営学 理学 薬学 看護学 保健衛生学

鍼灸学 栄養学 工学 芸術工学 商船学 農学 水産学 家政学

芸術学 体育学

短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程

(平成3年12月25日規程第4号 最終改正平成12年4月1日)

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が定める要件を満たすもの(以下「学位規則第6条第1項に規定する専攻科」という。)の認定については、この規程の定めるところによる。

(専攻科の認定の要件等)

- 第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。
 - (1) 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
 - (2) 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
 - (3) 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
 - (4) 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。
 - (5) 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。
- 2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

(専攻科の認定の申出の手続き)

- 第3条 認定を受けようとする専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(国又は地方公共団体の場合にあっては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。) は、認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、専攻科認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に、申し出るものとする。
 - (1) 専攻科等の概要を記載した書類
 - (2) 学則及び専攻科に関する規則(以下「学則等」という。)
 - (3) 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
 - (4) 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書、教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目
- 2 前項の専攻科認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「専攻科認定申出書等」という。)の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。
- 3 機構長は、必要があると認めるときは、専攻科認定申出書等以外の書類の提出を求め、又は専攻科 認定申出書等の一部の提出を免除することができる。

(専攻科の認定の審査)

- 第4条 機構長は、前条の規定により専攻科の認定の申出があったときは、学位審査会に専攻科の認定 の可否について審査を付託するものとする。
- 2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該専攻科の教育課程及び教員組織等について 審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
- 3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて専攻科の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(専攻科の認定の通知)

- 第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、専攻科の認定の可否を決定し、 その旨を認定を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等 専門学校の設置者に通知するものとする。
- 2 学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由 を示すものとする。

(変更の届出)

- 第6条 認定を受けた専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(以下「認定専攻科の設置者」 という。)は、次の事由があるときは、当該変更又は廃止をしようとする年度の前年度の9月30日ま でに機構長にその旨届け出るものとする。
 - (1) 専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき
 - (2) 専攻科を廃止しようとするとき

(再審查)

- 第7条 機構長は、前条第1号の届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の11月15日までに別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。
- 2 前項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。
- 3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(書類の届出)

第8条 認定専攻科の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた専攻科に係る当該学年度の 学生数及び前学年度の修了者数を記載した書類を、機構長に届け出るものとする。

(教育の実施状況等の審査)

- 第9条 機構長は、認定を受けた専攻科における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定 の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則 として5年ごとに審査を行うものとする。
- 2 認定専攻科の設置者は、審査実施年度の5月31日までに別に定める書類を届け出るものとする。
- 3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。
- 4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定の取消し)

- 第10条 認定を受けた専攻科が、第7条又は第9条の規定による審査の結果第2条第1項各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は認定専攻科の設置者に対し聴聞の上、当該専攻科の認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。
- 2 前項の規定により専攻科の認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者にその旨を通知するものとする。

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程

(平成3年8月6日規程第2号 最終改正平成12年4月1日)

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構 (以下「機構」という。)が行う学位の授与については、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位の授与は、学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学の学部に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の修士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。ただし、機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の申請)

第5条 前三条の規定により学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号による学位授与申請書に、次表の第1欄に掲げる学位の種類に応じ、同表第2欄に定める書類を添え、同表第3欄に掲げる期限以内に、大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に申請するものとする。

第1欄	第 2 欄	第 3 欄
学士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書	教育施設の課程修了後 1月以内
修士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(第3条ただし書の規定による特定の課題についての研究の 成果を含む。)(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後 1月以内
博士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後 1月以内

- 2 前項の規定により提出する論文は、1篇に限るものとする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。
- 3 機構長は、審査のため必要があるときは、論文の訳文又は当該論文に係る模型若しくは標本等を提出させることができる。

- 4 第1項の規定により学位の授与を申請する者は、学位審査手数料として、学士にあっては22,000円、修士にあっては27,000円、博士にあっては60,000円を納付しなければならない。
- 5 受理した学位授与申請書及び論文等並びに学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。 (審査の付託)
- 第6条 前条の規定により学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否に ついて審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第7条 学士の学位に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る当該教育施設の長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づき審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(修士及び博士の学位授与の審査)

- 第8条 修士又は博士の学位に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、当該論文の審査及び試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に論文の審査及び試験を付託する。
- 2 専門委員会においては、論文1篇につき3名以上の担当専門委員により当該論文の審査及び試験を 行う。
- 3 担当専門委員は、論文の審査及び試験のため必要があるときは、当該教育施設の課程において研究 指導等を担当していた者から研究指導の状況等について聴取することができる。
- 4 試験は、口述又は筆記の方法により行う。
- 5 担当専門委員は、論文の審査及び試験が終了したときは、論文の内容の要旨並びに審査及び試験の 結果の要旨を専門委員会に文書により報告する。
- 6 専門委員会は、前項の報告に基づいて論文の審査及び試験の結果を学位審査会に文書により報告する。
- 7 学位審査会は、前項の報告に基づいて修士又は博士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。
- 8 学位審査会又は専門委員会において、修士又は博士の学位授与の可否について審査を留保し、継続 して審査することが適当であると認めるときは、申請者に対し期日を定めて論文の補正及び関係資料 の提出を求めることができる。

(審查期間)

第9条 審査は、学位授与申請書の提出があったときから、学士の学位については1月以内、修士又は博士の学位については6月以内に終了するものとする。ただし、博士の学位について前条第8項の規定により継続して審査することが適当であると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第10条 機構長は、第7条又は第8条第7項の規定による学位審査会の報告に基づき、学位を授与する者には学位の種類に応じ、別記様式第4号又は第5号による学位記を授与し、学位を授与しない者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第11条 学位を授与するに当たっては、当該学位記に適当な専攻分野の名称を付記するものとする。 (論文要旨等の公表)
- 第12条 機構長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表

するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、機構長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

- 第14条 機構から学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。 (学位授与の取消し)
- 第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程 (平成3年8月6日規程第3号 最終改正平成12年4月1日)

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うものの認定については、この規程の定めるところによる。

(課程の認定)

第2条 大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、教育施設に置かれる課程で、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)等の関係規定に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを、それぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定する。

(課程の認定の申出の手続き)

- 第3条 課程の認定を受けようとする教育施設の長は、課程認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該所管省庁を経由して大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に申し出るものとする。
 - (1) 教育施設等の概要を記載した書類
 - (2) 次の事項を記載した教育施設の規則(以下「教育施設の規則」という。)
 - ア 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - イ 課程の組織に関する事項
 - ウ 教育課程に関する事項
 - エ 学習の評価に関する事項
 - オ 収容定員及び職員組織に関する事項
 - カ 入学及び課程の修了に関する事項
 - (3) 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
 - (4) 教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目
 - (5) 設備の概要を記載した書類
 - (6) 校地等の概要を記載した書類
 - (7) 校舎その他の建物の概要を記載した書類

- (8) 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要(医師、歯科医師、看護婦等の配置等を含む。) を記載した書類
- 2 前項の課程認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「課程認定申出書等」という。) の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。
- 3 機構長は、必要があると認めるときは、課程認定申出書等以外の書類の提出を求めることができる。 (課程の認定の審査)
- 第4条 機構長は、前条の規定により課程の認定の申出があったときは、学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託するものとする。
- 2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
- 3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて課程の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(課程の認定の通知)

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、課程の認定の可否を決定し、 その旨を課程の認定の申出があったときから6月以内に当該所管省庁を経由して当該教育施設の長に 通知するものとする。

(変更の通知)

- 第6条 課程の認定を受けた教育施設(以下「課程認定教育施設」という。)の長は、第3条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は次の事由があるときは、当該所管省庁を経由して機構 長にその旨通知するものとする。
 - (1) 名称、目的、位置又は教育施設の長の変更
 - (2) 教育施設の規則の変更
 - (3) 校地、校舎、運動場その他直接に教育の用に供する土地建物に係る重要な変更
 - (4) 認定を受けた課程の廃止

(再審査)

- 第7条 機構長は、前条の通知に基づき第3条第1項第2号に掲げる事項に重要な変更が生じると認められるときは、課程認定教育施設の長に対し理由を示した上、別に定める書類の提出を求め、課程の認定の再審査を行うものとする。
- 2 前項の再審査は、第4条及び第5条の規定に準用するものとする。
- 3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(教育の実施状況等の審査)

- 第8条 機構長は、認定を受けた課程における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の 通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則と して5年ごとに審査を行うものとする。
- 2 課程認定教育施設の長は、審査実施年度の5月31日までに、当該所管省庁を経由して別に定める書類を提出するものとする。
- 3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。ただし、審査の結果は、審査 実施年度の3月31日までに通知するものとする。
- 4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(学生数等の通知)

第9条 課程認定教育施設の長は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた課程に係る当該学年度の

学年別の学生数を、機構長に通知するものとする。

(課程の認定の取消し)

- 第10条 認定を受けた課程が第7条又は第8条の規定による審査の結果、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められなくなった場合には、機構長は当該課程の認定を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により課程の認定を取り消した場合は、機構長は当該所管省庁を経由して当該教育施設の長にその旨を通知するものとする。

(資料2)

平成13年度に実施する大学評価・学位授与機構における 学位授与事業に関する自己点検及び評価等に係る実施要項

(平成13年10月3日) 機構長裁定)

(趣旨)

第1 この要項は、大学評価・学位授与機構組織運営規則第8条の規定に基づき、平成13年度に実施する大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)における学位授与事業に関する自己点検及び評価並びに外部検証(以下「自己点検及び評価等」という。)に関し、必要な事項を定める。

(自己点検及び評価の実施方法)

- 第2 自己点検・評価委員会は、学位授与事業に関する目的及び目標を設定し、学位授与業務、調査研究、学習情報業務及び管理運営の区分(以下「業務区分」という。)ごとに評価項目に沿って、点検及び評価を行うとともに、事業全体について総括的な評価を行う。
 - (2) 学位授与事業に関する目的及び目標の設定方法は、次のとおりとする。
 - ①目的……事業全体について設定した上で、業務区分ごとにそれぞれ設定。
 - ②目標……業務区分ごと(学位授与業務については学位授与の方式に応じてさらに2つの区分)に、機構の設置目的及び趣旨、経緯、規模や資源などの諸条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に設定。
 - (3) 評価項目は、基本的に次のとおりとする。
 - ①取り組み状況
 - ②目的及び目標の達成状況
 - ③質の向上及び改善のための方策
 - ④各項目を通じた総合的な点検・評価
 - (自己点検及び評価の対象期間及び実施時期)
- 第3 自己点検及び評価の対象期間は、平成3年7月から平成13年3月までとし、平成13年度中に実施するものとする。

(自己点検及び評価結果の報告)

第4 機構長は、第2により実施した自己点検及び評価の結果を運営委員会及び学位審査会に報告する ものとする。

(外部検証の実施)

- 第5 機構長は、第4の報告ののち、機構外の有識者による外部検証を実施するものとする。
 - (2) 外部検証の実施に関し必要な事項は、自己点検・評価委員会において別に定める。

(自己点検及び評価等の結果の報告及び公表等)

- 第6機構長は、自己点検及び評価等の結果を評議員会に報告し、了承を得た上で、報告書として取りまとめ、公表するものとする。
 - (2) 機構長は、前項の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、方策を講じるものとする。

(庶務)

第7 自己点検及び評価等に係る庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、自己点検及び評価等に関し必要な事項は、大学評価・学位授与機構自己点検・評価委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成13年10月3日から施行し、平成12年12月27日から適用する。
- 2 この要項は、第6第2号の規定による改善が必要と認められる場合は、方策を講じた時点で、改善の必要がない場合は、第6第1号の規定による報告書を公表した時点で効力を失う。

(資料3)

大学評価・学位授与機構における学位授与事業 に関する外部検証実施要項

(平成13年10月3日)自己点検・評価委員会

(趣旨)

第1 この要項は、平成13年度に実施する大学評価・学位授与機構における学位授与事業に関する自己 点検及び評価等に係る実施要項第5の第2号の規定に基づき、外部検証の実施に関し、必要な事項を 定める。

(外部検証委員会)

第2 外部検証を実施するために、機構に外部検証委員会を置く。

(外部検証委員会委員)

第3 外部検証委員会委員は、若干名とし、機構の学位授与業務に又は学位制度や高等教育に精通した 有識者等のうちから、機構長が委嘱する。

(外部検証委員会委員長)

- 第4 外部検証委員会に委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員が前項の職務を代行する。

(任期)

第5 外部検証委員会委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(外部検証実施方法等)

- 第6 外部検証委員会による外部検証の実施方法等は次のとおりとする。
 - (1) 資料調査

機構がまとめた学位授与事業に関する自己点検及び評価結果及びその他参考資料による調査を行う。

(2) 実地調査

機構において実地調査を行う。

(3) 評価書の作成

学位授与事業全体及び業務区分ごとに各委員が評価書を作成する。

(4) 総括評価書の作成

上記(3)の評価に基づく総括評価書を作成する。

(5) 報告

外部検証委員会は、外部検証の結果を機構長に報告するものとする。

(庶務)

第7 外部検証委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、外部検証の実施に関し必要な事項は、大学評価・学位授与機構自 己点検・評価委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年10月3日から施行する。

(無人) 学位授与事業の自己点検及び評価における目的及び目標の設定と評価項目

と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する途を開くために、大学による学位授与という原則を維持しつつ、国公私立の大学関係者の参画を得て運営さ また、今後の生涯学習体系の中において本機構に要請される役割を十分果たしていくために必要な調査研究を行うとともに、学習者にとって必要な大学等における学 れる大学共同利用機関と同様の位置付け及び運営の仕組みのもとで、専門的な判断に基づき自律的に学位を授与する。 習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

善理 運 営 学位授与事業の円滑な遂行を実現 するための組織体制の整備と管理 運営を行う	①教員組織、事務組織の適切な配置と用滑な業務運営②外部有識者の参画を得た管理運営体制の堅持③良好かつ効率的な業務環境の整備・確保)管理運営への取り組み状況)目的及び目標の達成状況)質の向上及び改善のための方策)1)~3)各項目を通じた評価
学 位 授 与 業 務 調 査 研 究 学 習 情 報 業 務 管 理 運 営 ①学校教育法に基づき、短大、高専の卒業者等が大学等で単位を修得する等、大 ①学位の授与を行うための必要な学習の成果 ②大学における各種の学習機会に関する情報といる方すると認められる者に対して学士の学位 の評価に関する調査研究及びその基礎とな の収集、整理及び提供を行う の収集、整理及び提供を行う の収集、整理及び提供を行う かれる課程で大学又は大学院に掲当する教育を行ういわゆる省庁大学校に置 ②学位制度を中心とした高等教育研究の国内 の高い大学情報データベースを構築する かれる課程で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを修了し 外における研究の中心的役割を果たすため た者に対して、学士、修士、博士の学位を授与する の基礎となる調査研究を行う の基礎となる調査研究を行う の基礎となる調査研究を行う おおおおおのを修了し かれる課程で大学工徒となる調査研究を行う おおおおおのを修了し かれるまではを授与する の基礎となる調査研究を行う おおおおおおのを修了し かれるものを修了し かれるものを は まがま を まがま かれる は を かれる ものを を まがま を まがま かれる は を かれる ものを を まがま を まがま と かれる は を を まがま を まがま を まがま と かれる は を まがま を まがまがま を まがま を まがまがまがま を まがま を まがまがま を まがま を まがまがまがま を まがまがまがまが		1) 学習情報業務への取り組み状況 2) 目的及び目標の達成状況 3) 質の向上及び改善のための方策 4) 1) ~3) 各項目を通じた評価
調査研究を ①学位の授与を行うための必要な学習の成果 の評価に関する調査研究及びその基礎となる る分野の研究を推進する ②学位制度を中心とした高等教育研究の国内 外における研究の中心的役割を果たすため の基礎となる調査研究を行う	①学位の体系性に関する研究 ②大学外における高等教育レベルの学習の評価 価 ③単位累積加算制度に関する研究 ④現行学位投与制度に関する実状調査 ⑤海外制度の調査及び国際協力 ⑥高等教育の生涯学習化・多様化に関する研究の音楽を育の生産学習化・多様化に関する研究の 完め推進と人的組織の構築 ②学位審査研究部数員の専門性の維持・発展 ②学位審査研究に表現の取りまとめと公表	1)調査研究業務への取り組み状況 2)目的及び目標の達成状況 ・機関としての調査研究の状況 ・個人の研究活動状況 3)質の向上及び改善のための方策 4)1) ~ 3)各項目を通じた評価
与 業務 音等が大学等で単位を修得する等、大 5と認められる者に対して学士の学位 2教育を行ういわゆる省庁大学校に置 校育を行うと認められるものを修了し 提与する	博 シ 選 管 総 い 理士 ス 用 研 正 で 化	国 左
 単位投入 世位投入 中位投入 中位投入 市場の卒業者等が大学等で単位を修得する等、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して学士の学位を投与する ②学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行ういわゆる省庁大学校に置かれる課程で大学又は大学院に相当する教育を行ういわゆる省庁大学校に置かれる課程で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを修了した者に対して、学士、修士、博士の学位を投与する 	(国制度の趣旨に沿った学位授与システムの構 (国制度の趣旨に沿った学位授与	1) 学位授与業務への取り組み状況2) 目的及び目標の達成状況3) 質の向上及び改善のための方策4) 1) ~3) 各項目を通じた評価
EE 82	<u></u>	

(資料5)

評議員会、運営委員会及び(学位)審査会開催状況

年 度	評議員会	運営委員会	(学位)審査会
平成3年度	2 回	6 回	7 回
平成4年度	2 📵	2 📵	6 回
平成 5 年度	2 💷	3 📵	6 回
平成6年度	2 📵	3 📵	5 回
平成7年度	2 回	3 📵	5 回
平成8年度	3 📵	3 📵	5 回
平成9年度	2 回	3 📵	5 回
平成10年度	2 回	3 📵	5 回
平成11年度	2 回	4 回	5 回
平成12年度	2 回	5 回	5 回
平成13年度	1 回	3 回	2 回
合 計	22 回	38 回	56 回

^{*}平成13年度は平成13年8月までの開催状況を示す。

(資料6)

創設~平成6年5月17日までの審査会専門委員会

1 専門委員会(省庁大学校関係の課程認定と学位授与審査)

(平成3年7月26日~平成6年5月17日)

専門委員会名

人文科学専門委員会

社会科学専門委員会

保健体育専門委員会

理学専門委員会

工学専門委員会

医学専門委員会

水産学専門委員会

特別専門委員会(海上保安関係)

特別専門委員会(臨時)

(防衛医科大学校一般教育関係)

丁学専門委員会に置かれた部会

第1部会(機械工学)

第2部会(電気工学)

第3部会(応用化学)

第4部会(土木工学)

第5部会(建築学)

第6部会(応用物理学)

第7部会(情報工学)

第8部会(材料丁学) 第9部会(航空工学)

第10部会(造形工学)

第11部会(福祉工学)

2 特別専門委員会(専攻科認定関係)

(平成3年11月15日~平成4年12月21日)

特別専門委員会に置かれた部会

第1部会(人文関係)

第2部会(社会福祉関係)

第3部会(経済関係)

第4部会(家政関係)

第5部会(教育・保育関係)

第6部会(工学関係)

第7部会(保健衛生関係)

第8部会(音楽関係)

第9部会(美術関係)

(平成4年12月21日~平成6年5月17日)

特別専門委員会に置かれた部会

第1部会(文 学)

第2部会(社会学·社会福祉学)

第3部会(経済学・経営学・商学)

第4部会(家政学)

第5部会(教育学・保育学)

学) 第6部会(工

第7部会(看護学)

第8部会(音 楽)

第9部会(美 術)

第10部会(農 学)

第11部会(教 養)

3 学士専門委員会(専攻科等の修了者に対する学士の学位の授与)

学士専門委員会に置かれた部会

第1部会(文学・神学)

第2部会(教育学)

第3部会(社会学・社会科学)

第4部会(法学・政治学)

第5部会(経済学・商学・経営学)

第6部会(理 学)

第7部会(看護学・保健衛生学)

第8部会(家政学・栄養学)

第9部会(工

第10部会(農学・水産学)

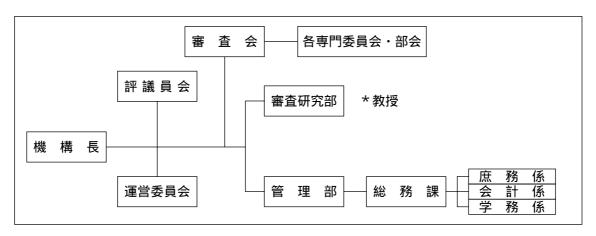
第11部会(芸術学)

第12部会(教養・学芸)

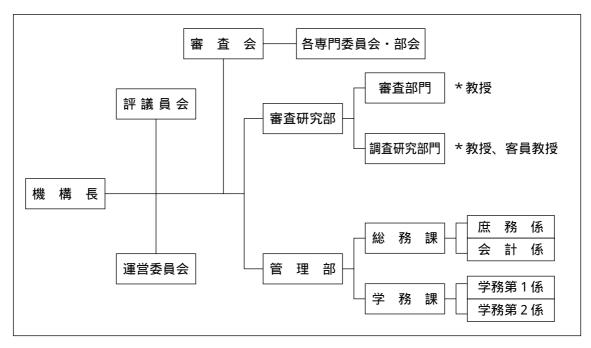
(平成4年5月18日~平成6年5月17日)

(資料7)

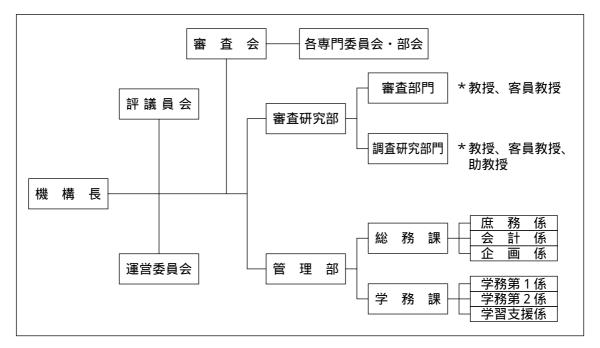
学位授与機構組織図(創設~平成11年度)



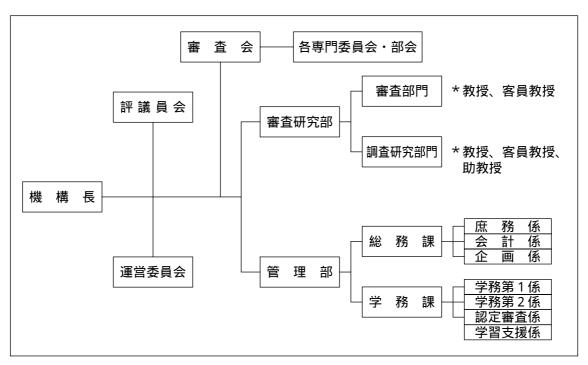
(平成3年7月の学位授与機構組織図)



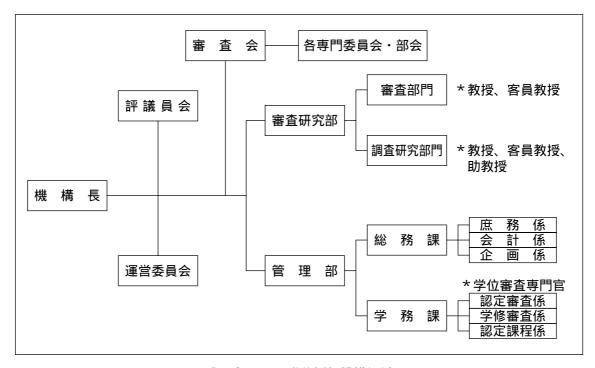
(平成4年4月の学位授与機構組織図)



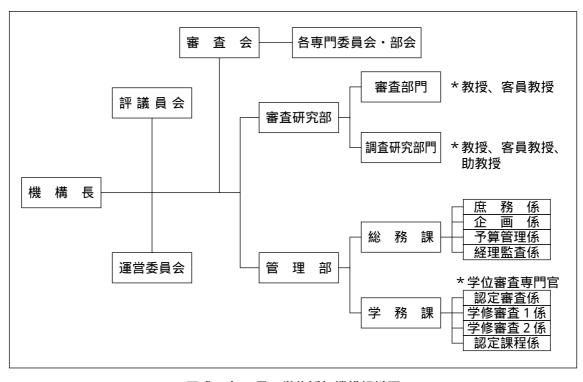
(平成5年4月の学位授与機構組織図)



(平成8年4月の学位授与機構組織図)



(平成10年4月の学位授与機構組織図)



(平成11年4月の学位授与機構組織図)

(資料8)

(学位)審査研究部の整備及び定員の推移状況

年		定 員 の 推 移									
.	整備内容等	審査部門			調査研究部門			合 計			
度		教授	助教授	計	教授	助教授	計	教授	助教授	計	
3	審査研究部設置 審査研究部に教授 2 名措置	*2		*2				2		2	
4	審査部門及び調査研究部門設置 調査研究部門に教授1名、客員教授1名措置	2		2	1		1	3		3	
5	審査部門に客員教授2名措置 調査研究部門に助教授1名措 置	2 2		2 2	1	1	1 2	3 3	1	3 4	
6	審査部門に教授2名措置	2 4		② 4	1	1	① 2	③ 5	1	③ 6	
7	審査部門に教授1、客員教授 1名措置	③ 5		③ 5	1	1	① 2	4 6	1	47	
8	審査部門に教授1名措置	③ 6		③ 6	1	1	① 2	4 7	1	<u>4</u> 8	
9 ~ 10	整備なし	3 6		<u>3</u>	1	1	1 2	(4) 7	1	8	
11	調査研究部門に助教授1名措 置	③ 6		③ 6	1	2	① 3	(4) 7	2	49	
12 ~	大学評価・学位授与機構への 改組に伴い審査研究部を学位 審査研究部に改称(定員整備 なし)	3 6		3 6	1	2	① 3	7	2	9	

^{*}平成3年度審査研究部として措置

(資料9)

(学位)審査研究部及び管理部定員充足状況

年	審	查研究	部(客	員除く)	審	雪查研究	部(客	等員分)		管	理	部
度	定員	現員	欠員	充足率	定員	現員	欠員	充足率	定員	現員	欠員	充足率
3	2	2	0	100%	0	0	0	-	5	5	0	100%
4	3	3	0	100%	1	1	0	100%	10	10	0	100%
5	4	3	1	75%	3	3	0	100%	14	14	0	100%
6	6	4	2	67%	3	3	0	100%	16	16	0	100%
7	7	6	1	86%	4	4	0	100%	17	17	0	100%
8	8	7	1	88%	4	4	0	100%	18	18	0	100%
9	8	7	1	88%	4	3	1	75%	19	19	0	100%
10	8	7	1	88%	4	4	0	100%	20	20	0	100%
11	9	9	0	100%	4	4	0	100%	24	24	0	100%
12	9	9	0	100%	4	4	0	100%	40	40	0	100%
13	9	9	0	100%	4	4	0	100%	48	48	0	100%

^{*}現員は当該年度末現在で併任を含む。

(資料10)

(学位)審査研究部教員一覧

氏	名	役 職	在任期間	出身機関等	専門分野
黒羽	亮一	教 授	H 3. 7. 1~H 9. 3.31 (H 3. 7. 1~H 4. 3.31併任)	筑波大学大学研究センター長 (筑波大学教育学系教授)	教育政策
舘	昭	教 授	H 3. 7. 1~H11.10.15 (H11. 6.16~H11.10.15併任)	放送教育開発センター助教授	教育学
齋藤	安俊	教 授	H 4. 6. 1~	東京工業大学附属図書館長 (東京工業大学原子炉工学研究所教授)	材料工学工学 教育
池	マリ	助教授	H 6. 4. 1~H 9. 3.31	東京大学大学院法学政治学研 究科助手	国際法学高等 教育
森	利枝		H 7. 4. 1~H12. 1.31 H12. 2. 1~	早稲田大学大学院文学研究科 修士課程修了	比較高等教育 論
平	則夫	教 授	H 7. 4. 2~H 9. 3.31	東北大学医学部長 (東北大学大学院医学系研究科長)	薬理学
兼松	顯	教 授	H 8. 5.16~H10. 3.31	九州大学薬学部長 (九州大学大学院薬学研究科長)	医薬化学薬品 製造化学
及川	洪	教 授	H 9. 4. 2~H10. 3.31	東北大学工学部長 (東北大学大学院工学研究科長)	材料強度学
清水	康敬	教 授 (併任)	H 9.10. 1~H10. 3.31	東京工業大学教育工学開発センター長	教育工学環境 電磁工学
橋本	鉱市	助教授	H 9.10. 1~	東京大学大学院教育学研究科 助手	教育社会学高 等教育論
支倉	崇晴	教 授	H10. 4. 1~H11. 3.31	東京大学大学院総合文化研究 科教授	フランス文学
岩村	秀	教 授	H10. 4. 2~H12. 3.31	九州大学有機化学基礎研究センター長	有機化学物性 化学
濱中	義隆	助手	H11. 1. 1~	東京大学大学院教育学研究科 修士課程修了	教育社会学
小野	嘉夫	教 授	H11. 4. 2~	東京工業大学大学院理工学研究科教授(東京工業大学評議員)	応用化学
六車	正章	教 授	H11. 7. 1~	文部省学術国際局主任学術調 査官	教育行政
吉川裕	浴美子	助教授	H11. 7. 1~	日本学術振興会特別研究員	比較高等教育 論
宮崎	和光	助教授	H11.10.16~	東京工業大学大学院総合理工 学研究科リサーチアソシエイト	
神谷	武志	教 授	H12. 4. 2~	東京大学大学院工学研究科教 授	電子工学工学 教育

^{*} 出身機関等については、機構任用直前の機関等を示す。ただし、大学院生の場合はその修了課程を表示した。

(学位)審査研究部客員教員一覧

氏 名		役	職	在任期間	所 属	専 門 分 野
示村悦二	郎	教	授	H 4. 6. 1~H 7. 3.31	早稲田大学教授	教育政策
岡本 包	治	教	授	H 5. 7. 1~H 9. 3.31	立教大学教授	社会教育生涯教育
田村	茂	教	授	H 5. 7. 1~H 9. 3.31	中央大学教授	金融論
井上 祥	平	教	授	H 7. 4. 1~H11. 3.31	東京理科大学教授	応用化学
山崎美貴	子	教	授	H 7.10.16~H11. 3.31	明治学院大学教授	社会福祉学
田中 雅	文	助教	授	H10. 1. 1~H12. 3.31	日本女子大学助教授	教育学
*山田 礼	.子	助教	授	H10. 4. 1~	同志社大学助教授	社会学高等教育・継続教育
*井下	理	教	授	H11. 4. 1~	慶應義塾大学教授	社会学
*支倉 崇	晴	教	授	H11. 4. 1~	早稲田大学特任教授	フランス文学
*岩村	秀	教	授	H12. 6. 1~	放送大学教授	有機化学物性化学

^{*}は、平成13年度の客員教員を示す。その他の客員教員の所属は、就任時の所属を示す。

(資料11)

管理部の整備及び定員の推移状況

年	整備内容等	定	員 の 推	移
度	金属 N 分 守	事 務 官	一般職員	計
3	総務課を設置 事務官 5 名措置 総務課に庶務係、会計係、学務係を設置	5		5
4	学務課を設置 事務官2名、一般職員3名措置 学務課に学務第1係、同第2係を設置 (*3年度に総務課に設置された学務係は学務 課学務第1係に振替、総務課は庶務係、会計 係の2係体制)	7	3	10
5	事務官3名、一般職員1名措置 総務課に企画係を設置し3係体制に整備 学務課に学習支援係を設置し3係体制に整備	10	4	14
6	事務官1名、一般職員1名措置	11	5	16
7	一般職員 1 名措置	11	6	17
8	事務官1名措置 学務課に認定審査係を設置し、4係体制に整備	12	6	18
9	一般職員 1 名措置	12	7	19
10	一般職員1名措置 学務課学位審査専門官を設置し、認定審査係、 学修審査係、認定課程係の3係体制に再編	12	8	20
11	事務官2名、一般職員2名措置 総務課を庶務係、企画係、予算管理係、経理監 査係の4係体制に再編 学務課を認定審査係、学修審査1係、同2係、 認定課程係の4係体制に再編	14	10	24
12	大学評価・学位授与機構に改組に伴い事務官10名、一般職員6名措置管理部を総務課、会計課、情報課、学位審査課の4課に改編総務課は総務係、人事係、企画係に、会計課は専門職員(施設担当)総務係、経理係、用度係に、情報課は情報企画係、評価情報係、大学学習情報係、ネットワーク管理係に体制を改編(学位審査課は改組前の学務課同様、認定審査係、学修審査第1係、同第2係、認定課程係の4係体制)	24	16	40
13	事務官1名、一般職員7名措置	25	23	48

^{*}事務官は係長以上、一般職員は係員を示す。

(資料12)

機構内主要会議及び委員会一覧

委員会等名	設置時期	協議事項等
(*教授会) 運 営 会 議	(4. 6. 3) 7. 4. 1	①機構運営上必要な連絡調整②機構の事業運営実施③評議員会及び運営委員会④予算⑤規程等の制定改廃⑥将来計画等に関すること
学位審査連絡会議	12. 4.10	①機構における学位授与業務の実施②各種の学習機会に関する情報収集及び提供③学位審査会及び専門委員会等に関すること
大学評価事業連絡会議	12. 4.10	①機構における大学評価の実施②評価に係る情報収集及び提供 ③大学評価委員会及び専門委員会等に関すること
情報公開委員会	13. 4. 1	①情報公開に係る規程等②情報公開の実施体制③開示・不開示の判断基準④行政文書の開示・不開示⑤開示実施手数料の減額及び免除⑥不服申立て⑦訴訟⑧行政文書の管理等に関すること
自己点検・評価委員会	7. 4. 1	機構の業務活動等の状況について点検・評価を行うこと
情報化委員会	12.12.14	①情報収集・整理・提供に係る基本的事項②大学評価及び学位 授与に係る情報化③調査研究の実施に係る情報化④機構におけ る各事業の実施に係る情報基盤の整備等に関すること
広報委員会	5. 7.28	機構ニュースの編集、発行及びその他広報に関する必要事項を 行うこと
研究紀要編集委員会	7. 4. 1	機構の研究成果等の編集及び発行を行うこと
学位授与事業10周年記 念事業実行委員会	12.10.30	学位授与事業10周年記念事業に関し、企画・立案し、実施すること
セクシャル・ハラスメ ント防止委員会	12. 9.20	①セクシュアル・ハラスメントに係る苦情相談への対応②セクシュアル・ハラスメントに係る被害者の救済、加害者への措置及び環境の改善等に関すること
奨学寄附金受入委員会	5. 5.31	①寄附の目的②寄附の条件等に関すること

^{*}教授会は、平成7年4月1日に設置された運営会議の前身会議として運営されていたもの。なお、教授会については明文化された規程がないため、第1回の開催日を設置時期とした。

(資料13)

教授会、運営会議及び学位審査連絡会議開催状況

年 度	教 授 会	運営会議	学位審査連絡会議
平成3年度			
平成4年度	15 回		
平成 5 年度	16 回		
平成 6 年度	15 回		
平成7年度		17 回	
平成8年度		14 回	
平成9年度		10 回	
平成10年度		13 回	
平成11年度		13 回	
平成12年度		9 回	7 回
平成13年度		3 回	4 回
合 計		(46)[11] 136回	

^{*}平成13年度は平成13年8月までの開催状況を示す。

^{*}教授会は、平成7年4月1日に設置された運営会議の前身会議として運営されていたもの。

^{*}合計欄の()書きは教授会開催数を、[]は学位審査連絡会議を内数で示す。

(資料14)

国立学校設置法機関における管理運営等の比較(平成3年度当時)

	 区 分	学位授与機構	大学共同利用機関	国立大学
	名 称	機構長	所長、館長、機構長	学長
機関	選考機関	文部大臣	文部大臣	評議会
りの長	選考手続	評議員会が運営委員会の 意見を聴いて推薦	評議員会が運営協議員会 の意見を聴いて推薦	評議会の議に基づき学長 が定める基準により選考
	名 称	評議員会 20人以内 *機構長に助言する。	評議員会 20人以内 *機関の長に助言する。	評議会
評議員会等	構成員	・大学の学長 ・学識経験者	・国公私立大学の長 ・学識経験者	・学長 ・学部長 ・附置研究所長 ・学部等ごとに教授 2 ・その他
寺	審議事項	・事業計画その他の管理運営に関する重要事項 ・機構長候補者の推薦	・事業計画その他の管理運営に関する重要事項 ・機関の長候補者の推薦	・学則等の制定改廃・予算概算の方針・学部等の設置廃止・人事に関する基準・教特法に規定されている事項等
	名 称	運営委員会 21人以内 *機構長の諮問に応じる。	運営協議員会 21人以内 *機関の長の諮問に応じる。	教授会
運営委員会等	構成員	・機構の教授 ・大学の学長及び教員 ・学識経験者	・当該機関の職員 ・国公私立大学の教員 ・その他	・教授(助教授、その他の職員)
会等	審議事項	・機構の事業の運営実施に 関する事項で機構長が必 要と認める事項 ・研究教育職員の採用等に 関する人事	・共同研究計画に関する事項等で機関の長が必要と認める事項・研究教育職員の採用等に関する人事	・重要事項 ・教特法に規定されている 事項
教	名 称	研究教育職員	研究教育職員	①部局長 (1) 学部長 (2) 学部長以外 ②教 員
扒員等	選考方法	運営委員会の議を経て機 関の長が推薦した者を任命 権者が選考	運営協議員会の議を経て 機関の長が推薦した者を任 命権者が選考	①(1) 教授会の議に基づき 学長が選考 ①(2) 評議会の定める基準 により学長が選考 ②教授会の議に基づき学長 が選考

国立学校設置法機関における管理運営等の比較(平成13年度現在)

	☑ 分	大学評価・学位授与機構	大学共同利用機関	国立	大 学
北北	名 称	機 構 長	所長、館長、機構長	学	長
機関	選考機関	文部科学大臣	文部科学大臣	評 議	会
の	選考手続	評議員会が運営委員会	評議員会が運営協議員	評議会の議に基づき学長	が定める基準により選考
長		の意見を聴いて推薦	会の意見を聴いて推薦		
	名 称	評議員会	評議員会	運営諮問会議	評議会
		20人以内	20人以内	若干名	
		*機構長に助言又は勧告	*機関の長に助言する。	* 学長の諮問に応じて審	
		する。		議し、及び学長に対して	
				助言又は勧告を行う。	
	構成員	・大学の学長	・国公私立大学の長	・当該大学の職員以外の	・学長
		・学識経験者	・学識経験者	者で大学に関し広くか	・学部長、省令で定める
				つ高い識見を有する者	大学院の研究科長等
					・教養部の長
					・附置研究所長
評議員会等					・部局長のうち省令で定
買					めるところにより大学
会等					が定める者
	審議事項	・事業計画その他の管理	・事業計画その他の管理	・教育研究上の目的を達	・教育研究上の目的を達
		運営に関する重要事項	運営に関する重要事項	成するための基本的な	成するための基本的な
		・機構長候補者の推薦	・機関の長候補者の推薦	計画に関する重要事項	計画
				・教育研究活動等の状況	・学則等の制定改廃
					・予算見積り方針
					・学部等の設置廃止
					・教育課程の編成
					・人事に関する基準
				要事項	・教特法に規定されてい
	4 16	724504	72. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	++- 1-77	る事項等
	名 称	運営委員会	運営協議員会	教 授	会
		21人以内	21人以内		
		* 機構長の諮問に応じる。	*機関の長の諮問に応じ		
演	# # =	## # ○ ## 12	る。	教授 / 中教授 フの仏の	歌 早 \
連営委員	構成員	・機構の教授	・当該機関の職員	・教授(助教授、その他の国	臧貝)
委		・大学の学長及び教員 ・学識経験者	・国公私立大学の教員 ・その他		
会等	審議事項		•=	・学部又は研究科の教育課	
寺	田城尹炽	に関する事項で機構長		・学生の入学、卒業又は課	
		が必要と認める事項	要と認める事項	・子王の八子、十条久は味 項	性のドー仕相に関する事
		・研究教育職員の採用等	・研究教育職員の採用等	・ ^坂 ・学位の授与に関する事項	
		に関する人事	に関する人事	・教特法に規定されている ・	重 佰等
	名 称	研究教育職員	研究教育職員	①部局長 (1) 学部長 (2)	
	10	WI7UTA HIME	WINDS HAWS	②教 員	于山区外门
教	選考方法	運営委員会の議を経て	運営協議員会の議を経	①(1) 教授会の議に基づき:	 学長が選考
員	- 3/3/4	機関の長が推薦した者を		①(2) 評議会の議に基づき	
-		任命権者が選考	を任命権者が選考	学長が選考	、人のたのも至中にあり
等				予及が返す ②評議会の議に基づき学長	が定める基準により教授
				会の議に基づき学長が選	
	L	<u> </u>		」 ムツ服に至って子区が 医	<u> </u>

(資料15)

機構の施設状況等

年 日	施設の名称及び所在地等		使用部課等	
+ //	場所	面積	世界	
~	(借用) 東京工業大学長津田地区R1棟他 *神奈川県横浜市緑区長津田町4259	526m² 353m²	機構長、審査研究部、管理部	
半成9年3月	内訳・R 1 棟 2 階 (平成 3 年 7 月 ~) ・設備センター(平成 3 年11月 ~ 8 年 3 月)		車庫用	
	- R 1 棟 1 階 (平成 5 年 10月 ~)	153m ²		
		100111		
平成9年4月	(借用) 東京工業大学長津田地区R1棟他 *神奈川県横浜市緑区長津田町4259	526m²	機構長、審査研究部、管理部	
平成12年 3 月	永田町合同庁舎 5 階 *東京都千代田区永田町 1 - 20 - 2	204m²	東京連絡所 H11.4 大学評価機関(仮称) 創設準備室事務室 H12.4 管理部総務課	
平成12年4月	(借用) 東京工業大学長津田地区R1棟他 *神奈川県横浜市緑区長津田町4259	526m²	管理部会計課	
平成12年8月		204m²	東京連絡所機構長、管理部総務課	
	筑波大学大塚地区 E 館 3 、 4 階 * 東京都文京区大塚 3 - 29 - 1	1,726m²	学位審查研究部、評価研究部 (評価情報研究開発部門) 管 理部学位審查課、情報課	
	学術総合センター10、11階 *東京都千代田区一ツ橋2-1-2	2,160m²	評価研究部、評価事業部	
平成12年9月 ~ 現 在	(借用) 東京工業大学長津田地区R1棟 *神奈川県横浜市長津田町4259 (13年5月に長津田地区からすずかけ台地 区に名称変更)	526m²	管理部会計課	
	筑波大学大塚地区 E 館 *東京都文京区大塚 3 - 29 - 1	1,726m²	学位審查研究部、評価研究部 (評価情報研究開発部門) 管 理部学位審查課、情報課	
	学術総合センター10、11階 *東京都千代田区一ツ橋2-1-2	2,780m²	東京連絡所 機構長、副機構長、管理部総務 課、評価研究部、評価事業部	
平成15年4月以降(予定)	(新設) 大学評価・学位授与機構(小平)本館 *東京都小平市学園西町1-29-1 (借用)	全体計画	機構長、副機構長 評価研究部、学位審査研究部、 管理部、評価事業部	
	学術総合センター *東京都千代田区一ツ橋2-1-2	未 定	サテライト拠点	

大学評価・学位授与機構 自己点検・評価報告書

学位授与事業に関する自己点検・評価 2001年11月

編集大学評価・学位授与機構自己点検・評価委員会

発 行 大学評価・学位授与機構

〒226 - 0026 神奈川県横浜市緑区長津田町4259

〒101 - 8438 東京都千代田区一ツ橋2 - 1 - 2

〒112 - 0012 東京都文京区大塚3 - 29 - 1

TEL 03 - 4212 - 8208

外部検証報告書

学位授与事業に関する外部検証

平成14年3月 大学評価・学位授与機構

目 次

はし	〕めに	1
1	外部検証実施組織	3
2	外部検証の実施	
	資料調査	3
	実地調査	4
3	外部検証結果	
	外部検証総括評価書	6
	外部検証評価書(各委員による個別評価書)	11
4	その他	
	外部検証委員会全体の概要	20
	・主な質疑応答	22
	・当日の講評	
	学位授与事業に関する外部検証実施要項	26
	外部検証実施要領	27

はじめに

大学評価・学位授与機構は、まえがきのとおり、平成3年7月に、生涯学習体系への移行、及び高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学、大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、新しく学位授与の途を開くとともに、関連した調査研究及び情報提供等を行うことを目的として学位授与機構として創設され、その学位授与事業は平成13年7月で10周年を迎えた。これを機に学位授与機構の所期の目的に対しての達成度を確認するとともに、将来に向けての展望・課題等を明らかにすることにより、本格的な生涯学習社会の到来に向けて、学位授与事業を進展させるため、学位授与事業全般に関しての自己点検・評価を行い、さらには外部の有識者による検証(外部検証)を実施することとした。

この外部検証を実施するため、自己点検・評価委員会において、「大学評価・学位授与機構における学位授与事業に関する外部検証実施要項」等(p. 25参照)を定め、外部検証の実施組織として外部検証委員会を設置し、先に実施した学位授与事業に関する自己点検・評価結果について資料調査及び実地調査を行い、その検証結果を最終的に評価書として機構長に報告することとした。

本報告書は4部から構成されており、第1部で外部検証実施組織を、第2部では実施した外部検証の概要を、第3部では外部検証の結果を、第4部ではその他として実施された外部検証委員会の概要等を とりまとめている。

なお、この外部検証の結果は、平成14年3月に開催された運営委員会及び学位審査会に報告した。最終的には、自己点検・評価の結果と合わせて評議員会に提出し、一般に公表することとしている。

1 外部検証の実施組織

外部検証委員会委員は、次のとおり、機構の学位授与事業に又は学位制度や高等教育に精通した有識者により構成された。

氏 名	所 属 等
あらい いくお 新 井 郁 男	生涯教育学会会長、愛知学院大学情報社会政策学部教授 大学評価委員会委員
ぉごし ひさのぶ 生 越 久 靖	国立高等専門学校協会会長、福井工業高等専門学校長
かつかた しんいち 勝 方 信 一	読売新聞社編集局論説委員
かわなみ ひろあき 川 並 弘 昭	日本私立短期大学協会会長、短期大学基準協会会長 聖徳大学 / 聖徳大学短期大学部長 学校法人東京聖徳学園理事長
く ろ は りょういち 黒 羽 亮 一	前運営委員会委員、元学位審査会委員 常磐大学教授、元学位授与機構教授
たけお けいこ 竹 尾 惠 子	国立看護大学校長
なかじま みねお 中 嶋 嶺 雄	アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務局総長 前東京外国語大学長
にしはら まさし 西 原 正	防衛大学校長

は委員長、所属等は平成14年1月現在 (五十音順)

2 外部検証の実施

資料調査

自己点検・評価委員会から送付された「自己点検・評価報告書」等の次の資料により、外部検証委員会委員による資料調査が行われた。

- ・「自己点検・評価報告書」
- ・「個人業績評価書」
- ・「大学評価・学位授与機構概要」
- ・「学位授与 10年のあゆみ 」
- ・「新しい学士への途」
- ・「「学士」をめざす方へ」

- ・「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」
- ・「科目等履修生制度の開設大学一覧」
- ·「学位授与申請書類」
- ・「「単位累積加算制度」に関する調査研究報告書(抜粋)」

実地調査

資料調査後に次のとおり外部検証委員会が機構において開催され、自己点検及び評価結果等について、機構職員からのヒアリングを中心に、外部検証委員会委員による実地調査が行われた。

なお、外部検証委員会の概要については(p.20、21)のとおり。

外部検証委員会日程

1 日 時 平成13年12月19日(水)10:00~15:00

2 場 所 学術総合センタービル 12F 1208会議室

3 出席者 外部検証委員6名

機構自己点検・評価委員会委員、WG 委員他

4 日 程 開 会

- ・自己点検・評価委員長(機構長)挨拶
- · 外部検証委員会委員紹介
- ・機構側出席者紹介

議事

- ・委員長の選出
- ・機構概要説明
- ・自己点検・評価結果説明
- ・質疑応答(ヒアリング)
- ・外部検証委員のみによる討議
- ・講評及び今後のスケジュールの確認

閉会

また、都合により外部検証委員会に出席できなかった委員については、別途、次のとおり個別の実 地調査が機構において行われた。

欠席委員による個別外部検証実地調査日程

1 日 時 平成14年1月8日(火)10:00~13:00

2 場 所 学術総合センタービル 11F 第1会議室

3 出席者 外部検証委員2名

機構長、学位審査研究部長、管理部長等

4 日 程・・自己点検・評価委員長(機構長)挨拶

· 外部検証委員会委員紹介

・機構側出席者紹介

・資料確認等

- ・機構概要説明
- ・自己点検・評価結果説明
- · 外部検証委員会概要報告
- ・外部検証委員会での質疑応答内容報告
- · 外部検証委員会講評内容報告
- ・質疑応答
- ・外部検証評価書及び今後のスケジュールの確認

3 外部検証結果 (外部検証総括評価書及び外部検証評価書)

外部検証委員会委員による資料調査及び実地調査終了後、各委員から、各業務区分に応じた自由記述による評価とともに、学位授与事業全体について5段階で評点した外部検証評価書が提出され、それを総括する形で、委員長から外部検証総括評価書が機構長に報告された。

外部検証総括評価書

1 学位授与業務について

(1) 短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とした単位積み上げ学士の学位授与について

ア 制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築

機構が、短大・高専卒業者等を対象として、学士の学位を授与するシステムの実現に努力してきたことは、日本の高等教育の多様化を促進し、教育システムの生涯学習体系への移行を図る観点から、大きな意義があったものと評価できる。

また、本制度において、学位授与申請者、学位授与者及び機構認定専攻科数とも年々堅実に増大していることから、機構により、制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築への取り組みは積極的に遂行されており、制度は十分にその社会的な機能を果たしているものと評価できる。

しかしながら、①学位授与申請者の内容について、短大、高専の認定専攻科経由の者の割合が多く、専攻科を経由しないで科目等履修生制度により単位を積み上げていく、いわゆる「個人」の割合が少ないこと、②そのこともあって、専攻分野について、看護学、工学などへの偏りがみられること、から、なお改善の余地があるものと考えられる。

このような状況の背景としては、大学において科目等履修生の受入れがなお十分でないことが考えられるほか、機構の学位授与制度について、保健衛生学のような特定の分野を除くと、必ずしも社会的な認知が得られていないことも関係しているものと思われる。

生涯学習の観点からも、機構の学位授与事業がもっと活用されるようにしていくことが求められる。

また、認定専攻科に対する5年ごとの教育の実施状況の審査については、現在、大学の設置 認可後に同様のシステムがないことと関連し、今後、大学における制度上の動向をみながら、 その在り方が考えられていくものと思われる。

イ 適切な審査システムの確立と運用

機構の学位審査においては、履修科目の体系性を確保し、また、小論文又は面接による試験を行うなど、全体的に、審査の方法、基準、体制について、厳格性、公平性の維持と業務の合理化に取り組んできたものと評価できる。

しかし、現在の「1人1人の学習成果に着目した、1人1人の審査」の作業負担が、専攻分野によっては飽和状態に達しようとしており、関係者の審査に関わる業務量や時間的負担は相当なものとなっている。今後、更に申請者の増加が予想されることから、審査を行うに当たって労力を軽減する方法を検討する必要がある。例えば、小論文試験において同類の者については、まとめた形で実施するようなことも考えられる。

また、審査プロセスをより一層迅速化し、審査期間を短縮していくための検討を行うととも に、小論文試験の問題の内容の一層の改善を図っていくことが求められる。

ウ 制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応

機構においては、本制度の普及に向けて様々な取り組みを行っているが、本制度による学位 授与者へのフォローアップ調査の結果が示すように、機構の学位授与制度についての社会的認 知は必ずしも高いものとはいえず、その改善に努める必要がある。

本制度が社会的に認知されるためには、本制度による学士の学位が、「大卒」の学力と同等 水準であることについて、共通の最低基準として示され、そのことが広く社会に認知される ことが重要である。 例えば、小論文試験の出題例を示したり、学修成果の提出及び試験の実施を通じた、判定のプロセス等を部分的に公開することにより、機構の学位の水準を明らかにし、本制度への社会の関心と評価を高めていくようなことも考えられる。さらに、これらのことを通じて「大学を卒業した者と同等以上の学力」とはどういうことかが明らかにされれば、錯綜している学力論議にも一石を投じるものと考えられ、ひいては高校以下の学力評価にもよい影響を与えていくことも考えられる。

なお、今後、短大・高専卒業といった基礎資格を求めず、一般に高校卒業者が参加できるような「単位累積加算制度」の導入を検討していくことは、本制度の元来の趣旨から肯定される ものであるが、これについても、機構による学位授与制度が十分に社会的認知を受けていなければ、制度を導入してもその申請者は限られたものになるのではないかと危惧するものである。

今後の情報提供の方法としては、印刷物の配付以外の媒体をさらに活用していくなど、引き 続き多角的に行っていくことが求められる。

また、情報提供の対象者については、現に短大・高専に在籍している者だけではなく、さら に広げて、潜在的需要を顕在化させるような方向で行うことも重要と考えられる。

加えて、認定専攻科を経由しないで科目等履修生制度により単位を修得していくような者に ついては、その対象者を把握するための予備審査制度を導入する可能性についても、検討して いく必要があると考えられる。

さらに、可能性として、例えば、高専の認定専攻科の学生、これら認定専攻科で学生指導に 当たる教員及び機構関係者の3者による交流の機会を設けたり、機構側の指導により高専の教 員の質的向上を図るためのファカルティ・ディベロップメントを実施していくようなことも考 えられる。

エ 改善のための方策

今後、自己点検・評価報告書で指摘している将来構想検討会議のようなものの設置が重要であり、特に申請者増加への対応策について、具体的な検討を行う必要がある。

また、短大・高専からの大学への編入学や、短大・高専からの専攻科への進学の状況を見据え、高等教育の在り方の変化の中で、今後、学位授与事業の役割も変化していくことも考えられる。その中で、機構として、自らの将来展望を検討していくということも、必要になるものと考えられる。

(2) 大学校修了者を対象とした学士、修士、博士の学位の授与について

ア 制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築

大学校を修了した者の大部分が本制度による学位授与を申請し、機構創設以来の授与者数が、学士、修士、博士を合わせて1万人に上っていること、また、創設以来10年間に本制度から離脱する大学校はなかったことなどから、本制度は適切に遂行され、成果を収めてきたものと評価できる。

イ 適切な審査システムの確立と運用

機構による課程認定を通して、大学校の教員の業績等が評価されることは、その大学校に対する外部評価がなされていることになり、教育水準の維持の上で有効に機能しているものと評価できる。

また、このことにより、教員による担当科目に関する良質の研究の推進を強く促すような効果がある。

さらに、最近、大学院を設置する大学が増えているが、機構の大学校に対する審査が、一般

の大学院における学位のレベルダウンに対する歯止めになる意味でも、その効果が期待される ところである。

今後は、教員の研究業績のみでなく、教育指導への熱意などの教育業績を考慮した評価に取り組むことが必要である。

一方、大学校がその特質に応じ、新しい時代のニーズに合わせた科目を設置するような場合には、テーマの新規性に応じ、担当教員の審査について配慮していくことも必要と考えられる。 修士、博士の審査期間に関しては、特に、大学校修了後帰国予定の修士相当の留学生について、その配慮は行われてきたが、さらに、全般的に審査期間の短縮に向けての努力が求められる。

そのため、例えば、大学校での審査に、機構からの審査員が参加することや、大学校が課程 認定時に教育課程や教員の審査を受けていることにかんがみ、修了前に大学校側で予備的な審査を行うことなども考えられる。

2 調査研究について

ア 学位の授与に必要な学習の成果の評価等に関する調査研究の推進

機構における調査研究の積み重ねは顕著であり、単位累積加算制度に係るものが重要となっているほか、学位を授与された人へのフォローアップ調査が行われていることは、高く評価されるものであり、なお一層継続して調査を深めていくことが望まれる。

今後の可能性として、例えば、学位授与申請予定者の直接的な声を聞くことや、機構の学位制度について、雇用者側としての企業、官庁などへの意識調査の実施も考えられる。その際、企業や官庁における、機構の学位に対する評価、昇給などへの反映の考えや、その際の問題点の所在を明らかにできれば、その後の施策の改善に資するものと考えられる。

また、単位積み上げ型学士の申請において、その修了が基礎資格として新たに認められた、 一定の専門学校(専修学校専門課程)に関し、その教育内容等の調査・分析を実施するような ことも、今後求められるものと思われる。

さらに、調査研究を実施するに当たり、機構が外部の者を含めて行うプロジェクトを充実させることを通じ、この分野の研究者の養成を図っていくということも期待するところである。

イ 学位制度を中心とした高等教育の調査研究の実施

この関係については、精力的な研究が続けられているものと評価できる。また、高等教育において、大学評価が大きな課題になっている現状において、学位授与に関連した研究の充実は、大学評価の方法の確立にも寄与するものと思われる。我が国の新しい高等教育の在り方を模索する上で、機構の研究成果が様々なところで活用されることを期待するところである。

今後、例えば、米国の大学などで行われる人文社会系の修士レベルでの政策研究の傾向など、 外国での修士論文の内容に関する調査が実施されれば、伝統的な論文の在り方に関する考え方 の変化にも寄与するものと思われる。

そのほか、例えば、単位積み上げ型学士の審査における小論文試験の在り方について、考察 していくことも考えられる。

ウ 調査研究成果のとりまとめと公表

機構の研究紀要である「学位研究」は、学位の体系性や大学外の高等教育のレベル評価などに関して、諸外国の綿密な調査研究などの成果を掲載した、極めて特異なジャーナルとして高く評価できる内容になっている。

3 学習情報業務について

ア 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

機構が作成した「新しい学士への途」、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び「科目等履修生制度の開設大学一覧」などは、いずれも極めて有益な情報である。

今後、相談窓口の一層の充実も検討していく必要があると考えられる。

一方、学位授与事業を紹介している機構のホームページは、機構の役割などの紹介に関して は正確であるが、淡々としているとの印象もあることから、今後、さらに魅力的な内容になる ように努力していくことが必要である。

イ 大学等における多様な学習機会の情報収集・整理・提供

今後も、情報化技術の活用を進めることにより、学習機会の情報提供を効果的に進めていく 必要がある。

4 管理運営について

業務の遂行に当たり、現有の人員でよくなされていると評価できる。

しかしながら、今後、①単位積み上げ型学士の申請者の増大が十分に予想され、その対処が必要になること、②外国の教育機関での履修を組み込む事例の増加が予想され、その内容・レベルについての検討に係る業務が増加すること、③調査研究面での国際協力活動をさらに充実する必要があること、といった要素を考えれば、現在の人員体制では、今後、困難を生じることが予想される。

したがって、これら業務量の増大に対応する上で、組織体制の整備等について検討していく 必要がある。

5 学位授与事業全体について

機構は、平成3年の創設以来、過去10年間において、限られた予算、構成員及び施設の条件の下で、円滑に、かつ信頼性を得て学位授与事業を運営してきており、学位授与者数及び認定専攻科数とも年々着実に増加していることからも、当初の目的・目標をおおむね達成しているものと評価できる。

これまで、学位授与事業は、グローバル化時代に進行する高等教育の多様化、生涯学習の普及等の社会的要請に応えてきたが、高等教育改革の進展により、新たな要望や課題も課せられるようになってきているものと考えられる。

今後は、引き続き、機構の目的・目標の達成に努めるとともに、さらに、以上のような状況、 また、少子化、高齢化、国際化などの社会の様々な変化にも対応し、より広く深い事業展開を 図っていくことを期待するものである。

学位授与事業全体についての外部検証委員による評点

今回、外部検証委員7名(委員長を除く)により、外部検証を行った後、学位授与事業全体について 5段階評価で評点を行ったところ、次のような結果となった。

5段階評価結果

評点	評点基準	人数
5点	非常によい	5人
4点	良い	1人
3点	どちらともいえない	1人
2点	やや問題がある	0人
1点	悪い	0人

外部検証評価書(各委員による個別評価書)

1 学位授与業務について

(1) 短期大学・高等専門学校卒業者等単位積み上げ学士

A委員

学位授与申請者、学位授与者及び機構認定専攻科数は年々増大していることから、制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築への取り組みが積極的に遂行されていると判断される。

しかし、この制度自身についての社会的認知はまだ必ずしも高くはないので、単に印刷物の配付によるだけでなく、大衆媒体の活用など多角的に情報の発信について一層の努力が期待される。

また、この制度による学位が、試験問題の例を公表するなどの方法で、その水準を社会的に 認知してもらうことについて検討することが望まれる。

短大・高専に在籍している者だけでなく、潜在的需要を顕在化させるような方向での情報発信も重要であろう。

B委員

制度の趣旨に沿った学位授与システムの構築

・ 国立高専の専攻科が平成4年に設置されて以来、設置校は国立35校、公立2校、私立1校、 計38校に増加、平成12年度には619名の専攻科生が本機構より学士の学位を授与されている。 過去、本機構から2,469名の高専専攻科卒業生に学士の学位が授与されており、システムの存 在は高専本科卒業生の専攻科進学を促進し、高専教育の高度化と多様化に貢献している。他の 高等教育機関の該当学生の学士取得者数から判断して、本機構のシステムが円滑に運営され、 充分にその社会的な機能を果たしていることに高専関係者は高く評価している。

審査システムの確立と運用

- ・ 平成14年度、国立高専の専攻科設置校は39校に達し、70%以上の国立高専に専攻科が設置される。国専協では、専攻科設置数が半数を超えたところで、専攻科部会は積極的に専攻科に関する諸問題について意見の交換を行い、幾つかの問題について本機構と協議し、改善されてきた経緯があり、本機構の改善への努力に敬意を表したい。
- ・ 現在、大学への編入学は26%、専攻科進学を含めると33%の学生が進学をする時代を迎えているが、特に専攻科卒業生は漸増の傾向にあり、本機構にさらに負担をかけることになる。

また、高専の専攻科学生にとって機構は雲の上の存在である。学生は申請者であって、審査機関から知らされる機構の合否の判定は絶対性をもっている。指導教官と教育上の交流はあっても、教官には学位審査権がない。専攻科学生、機構、及び指導教官の3者の間に教育効果のある交流を望みたい。また、機構指導による高専教官の質的向上を図るためのFD(Faculty Development)及び報告書で示された機構での履修指導の可能性等検討をお願いしたい。

- ・ 審査機関に関して、審査の方法、基準、体制について厳格性と公平性の維持と合理化に取り 組まれている方針を提示されたので、是非とも実現に向かって努力されるよう期待したい。国 専協の専攻科部会の調査では、小論文試験に関しては、少し不満があったようですが、現在の 方法では対応が困難であることは理解されますので、将来改良される方向で考えて頂きたい。
- ・ また、専攻科設置校は当該学生の修学年限が16年に達することになり、日本技術者教育課程 認定機構(JABEE)の認定を受ける方向で教育課程の検討を進めております。国際的に通用

する技術者を育成する教育課程の認定を取るために、各高専ではその対応と準備に追われている。JABEEから高専専攻科学生の卒業判定をした試験・検定の内容を提示することが求められるならば、本機構が行っている試験内容等の公開を要求されることとならないか?(試行期間中に認定を受けた仙台電波高専からは公開を要求されたことは聞いていない。)

制度の普及と社会的ニーズに応じた適切な対応

- ・ 従来、高専の社会的認知度の低さは、単に高等教育機関に占める低い比率によるものか、高 専の苦慮するところである。学生数の少ない専攻科生の社会的認知度はさらに低いと思われる。 単位積み上げ型学士の追跡調査(報告書24頁)の示すように、社会的に認知されるには未だ時 間を要すると思われる。当然、高専自身の広報活動を強化する必要があるが、本機構において も有効な活動を期待したい。大学のユニバーサル化、高学歴化を反映して、高専の大学編入学 が進行している。もし、報告書の調査結果が示すように、高専専攻科卒業生の企業に於ける待 遇と本機構で授与された社会的評価は厳しいものがあり、総合的に判断して、彼らの社会的位 置が高専と大学の間であれば、中学生の高専への進学率と高専卒業生の専攻科進学率の低下が 予想される。
- ・ 現在、高専は専攻科進学と大学編入学は互いに競合する関係にあるものとして、専攻科を魅力あるものに編成し、鋭意質的水準を高めるべく努めているが、機構のさらなる充実と協力を望みたい。

C委員

「大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対して学士の学位を授与する」とある「目的」に向け、様々な努力が払われていることに敬意を表します。申請数、授与数とも堅実な伸びを示していることは、「目的」達成へのプロセスを順調に踏んでいることの証とも思います。

ただ、授与者に短大卒業 + 専攻科修了、高等専門学校卒業 + 専攻科修了が多く、そうした経路でない「個人」が少ないことは大きな課題だと思います。

「個人」の割合が少ないと、この制度が、短大、高専へのてこ入れ、救済策であるとの誤解 も与えかねません。それでは、生涯学習の理念に反します。

また、短大から大学への正規の編入が増えていますが、短大、高専の専攻科は今後、それと どんな関係になるのでしょうか。高等教育のあり方が大きく変わりつつある今、学位授与事業 の役割も変化していくのではないかと思います。将来展望が欲しいところです。

自己点検評価報告書には、そうした点についての記述が不十分ではないでしょうか。

授与者数の多い専攻分野が、看護学、保健衛生学、工学などに偏っていることも気になります。

「個人」が少なく、分野も偏っていることの原因としては、まず、大学の科目等履修生受け 入れが十分でないことが考えられます。同時に、この制度で学位が与えられることの意味が、 社会的な認知を受けていないことも関係しているのではないでしょうか。

学位授与事業が始まるとき、私には一つの期待がありました。それは、「大卒」「学士」の学力について、4年制大学卒業者も含めた共通(最低)基準が示されるのではないか、というものでした。

今、「学士」といっても大学によってまるでレベルが違い、社会には「勉強もしないで卒業 している」との不信感があります。

機構が学位を授与する「大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めるもの」の判定

の内容が公開されると、錯綜している学力論議に一石を投じると思います。レポートないしは 作品による学修成果の判定、小論文(もしくは面接)の判定のプロセスと結果が一部でも公開 されると、学位授与事業への社会の関心と評価を高めるだけでなく、高校以下の学力評価によ い影響を与えるのではないでしょうか。

授与事業による「学位」の確かさを社会に知らしめ、共通基準としていく必要があります。 それは、必要な学力を付けさせないで学生を卒業させている既存の大学の教育を問うものにも なりましょう。

高卒者が参加できる「単位累積加算制度」は、この制度の趣旨からして当然です。ただ、これも、この学位授与制度が十分に社会的認知を受けないと、申請者は限られるのではないかと 危惧します。

また、専攻科を持っている短大などから今後、「学士」の学位授与権を求める声が出るかもしれませんが、慎重に対処すべきだと思います。

D委員

短期大学の卒業生に対して学士の学位を得させる道を開いたことは、それなりに意義があり、 わが国の高等教育の発展に対しての貢献は大なるものがある。

ややもすると短大も大学であると言われ続けていた時代に、短大はそれなりの完成教育であるといわれ、短大卒業生の四大への三年編入の道が閉ざされていた。その後短大専攻科で学習することによって、学士の学位が得られるということは、より高度の学習を望む学生に対して希望をかなえることになり大変有難く思っている次第である。また、一方教員にあっても同じ大学の教員であるにもかかわらず、短大の教員は四大の教員とは異質の教員であるが如く、一段低く見られてきたことは残念であった。しかし、短大の教員が専攻科の学生を教育して、学士を与えることができることは、よいことのように思われているが、考えてみるとこれも変な話である。短大も学校教育法上四大と同等であるならば、専攻科を担当する教員は改めて教員審査をし、5年毎に審査するのはいかがなものかと思われる。

また、学生は今でこそ四大での16単位は免除になったが、小論文及び試験が残っており、教員の審査もあります。授業がなされている訳ですから、それぞれの短期大学の卒業判定についても、各省の大学校と同様、夫々の短大の評価に任せてもよいのではないかと思われます。

現在の短大専攻科の卒業認定制度が改正されると進学希望者が増えていくことでしょう。全 ての短期大学に専攻科が設置されることになれば、地方小都市に多く存在する高等教育の社会 環境の向上は計り知れないものと思われます。すべての短期大学に専攻科が設置され、卒業生 が学士を得られ易くなるような改善を望みます。

E 委員

制度の目的に照らして達成度を見ると、10年間、概ね順調に業務が行われたといえる。しかし、以下の点を指摘しておきたい。

- ・ 「科目等履修生制度対応型学習者への対応の少ない分野が多いので情報の積極的な提供及び 対象者把握のための予備審査制度の導入も課題であろう」(報告書32頁) としているが同感で ある。「予備審査制度の導入」とは、具体的にいかなる手段を腹案としているか、明らかでな いが、「将来構想の検討の継続」(報告書33頁)も主張しているので、そのための場にて、予備 審査制度についても、具体的に検討すべきであろう。
- ・ 「将来構想検討会議(仮称)の設置」は報告書64頁でも指摘しているところで、同感である。

その任務は、単に上記の点に止まらず、広範に行われるべきであろう。

特に、「申請者増加への対応」(報告書25頁)が重要である。現在の「1人1人の学習成果を尊重した、1人1人の審査」が、部門によっては飽和状態に達しようとしていることを見ると、将来構想検討会議の設置は急ぐ必要があろう。

F委員

目標1に掲げる学位授与システムの構築は達成されていると思われる。

目標2の審査システムに関しては、申請者区分毎に申請者数にかなりの多少があり、審査に関わる業務量・時間的負担が領域毎にどのようであるか、どのように対応されているか知りたい。

目標3の制度の普及について、フォローアップ調査の結果を見ると、「学位授与機構による学位の社会的扱い」において「他大学卒業者と同等」ないし「それ以上」を合わせても40%に満たない。学位授与機構学位に対する社会的認識を改善する必要があろう。

積み上げ方式学位授与者について、基礎資格取得後、学位を得るまでの期間はどのくらいだろうか?それによってこの方式の学位がどのような状況の下で求められているか、示唆が得られるかもしれない。

関係者から審査期間の短縮を求める声が出ており、検討を進めて頂きたい。

G委員

日本の高等教育機関の多様化を促進し、また教育システムの生涯学習体系への移行を図ろうとする観点から見て、学位授与機構が短大・高専卒業者に対して、追加単位を修得すれば学士号を取得できるシステムを拓いたことは大きな意義がある。過去10年間で学位取得者数が8,000余人となったことも、機構の大きな貢献の証である。

ただ少し厳しく見ると、10年間に8,000余人ということは1年平均約800人ということになる。こう見れば、この数字はそれほど大きくないように思える。『朝日年鑑』1999年版(735頁)によれば、98年度の短期大学(国立、公立、私立を含めて)の学生数は40万7,409人となっている。仮に短期大学をすべて2年制とすれば、毎年約20万人が卒業することになる。このうち、単位を積み上げて学士号を取得しようとする学生がどれくらいいるのかは分からないが、現在の高学歴傾向から見れば、希望者は相当いるのではないだろうか。20万人の1%として、2,000人が潜在的学士号希望者ということになる。将来の少子化傾向や短期大学の4年制大学への移行傾向を考えても、機構はこの位の目標値をおいてもいいのではないだろうか。

その意味でも、機構の広報活動の活発化が重要になってくるように思う。

このカテゴリーの学士号申請者に対しては、小論文あるいは面接などの試験が行われているが、これは履修科目の体系性を点検する意味でも重要である。しかし関係者の努力は大変なものだと察する。今後申請者が増加することを鑑みれば、審査委員の労力を軽減する方法を検討すべきではないだろうか。例えば、同類の学生はまとめて小論文などでテストをするなど。

審査プロセスをより一層迅速にすることが望ましい。

1 学位授与業務について

(2) 大学校修了者への学士、修士、博士

A委員

修了者の大部分が本制度の適用による学位授与を申請していること、また、創設以来10年間 に本制度から離脱する大学校の認定課程が無かったことなどから、業務は適切に遂行されてき たと高く評価できる。

C委員

元々の省庁大学校に社会的な信頼のあることもあり、問題はないと思います。むしろ、各大学校に、学位授与権が与えられていないことに不満があるのではないかと懸念します。

審査期間の長いことは、改善の道が図られるべきでしょう。

また、最近、大学の生き残り策として大学院を設置するところが増えており、そのレベルに 疑問の声も出ています。当機構の審査が、修士などのレベルダウンに対する歯止めになるよう 期待します。

D委員

学校教育法上の大学である短期大学生とそうでない大学校生の扱いに差異があることは不公平である。大学生である短期大学生に対して卒業に際し、大学としての短期大学を評価していただき、同じ扱いにしていただきたい。短期大学生だけが差別されている理由がよくわかりません。今後の改善を望みます。

E 委員

自己点検評価報告書には「全般的には肯定的な評価を得ているが、審査期間の短縮、審査手順の緻密化など改善の検討を行うべき点は少なくない」(報告書33頁)とあるが、具体的にどういうことかは外部者(私)には明らかでない。しかし、改善の検討を行うべき点があるならば、早急に自主的に実施すべきだろう。

F 委員

目標1の学位授与システムの構築については目標は達成されていると考える。

目標2のシステムの確立と運用について、学士に関しては問題ないと考える。

修士、博士に関しては、報告書にも述べてあるが、審査期間の短縮に向けて努力して欲しい。 大学校での審査に、機構より審査官を参加させるなどの方法があるのではないか。省庁大学 校においても大学院設置時には課程審査・指導教官審査が行われており、卒業を待たずに予備 的に審査を終えておくことが可能ではないか。

G委員

機構創設以来の省庁大学校修了者への学位授与者数が、学士、修士、博士を併せて、9,900 人近くになっているのは、学位授与機構が大きな成果を収めてきたことを意味する。省庁大 学校の卒業生が文部科学省系の大学卒業生と同等の資格を持っていることに誇りをもって社 会のいろいろな場で仕事ができることは、意欲的な社会人を増加させる点で重要なことであ る。 また、機構による課程認定を通して、大学校の教員の研究業績等が評価されることは、その 大学校に対する外部評価がなされている訳で、これも大学校が一定の教育基準を維持するのを 促すのに大いに役立っている。また教員が担当科目に関する良質の研究業績を出すことを強く 促すのも重要なシステムになっている。

しかし、他方、機構の評価基準が教員の研究業績にのみあり、その教員の他の業績、つまり教育業績(教育指導の熱意など)が考慮から外れている。教育業績をどう評価に加えるかは難しい課題であるが、近年の大学での教育の充実が強調されていることもあり、学位授与機構に取り組んでいただきたい課題である。

大学校で新しい時代のニーズに合わせて新しい科目(例えば、危機管理、防衛行政など)を 設置しようとする場合には、担当教員の資格基準を少し緩めることがあってもいいのではない か。テーマが新しいがため、学位授与機構から講義、論文指導をする資格ありと首尾よく認定 されそうな教員がなかなか見つけにくいことがある。

防衛大学校の場合、審査期間の短縮が望ましい。現状では、修士相当の留学生については審査期間に対する配慮が行われてきたが、その他は修士論文を3月に学位授与機構に提出して、7月に審査を受け、9、10月に学位記を受ける形になっている。

2 調査研究について

A委員

調査研究の積み重ねも顕著であるが、学位授与者の追跡調査については、なお一層継続して深めていくことが望まれる。また、調査研究を学外者を含めて行うプロジェクトを一層充実させることによって、この分野の研究者の養成を図ることも望まれる。(かなり行われているとは思われるが。)

B委員

学位制度を中心にした国の内外の高等教育に関する調査研究については、機構の研究論文の リストから精力的な研究が続けられていることが理解されます。我が国の新しい高等教育の在 り方を模索する上で、研究成果が活用されんことを期待したい。

機構における学位取得者の意識と動態についてフォローアップ調査をされているが、それに加えて可能な限り申請学生の直接的な声を聞く余裕をもってほしい。

C委員

学位を授与された人へのフォローアップ調査がなされていることは、評価いたします。次は、 雇用者側、企業、官庁などの意識調査がなされれば、と思います。

生涯学習について、日本は自分の教養を高めるためなど、目的が自分に向かっているところがあります。欧米では、キャリアアップのためで、大きな違いがあります。

企業や官庁が、学位授与を評価しているのか、いないのか、昇給などに反映させる考えがあるのか、ないのか、その際の問題はどこにあるのか。そうしたことを明らかにして改革を求めていかないと、学位授与の仕事は早晩、行き詰まるのでは、と思います。そのための調査が必要です。

また、文部科学省が打ち出した「大学の構造改革の方針」のうち、とくに「トップ30」構想は、「大学評価」の方法が確立するかどうか、それが社会的信頼をかちとれるかどうかにかかっ

ています。学位授与の研究も、評価方法の確立に大きく関係します。報告書に示された個々の研究は魅力的です。しかし、大学評価が社会問題になっている今、各国のシステムの紹介と比較、メリットと問題点を整理し、論議の足場をつくる作業も求められているのではないでしょうか。

学位授与システムの研究が中心だったのでしょうが、その研究は当然、評価の分野へと発展していくはずです。「方針」をめぐるこの間の論議の過程で、各国を網羅し、整理された資料が社会に十分に提示されなかったことは残念です。

D委員

調査研究についてはよくなされているが、短大卒の小論文のあり方、取得者の追跡調査等も していただき、より改善していただければ有難いと存じます。

E委員

自己点検評価報告書のこの部分の総括では「今後の重点として海外の研究者との共同研究及び情報交換を主体とする」(報告書46頁)とある。それも重要だろうが、2年間にわたり1,700時間以上履修した専修学校専門課程修了者も基礎資格対象者としたのだから、その教育内容等の調査・分析の方が、より重要ではなかろうか。

F委員

単位累積加算制度に関する研究、現行学位授与制度に関する研究、学位審査研究部教員の専門性の維持・発展など、既に幾つかは実施されているが、他の目標についても今後、調査を期待する。

G委員

学位授与機構が、学位の体系性や大学外の高等教育のレベル評価などに関して諸外国の綿密 な調査研究を行い、それに基づいて施策を立てているのに感銘を受けた。

『学位研究』はこれらの研究成果を掲載したきわめて特異なジャーナルになっている。

また単位累積加算制度に関する研究も重要で、早期の実現を期待したい。

将来の研究テーマとして、米国の大学などで、人社系の修士論文の扱うテーマの傾向を調査することが必要であるように思う。日本の大学では修士論文などは純学問的であるべきで、政策指向的であってはならないという考え方が支配的である。しかし米国では、国際関係論の科目では、政策思考的な講義やセミナーが盛んに行われ、そうした刺激を受けた学生が政策指向の論文を書くことが奨励されることがしばしばある。ハーバード大学でのキッシンジャーはそういう講義をした。そうした中から、国の将来を考える学生が出現し、やがて政府に入り、政策を遂行していく。日本の大学がこうした傾向をもつようになるにはまだ時間がかかるにしても、省庁の大学校ではそうした政策研究を奨励することは望ましいのではないだろうか。学位授与機構による外国での修士論文の内容に関する調査をすれば、審査委員の伝統的な修士論文のあり方に関する考え方を変化させるのに寄与するように思う。

3 学習情報業務について

A委員

学習情報の収集・整理・提供にかかわる業務は適切に行われているが、あわせて、相談業務 (窓口の開設など)についても充実させる必要があるのではないかと思われる。当然、それに かかわるスタッフの確保が必要になるであろう。

B委員

今年度の補正予算により高専の情報基盤設備が強化されたので、コンピュータの回線速度の向上、業務の電子化がかなり進むことが予測される。したがって、情報システムの充実による 学習機会の効果的な情報提供を期待したい。

C委員

よくなされていると思います。また、情報化の作業は早急に進めるべきでしょう。

あえて注文をつけるとすると、学位を授与されたことが社会的にどんな意味を持つのか、もっとアピールすることだと思います。それには、「調査研究」の項で提案させていただいた雇用者側に対する調査と分析がなければなりません。

F 委員

おおむね達成されている。大学情報データベース及び情報技術(IT)を活用した有効な情報 提供方法の企画実施については、今後に期待する。

G委員

機構が作成した『新しい学士への途』、『短期大学・高等専門学校専攻科一覧』、『科目等履修 生制度の開設大学一覧』などはいずれも極めて有益な情報である。

しかしそれらを紹介している機構のホームページ(HP)は一考を要するように思える。同 HP は機構の役割などの紹介に関しては正確であろうが、これから学士号を取得しようとしてこの HP を覗いた若者には、味気のない淡々たる説明ととるのではないだろうか。学士号学位記を手にして満面の笑顔を作る青年男女の写真を入れるとか、「学士号をとって躍進!」といった見出しをつけるとかして、明るく、躍動的で、魅力的な HP を作るのがよいのではないだろうか。

4 管理運営について

C委員

現有の人員でよくなされていると思います。日本の大学を世界に発信する拠点として、さらに整備されることを期待いたします。外国の大学などでの履修を学位授与に組み込む作業が進むと、学力の内容、レベルについての国際比較もできるはずです。そうした体制も整えて欲しいと思います。

F 委員

目標は達成されている。今後、業務量の増大に対応する必要があろう。

G委員

全般に機構の運営管理はうまくなされてきたように思える。

そこで機構の現在の機能から見て、機構の学位審査研究部の定員が9人で、客員教授が4人とは、極めて小規模に見える。今後単位積み上げ学士の申請者が増大することを考えれば、教員組織の規模は大きくしておく必要があるように思える。

今後は学位授与に関しての国際協力が必要になってくると思われるが、これに対応する組織 を準備しておく必要があるのではないだろうか。

5 学位授与事業全体について

5段階評価の評点基準

評点	評	価
5	非常によい	
4	良い	
3	どちらともいえない	
2	やや問題がある	
1	悪い	

A委員

評 点 5

情報の発信などに課題はあるものの、全体として業務が適切に遂行されていると判断する。

B委員

評 点 5

過去10年、限られた予算、少ない構成員及び施設の条件の下で、機構業務の円滑な運営は、 学士の学位を授与された短期大学及び高専の専攻科卒業生、さらに省庁大学校等の卒業生総数 により証明し得るものと判断される。機構の機能は、グロ・バル化時代に進行する高等教育の 多様化、生涯学習の普及等の社会的要請に応えるものである。また、将来長い少子化の時代あっ ては、本機構は国家有為な人材の育成の補助と確保に重要な役割を果たすことが期待される。

C委員

評 点 3

当初の目的・目標はかなり達成されていると考える。しかし、高等教育改革の進展により、 さらに大きな要望が学位授与事業に寄せられ、テーマが課せられるようになった。時代が求め るものが格段に大きくなったと言える。また、生涯学習がなかなか理想通り進まないという社 会的な背景もある。

新たに出てきた課題は、当初の目的・目標だけでは解決できない。より広く深い事業展開が望まれる。

D委員

評 点 5

E 委員

評 点 4

F委員

評 点 5

業務の内容が大変よく分かった。多様なニードに対応してすばらしい仕事をしていると思う。 これからもいっそうの発展を期待する。

G委員

評 点 5

学位授与機構は学位授与に関して信頼性ある事業を行ってきたし、その面での権威を確立してきた。したがって評価は「非常によい」とし、評点を5としたい。

すでに述べたところであるが、改善点をまとめれば次の通りである。

- ・ 学位授与機構の役割(学位を授与するという)の宣伝をもっと活発に行う。HP をもっと魅力的なものにする。
- ・ 単位積み上げ学士申請者に対して審査員が行う小論文や面接の負担を軽減する方法を検討する。
- ・ 省庁大学校の設置しようとする新しい分野における教官の適合性の認定をもう少し緩和する。
- ・ 省庁大学校の教員の評価は研究業績中心に偏っていて、教育業績を加えるよう検討する。
- 審査期間の短縮を目指す。
- ・ 教員定員の増員を図る。

になるように思える。

・ 学位授与に関する国際協力を推進できる担当部署を検討する。 今後の学位授与機構の役割は、少子化、高齢化、国際化などの傾向に左右されるところが多くなるであろう。少子化が進めば、それだけ単位積み上げ学士申請者を減少させるであろう。 しかし高齢化が進めば、そして短期大学などが高齢者の大学としての魅力化を図れば、ここでは逆に単位積み上げ学士申請者は増加すると思われる。また国際化が進めば、外国人で日本の短期大学へ入り、そこからさらに学士を取りたいという希望者が増加しそうである。このように、学位授与機構の役割は時代とともに、対象となる学士の年齢や国籍の変化に対応したもの

4 その他

外部検証委員会の全体の概要

(1) 開 会

外部検証委員会は、平成13年12月19日(水)に、外部検証委員8名中、生越委員、勝方委員、 川並委員、竹尾委員、中嶋委員、西原委員の6名の出席を得て、学術総合センタービルにおい て開会された。 委員会は委員長が決まるまで、機構管理部長が進行役をつとめ、機構長の挨拶、外部検証委員及び機構側出席者の紹介等ののち、委員の互選により、中嶋委員が委員長に選出され、議事に入った。

(2) 議事

まず、自己点検・評価報告書により、点検・評価結果について機構側から説明し、それに対 して各外部検証委員から質問、意見等を述べるという形で進められた。

午前中にひととおり機構側からの説明が終わり、若干の質疑応答のあと昼食を経て、午後、質疑応答が再開された。

なお、主な質疑応答内容は別紙「外部検証委員会主な質疑応答」のとおり。

質疑応答ののち、外部検証委員のみによる討議が行われ、講評のまとめ・その方法、外部検証評価書の様式、提出期限及び総括評価書の作成者等の確認が行われた。

(3) 講評

外部検証委員のみによる討議の後、当日の講評が行われた。

当日の講評の内容については、報告書は良くまとまっている旨とともに、機構の認知度の向上、専攻科を経由することなく学位を申請する者が少ないこと、審査の迅速化、高等教育改革や社会の変化を見込んだ機構の将来展望についての検討等について、指摘があった。

なお、当日の講評内容は別紙「外部検証委員会当日の講評」のとおり。

(4) 閉 会

当日の講評に対して、機構長から、御礼の言葉と課題等に対する今後の取り組みについて発言があり、閉会した。

外部検証委員会主な質疑応答

(委員、機構)

* (機構側から自己点検・評価結果説明終了)

機構側から自己点検・評価結果の説明をいただきましたが、それに対して、外部検証の実地調査と して、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

自己点検・評価報告書(以下「報告書」という。)の50ページの PDF ファイルと FAQ とは、どういうものですか。

インターネットでウェブ上から文書等のファイルを見ることができますが、PDF ファイルというのは、それらを保存する一つのフォーマットです。その略は、portable document format で、最も一般的なフォーマットです。

FAQは、frequently asked questionsの略で、よくある質問とそれに対する回答です。

そういう箇所には、原文を付記した方がよいですね。

そういたします。

報告書51ページ等に記載されている情報化委員会は、機構内において、どういう位置付けですか。 内部組織の一つで、自己点検・評価報告書の96ページの機構内部主要会議及び委員会のとおり、広 報委員会等と同列で運営会議の下に置かれる委員会です。

55ページ中の表記で医学、保健学分野に主に看護学がくくられていますが、学問分野として、こういうくくりがあるのでしょうか。

深い意味はありませんが、医学、看護学、保健衛生学等、確認の上訂正します。

専門的な観点からカテゴリ・に問題があるので、確認のうえ訂正願いたい。

科目等履修生制度による学生の受入れ等正規学生以外の多様な学生の受入れは、大学の現場においては受入れたがらない体質みたいなものがあるようですが、機構として、そういう問題について、どのようにお考えですか。

ご質問に関係する資料としては「科目等履修生制度の開設大学一覧」があります。ここに科目等履修生制度を開設している大学をリストアップしております。どの学部において科目等履修生制度が開設されているかわからないのですが、大学単位でみますと、かなりの国公私立大学ともご協力いただいているという状況にはなっていると思います。

最近、これについて特別のアクションは起こしておりません。

全体的には委員の先生のご指摘のような状況が当初はあったやに聞いておりますが、最近は大学全体的な話として、科目等履修生制度の開設については、いい方向に向かっているのではないかと思っています。

今後、期待することは、大学評価の際には、評価の項目として科目等履修生の受入れ等の状況を入れていただき、多様な学生をとるところは評価を高くしていただくようなこともお考えいただきたいと思います。

報告書47ページにありますように、大学等における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び 提供を行うことは大変重要なことです。これを単に国内だけでなく、国際的にもぜひ活用できるよう にしていただけると大変有り難い。例えば、翻訳したり、ウェブサイトを活用するなどが考えられま す。

国際対応については非常に苦慮しております。現在、機構では大学評価のパイロットプログラムをこなすだけで手一杯であり、また、リソース、人等の問題もありますが、ゆくゆくは大学情報も含めて外部に発信する基地とならなければいけないことは十分に認識しております。

日本全体のことですので、是非、お願いします。

高等専門学校においては、専攻科の質を保つために、社会的に認知されていることが非常に重要なことかと思いますが、具体的に機構において企業等への働きかけなどは、行っていただけないのでしょうか。

その点については、現在、公の立場として、やっておりませんが、認定専攻科を修了すれば学位を申請できるわけですから、そういう道があるということを、きちんと雇用者に対してメッセージを出していくことが必要ではないかと思っています。

最近の大学評価・学位授与機構の機能は、いろいろな意味で非常に重要視されており、できるだけ 公的な立場で企業等への働きかけについて、よろしくお願いしたい。

かなり重要な課題として認識しております。

機構の社会的認知度が、なぜ、少ないかと考えますと、ここで認定された学士というものが、どれたけの学力なのかということが、おそらく社会ではわからないということが、ひとつの大きな原因だと思います。

学士の学位の授与をするまでに、修得単位の審査、学修の成果の審査、さらに小論文試験若しくは 面接試験と幾層にもあるわけで、この試験問題の中身を全部は無理かもしれませんが、社会に出して いく方法はないものか、それによって、この学士のレベルが社会に周知されるのではないかと思うの ですが。

試験問題の公開ということについては、学修成果が申請者の学習の達成状況を確認するものであり、申請者がその学修成果の内容を身に付けていることを試すために学修成果に関連する事項について申請者ごとに個別に作成するものであるため、試験問題を公開するということは、個人の学修成果(レポート等)も併せて公開せざるを得なくなります。そういう個人情報の問題もあることから、現時点では、試験問題は非公開ということで進めております。

機構の学士の社会的な認知という点では、試験問題の公表という他にも、いろいろな方法があると思います。例えば、機構の広報誌を利用して、送付先はしれてはいますが、機構の学位を取得して、効果があった例などを広報していくのも方法のひとつではないかと思っています。

学位授与の審査においては、例えば、学んできた成果とか教えてきた専攻科等の先生のコメントとかを最終的に考慮されて審査されるのですか。

いいえ、しません。基本的なコンセプトは個人ということであり、個人がどう学修成果をまとめ、 それに関連した試験に対してどう答えるかということです。

機構が授与する学士の学力の程度については、比較するものがないと思います。省庁大学校所属以外の人たちは、自分の意思で、大学に編入学しないで、単位を積み上げて学位を取得しようとするものであり、そこに大きな個人の意思が働いています。そして、その人たちがやってきたことを学修成果としてまとめ、それに関連して作成された試験を受けるということですから、大学の卒業生と比較できないところがあるわけです。

ただ、自分で決心してやったというプロセスと、客観的な評価を受けることは普通の大学の卒業生とは違うところです。

プライバシーの問題点もありますし、個人の意思をどういうふうに公表するかという問題はありますが、何らかの形でサンプリングを公表できると、いいかもしれませんので、その辺り、今後の検討課題としていただきたいと思います。

いずれにしても、今後、検討していきます。

機構で行う教官の個人審査は、研究業績を中心に行われているようですが、これからは教育の充実 が言われているわけで、その辺りで教育業績をどう審査するか重要になってきているのではないでしょ うか。

どういう形で審査をするのか、難しい問題でしょうが、その辺りを、どのようにお考えでしょうか。 平成13年3月の大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の改正により、個人調書に教育上の 能力に関する事項が追加されたことに合わせて、機構においても平成14年度から様式に教育上の能力 に関する事項を盛り込んだものにします。

教育業績とは、例えば、格別に教育に熱心であったという客観的なもので、学内、地域等で教育に関する表彰を受けたとか、有用な教材を作成したとか、特別な教育的な行事を企画・実施したことなども考えられます。何年間か授業をしただけというのは、どうかと思われます。

いずれにしても、教育業績を積極的にアピールすることになることと思われます。

教官の個人審査においては、担当授業科目が教えられるかということもありますので、その科目に 関する教育業績というふうに見ざるを得ない場合もあると思います。

管理運営面のところですが、1つは教官の公募、任期制を是非、率先して、導入していただくこと をお願いしたいと思います。

もう1つは、ここのスタッフについてですが、大学評価、または学位授与に関する専門家を養成する場となるようにお願いしたいと思います。

事務官については、創設から改組前までは、機構が非常に小さな組織ということで少人数であったため、内部異動に限りがあったこと、また、許認可事務に長年携わることも問題があるのではということもありましたが、改組により、大学評価を含めて大きな組織になってきましたので、ある程度、権限をもったところに長年在籍するということもないような形の内部異動も可能になったのではないかと思っておりますので、是非、そのあたりも改善したいと思っております。

ここの機関でしかできない事柄を通じて、特に評価関係者、それから学位関係者についてもそうですが、全国的に専門家が、それほどいるわけではないので、それを養成するシステムを制度的なものも含めて考えていかなければいけないと思っています。

教官については、大学評価の方は、公募のシステムをとっておりますが、一流の研究者でないと、なかなか世の中から認知を得られないということが多々ありますので、どうしてもそのような方に来ていただくこととなると、定年後または定年に近い方にお願いすることが非常に多くなりがちです。

学位授与の方については、創設から公募は行っておりません。事業自体がわりあい特殊性のあることなので、なかなかこういうことをやっていただける方はそうはいません。

また、機構の場合、待遇面について問題がありまして、機構に転任や赴任された場合、諸手当の関係で一般の国立大学と異なり、措置されない諸手当があり、金銭面で一般の国立大学より低くなる場合があり、そういった意味で厳しい状況です。

このような問題があり、どちらかというと学位授与の方は、若い方に来ていただきたいのですが、 公募に踏み切れないところがあるわけです。こと任期制については、これらの専門家がいませんから、 適当な人材がいないので、しばらく今の方式でやらざるを得ないと思っております。

状況は、よくわかりました。

それでは、このあたりで、質疑応答は終了し、外部検証委員会委員のみによる討議に入りたいと思います。機構のみなさん、ありがとうございました。

外部検証委員会当日の講評

(委員長)

それでは、これから講評に入ります。委員の先生方からは、それぞれ的確なご意見をいただきましたので、それを総括した形で申し上げます。

委員全員から、今回の自己点検・評価報告書は非常に良くできていると、高い評価をいただきました。とかく自己点検・評価の報告書というものは分厚いだけで、関係者以外は読まないという、読んでも中身がつまらないというものが多い中で、いずれの委員の先生方からも簡潔で、しかも10年間の事業を総括して書かれており、機構の学位授与事業の認識を新たにしたという評価をいただきました。

委員の先生方に共通していたのは、社会的認知度、存在感というのが必ずしも大きくないのではないかということです。そのためには、各界へのPR等の働きかけをもう少し努めていただくことが、この機構を生かすために必要ではないかというご指摘がありました。いってみれば、ある種のPR活動です。これは書かれた文章だけではなくインターネットなど、さまざまなメディアをITを駆使していただきたいと思います。

それからもう一つの大きな問題点は、専攻科を経由していない個人が学位授与の申請をしている場合が必ずしも多くないため、生涯学習という観点から、機構をもっと活用することができるような側面が必要ではないかという意見がありました。

PR に関連して、今後の情報発信は単に国内のみならず、国際的に発信できるような機構にしていただきたい。大学・大学院についての情報なども、ここを通じて外国の人たちが情報を得ることができるようになればさらに良いと思います。

若干具体的なことで恐縮ですが、審査プロセスの問題とも関連するのですが、審査の迅速化をお願いしたいという意見が委員からもかなりありました。

例えば、3月の申請の場合、その審査結果は秋口になるなどの問題もあります。

審査の迅速化については、高専、大学校ともに問題があるようで、ご負担をおかけする課題かもしれませんが、よろしくお願いします。

それから、これは機構だけでの問題ではないかと思いますが、これから高等教育は非常に流動的な時期に差し掛かっており、あるいは社会の雇用のシステムを含めて大きな変化があるわけです。そうした社会の大きな変化というものを見込むような形で若干の将来展望があって良いのではないかと思います。

例えば、短大の4年生大学への移行や、国立大学の設置形態そのものが変換期にあるわけですから、 そういうような時に、この機構が今後どうなるのか、おそらく大学評価事業との関連もでてくるわけ で、そういったものを考慮した若干の将来展望みたいなものを、たんなる実績に対する総括だけでは なくて、ご検討いただければ良かったのではと思います。これは要望ですが。

なお、各委員の先生方には、本日の討議を踏まえまして、それぞれの先生方が個別に外部検証評価書の書式に従い、箇条書的あるいは文章でも結構ですので、1月15日までに提出していただき事務局でとりまとめたものを、私が最終的に全体を総括し、機構長に報告する手はずとなりました。以上でございます。

大学評価・学位授与機構における学位授与事業 に関する外部検証実施要項

(平成13年10月3日)自己点検・評価委員会

(趣旨)

第1 この要項は、平成13年度に実施する大学評価・学位授与機構における学位授与事業に関する自己 点検及び評価等に係る実施要項第5の第2号の規定に基づき、外部検証の実施に関し、必要な事項を 定める。

(外部検証委員会)

第2 外部検証を実施するために、機構に外部検証委員会を置く。

(外部検証委員会委員)

第3 外部検証委員会委員は、若干名とし、機構の学位授与業務に又は学位制度や高等教育に精通した 有識者等のうちから、機構長が委嘱する。

(外部検証委員会委員長)

- 第4 外部検証委員会に委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員が前項の職務を代行する。
- 第5 外部検証委員会委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。
 - (外部検証実施方法等)
- 第6 外部検証委員会による外部検証の実施方法等は次のとおりとする。
 - (1) 資料調査

機構がまとめた学位授与事業に関する自己点検及び評価結果及びその他参考資料による調査を行う。

(2) 実地調査

機構において実地調査を行う。

(3) 評価書の作成

学位授与事業全体及び業務区分ごとに各委員が評価書を作成する。

(4) 総括評価書の作成

上記(3)の評価に基づく総括評価書を作成する。

(5) 報告

外部検証委員会は、外部検証の結果を機構長に報告するものとする。

(庶務)

第7 外部検証委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、外部検証の実施に関し必要な事項は、大学評価・学位授与機構自 己点検・評価委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成13年10月3日から施行する。

外部検証実施要領

(平成13年10月29日) 自己点検・評価委員会

「大学評価・学位授与機構における学位授与事業に関する外部検証実施要項」第6に定める外部検証 委員会による外部検証の実施方法等の詳細(実施要領)は、次のとおりとする。

1 資料調査

資料調査は、外部検証委員会(以下「委員会」という。)開催前に自己点検・評価委員会から送付された自己点検・評価報告書等により、外部検証委員会委員(以下「外部検証委員」という。)ごとに行う。

2 実地調査

実地調査は、委員会を開催し、その議事の中で、自己点検及び評価結果等についてのヒアリングを 中心に行う。

3 評価書作成等(評価書及び総括評価書の作成並びに機構長に報告)

- (1) 総括評価書の作成者及び評価書のフォーマットを含む作成方法については、委員会において決定する
- (2) 委員会終了後、資料調査及び実地調査結果を踏まえて、各外部検証委員は評価書を作成し、総括評価書作成者に報告する。
- (3) 総括評価書作成者は、(2)の評価書に基づく総括評価書を作成し、その評価書とともに機構長に報告する。

大学評価・学位授与機構 外部検証報告書

学位授与事業に関する外部検証 2002**年3月**

編集 大学評価・学位授与機構自己点検・評価委員会

発 行 大学評価・学位授与機構

〒226 - 0026 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 〒101 - 8438 東京都千代田区一ツ橋2 - 1 - 2

〒112 - 0012 東京都文京区大塚3 - 29 - 1

TEL 03 - 4212 - 8208

ホームページアドレス http://www.niad.ac.jp/